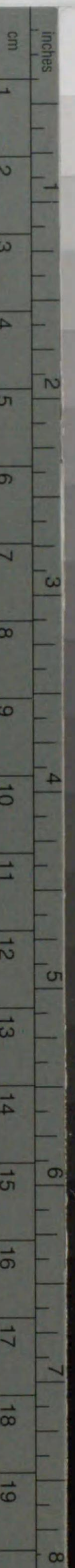


Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19



Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Blue	Cyan	Green	Yellow	Red	Magenta	White	3/Color	Black
[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]
[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]

610
7

610-67
1200501534216

時々ぬ
 山
 の松
 いは
 馬子
 言れ
 くれ

ぬれ山
 雪の
 意な
 すせ
 秋
 ふく



春
 國
 名
 總
 法

物
心



春
國
名
湯
治

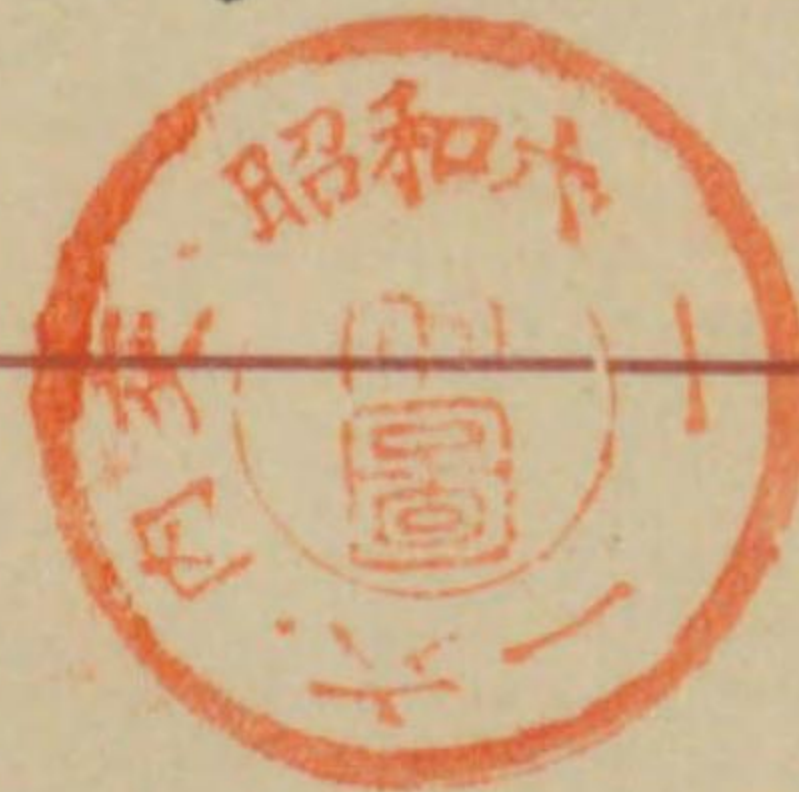
9961

鈴木覺馬編



南史

第一卷



嶽南史刊行會發兌

坂丸心



春園文房



編者小照

(昭和五年五月十三日)
(奉迎天皇陛下幸松濱)
(影撮紀念)

坂
丸
心





編者小照

(昭和五年五月十三日
奉迎天皇陛下幸松濱)
影撮紀念

編者小照



あまそそるふいか



あまそそるふいか
ふかねゆみわたせ
もほり力のむかし
あまそそるふいか



覺馬

あまそそる

ふしのたかねゆ

みわたせは

すそのむかし

しのばるるかな

あまそそるふいかに



春國文

あまそそるふいかに
みわたせは
すそのむかし
しのはるかな

覺馬

あまそそる

ふしのたかねゆ

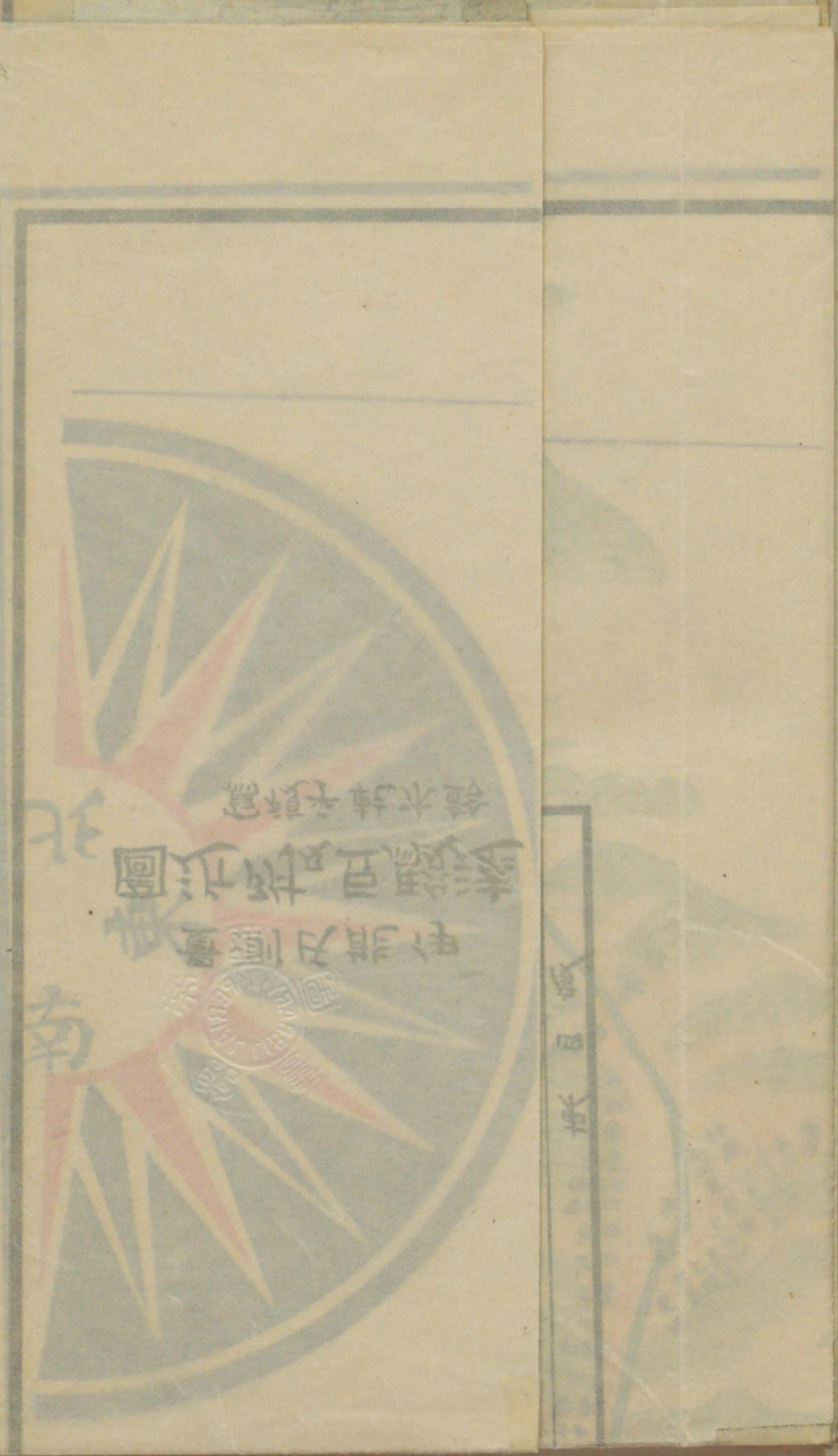
みわたせは

すそのむかし

しのはるかな



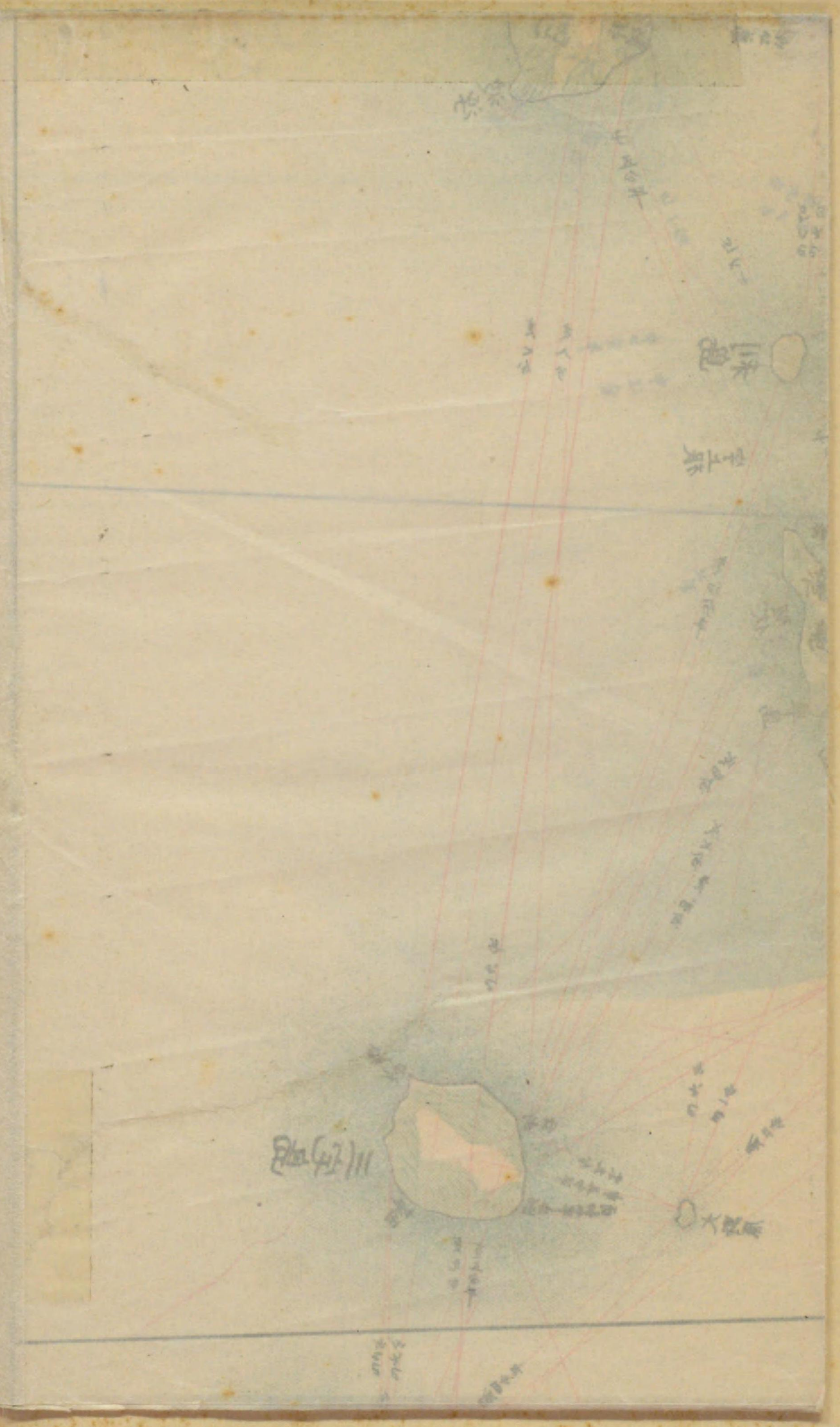
後三九〇



甲寅年四月廿五日
繪圖
繪圖

繪圖

ぬいせり



序

610-67

鈴木覺馬翁の境涯には、同じやうな學問に携はる者の、慶賀
 し且つ羨まなければならぬ様な特長が幾つも有る。其一つ
 は三十何年前に、志を一つの事業に起して以來、世情と好尚は
 此通り推移したにも拘らず、終始其遂行に精進して、未だ曾て
 他を顧念しなかつたといふことである。是は勿論大いなる
 意思の力ではあるが、しかも題目の選定がもし當を失して居
 たならば、その意思も結局は寂寞を以て酬いらねなければな
 らなかつたのである。嶽南史の一著が有るべくして久しく
 現れず、偶々我鈴木翁の如き操持堅固の士によつて企劃せら
 れたといふことは、乃ち亦稀有の遭遇と稱すべきである。
 第二に稀有なるは此翁の長壽、老いて愈々旺壯なる氣魄、及

折り込み部分

未撮影



び之に伴なふ安靜の心境が終に一人の手を以て能く是ほどの大著を完成したといふことは是である。この種の事業の往々にして半琢の玉の如くなるものが遺り傳はるのは必ずしも人生の失意悲傷もしくは貧窮が之を挫折せしめたのみで無い。餘りに華々しく又得意なる者も、尙屢々其素志を未了ならしめて居る。ましてや人間の一代は、兩者何れの爲にも十分に長いとは言ひ難く、此の如き博覽廣搜は之に對して、實は幾分か大に過ぎたる事業でもあつた。然るに我鈴木翁は、一方には許多の人生の波瀾曲折を経過しつつ、尙且つ其著の全備して堂々として世に出づるの日を迎へ見ることを得たのである。この餘裕と清福とを羨まなければならぬ者は、今も昔も其數が餘りにも多かつた。

第三の特長も亦大いに誇つてよいものである。此種の浩

瀚なる書物は、現代の印刷文化を以てするも、通例はさう容易に世に公にし得るもので無いとしまつて居た。それは事業の世を益すべきと否とに論無く、扶けて之を行はんとする者を糾合するの途が無かつたからである。鈴木翁はそも如何なる徳望、如何なる熱情の人を動かすものがあつたのであるか。一朝にして斯くも多數の郷人舊知等の躍進を來つて之を支持する者を得たのである。此事實は少なくとも半生を書齋裡に没頭して居た者が、尋常其郷人舊知等に豫期し得る所では無かつた。此著の價値の大小は後世に至らずんば實は裁決し難い。しかも今日の同志諸君の大部分が、何れも豫期せられし讀者であり又利用者であることを考へること、兎に角にその一旦の目的は達したのである。この眼前の効果を實驗して、欣々然として、抃舞せざる者は無い筈である。

鈴木覺馬翁は誠に幸福なる學徒と言ふべきである。

四

翁は尙恐らくは此書が郷黨の間に流布して、著々として其用途を明にするの状をも目撃することが出来るであらう。今日は恰かも郷土研究といふ言葉が、文部省の官吏にまで、口にせられる世の中である。地方は素より此聲の夙に揚がらんことを望んで居た。乃ち其研究方法の競うて進めらるべき秋なのである。普通従來の順序として考へられて居たものは、力の及ぶ限り郷土の古書を集積して、之を心有る者の閲讀に供することであつたが、集積は既に難く閲讀は更に多數者に期し難かつた。嶽南史は即ち或一人の篤學が、その三十九年の貴重なる時を割いて、博く郷人に代つて萬卷を讀破した報告である。之を年代に序で事項を標出したのは、悉く後進の爲め豫め搜索の勞を濟うたものである。故に將來の利

用者は唯其記述の各自の土地に關し、各自の家門に關する部分に葉を挾んで、多くの子弟をして其前後の之と伴なふ事實を熟讀し且つ考慮せしむれば足るのである。古書の記述は勿論一方に偏して居る。多數庶民の現實の疑惑に對しては、答へんとして答へ能はざるものが少なくない。しかも其疑惑を卒直に表白し得る者は、先づ以て此種の成書によつて、前代の記述が果して何れの程度にまで、豫め大衆の間はんとする所に備へて居たかを明らかにする必要があるのである。幸ひにして其疑惑がもし眞劍のものならば、第二第三の鈴木翁も亦蹶起すべく、嶽南の史學は永く今日の狀に停まつて居ないこと、信ずる。

昭和五年臘月

柳田國男識

五

後記

（Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including characters like 田、民、録、等）

自叙

昔、双岡の兼好、つれづれに進び書していふ。一事を必ず成さんと
思はゞ、他の事は破るゝをもいたむべからず。人の嘲をも恥づべか
らず。萬事にかへずしては、一の大事成るべからずと。余が此編も
とより大事ではない。然れども浅學の余に取ては、また小事でもな
い。故に、明治三十八年九月、事に因て偶と此ことを思ひ起して後は、
殆んど百事を抛て顧みなかつた。長官の髯も拂はず、勢家の門もく
ぐららず、一向、此事にばかり成りかゝつて居たから、元來性質にも因る
だらうが、人に愛を售るなどのことは、到底出来なかつた。而已なら
ず、却て人に疎外せられたことは、少くない。六十歳の三月、公職を退
いたのも、一はこれが爲である。

されども余は、是がために之を廢せず、ますます奮發した。六十五
歳の今日に至て、漸く完成することが出来てみるといさゝか兼好の

自叙

ぬいれん

自叙

二

言に感ずる所が無いでもない。併し余には、是よりも大事で、好きな仕事が一ある。其は育英事業である。十四歳の三月から従事して、今に至るまで止めることが出来ぬ。自ら好んで人の師とはならないが、人から頼まれれば否とはいはぬ。晝でも夜でも、忙くても閑ても、少しは病氣でも、曾て私事を以て辭したことはない。是が此編の小なのにも拘はらず、長い歳月を費した所以でもあらうか。然り而して、此の編中には、口碑傳説、玉石を混交して收めたが、是は斯うしたものの、中にも、多少の隠れたる眞理、といつては大き過ぎるが、何等かの意味が隠つて居は爲まいかと思ひすてるのも惜くて、收めた次第である。或はまた小冊ではあるが、青史の缺けたるを補ふ助にもならうかなど、いさゝか自負心も交りて。

大正十四年五月廿三日

鈴木覺馬識

或問

或人問うて曰く、子が此書、史を以て名づく。然るに地の誌を載せたり。名、實に背かずや。
 曰く、史は地上に生じたる事物の變遷なり。地理に據らざる史談は多くは茫漠、恰も雲を抓むが如し。地誌は忽にすべからざるなり。況や地理の變遷も歴史の一部なるをや、地方史の體自ら然らざるを得ず。

曰く、子が史、冠するに嶽南を以てす。他國の事に及ぶは何ぞや。
 曰く、史は原因結果を知るを要す。故に因の此に在て果の彼に生ぜしもの、果の此に生じて因の彼に在るものは、共に遺つべからざるなり。
 曰く、歴史と因果と、其説は已に得たり。抑も楠公が湊河の討死、大鹽が大阪の亂、江戸の大火、嶽南と何の關係かある。

曰く、吾言はずとも、知る人ぞ知る。但し子に要なくば、暫く讀まずあれ。
 曰く、口碑・傳説は、牽強附會多し。故に智者は取らず。然るに子獨り録して厭はず、豈に此史の瑕瑾ならずや。

或問

一

ぬいれん

或問

二

曰く、牽強附會の有無多少は、未だ俄に斷すべからず。兎まれ古來人の多く信じたればこそ、今日に至て尙ほ存するにあらずや。然らば世々の思想界を窺見るには、必要缺くべからざるものなり。況や意味深長のもの、或は隠れたる事實を語るもの少なからざるをや。余は或意味に於て、彼の一部歴史家や、考古家の説よりも、此の口碑・傳説を重するものなり。愚蒙の謗は他の言ふに任せん。

曰く、近時歴史編次の體は、部門を分ちて敘するを常とす。然るに此書獨り衆に違ひて、編年體を用るしは、陋習遂に脱し難きか。

曰く、部門を立て、敘述するは、編纂上なか／＼に容易なれども、所謂時代思潮を窺ひ、事蹟の相互關係を知らんには甚だ不便なり。是れ特に編年體を用るし所以にして、好みて衆に違ひしにあらず。

曰く、子何が爲に此書を編したる。

曰く、我が郷土の發達の次第を詳にし、我が同郷人の愛郷心を鼓舞し、進みては我が國家觀念をも固うせんとは、我が若きよりの素志なり。而して此書は其の前提として、其の材料を拾集したるものなり。夫れ人は自己が成長の次第を明にして、父母を敬する情彌、厚く、祖先が創業の勞苦を知つて、家門を思ふ志益、深きが如く、己が郷土の開拓、及び之が進歩發展に貢献したる、前代人の苦辛の容易ならざりし蹟を知悉せば、誰か藹然として愛郷の念を起さざらんや。併も此の念力は、他人の勸誘諭示によりて起したる如き、薄弱の念力にはあらざるなり。而して此の愛郷心は、臆て愛國の精神なれば、苟も一國民たるものは、己その國其郷を思ふと共に、同胞の愛郷心をも、愛國心をも、於盛に發揚する道を講ぜざるべからず。而して其道は決して高尚なる理由を説示するにもあらず、高遠なる想像説を唱導するにもあらず、要はたゞ數千年來、此の土地に住着きたる我が祖先の、子孫相受け相續ぎて、成し來りたる事業の蹟、若くは此地に起りたる事蹟を、飾らず削らず有りの儘に、現代人の前に提供するにあるのみ。されば此書は尾籠ケ間敷も、其の一廉の用に立たしめんとてなむ編述したるなる。

更に又惟へば、我が嶽南地方は、東海道の中樞にして、東海道はまた、五畿に次ぐ日本の中樞なり。古代は暫く措き、平安遷都以來の東海道は、人文の進歩といひ、事業の發展といひ、交通の便利といひ、七道中一頭地を拔でたる地方なれば、凡そ世の出來事といへば、其の國家的なると否るとを問はず、此の海道の關せざることは少し。而して東海道の關する所は、我が嶽南地方に關係聯絡するところ最も多きなり。故に若し、洛陽の盛衰にして、天下の治亂を卜し得べくんば、我が嶽南地方の形勢によりて、天下の形勢を知り

或問

三

ぬいれ



或問

四

難きにもあらず。斯れば嶽南史を講ずるものは、獨嶽南史に通ずるのみにはあらで、自らまた天下の史にも通じ、以て彼の盛衰興亡の迹を取つて、此の忠魂義膽を養ひ、以て大和民族の本領を全うし、天壤無窮の皇運を扶翼し奉ることをも得べきか。嶽南史編纂の主旨は、全く此にあるなり。

或人莞爾として曰く、子が此書、編輯の趣意甚だよし。乞ふ勉旃。

曰く、諾、然れども一個の老措大、學淺く才短く史料亦乏しく、未だ此書だに完うする能はざるに、年已に六十を超ゆれば、或は終極の目的を達する能はざるを憾む。

出典につきて

此書嶽南史とは名づけたれども、もとより世公にせんとにあらず。己若きより皇御國の小さき若き國民をあらづかりて、教導く道にたづさはりたれば、そを育くまむ料にもと、藻鹽草かきあつめたるもの、且つはあまりに浩澣となる恐れもあり、かた／＼倅に之を繕きくるゝ人ありとも、強ちに吾が捏造なりなどと、疑ふやからはあらじなれば、出典などは無くもがなと、すべて省きすつるを、此比ゆくりなくも人見とがめて、などかくはといひ／＼すむるまにま、さらば書きそへてみむと思ひなりて、この夏すこしの暇あるにまかせ、彼是と古き書どもとてあさり求めたれど、借りたるは已に返して此許になく、書き置きたる反故どもは、しみの糞、れづみの潮に汚されて、大かたはわいだめもなくなりはてつ。

斯かれば、今こゝに書き入れたる書の名は、はつかに己が手許にある書籍と、己が心にのこれる記憶とより、辛うじて捻り出でたるものに過ぎず。思へば眞に一簧をかく憾みはあれど、今はた如何にともせむすべなし。あはれまた思ひ出でたらんは、折り／＼に補ひてむと、全からぬま、暫く筆を擱きつ。

昭和三年八月卅一日

覺馬

嶽南史



嶽南史第一卷概目次

一 總 說

1 古代の地勢……………一

河流變遷——江灣變遷——海岸變遷——山嶽變遷

2 上代 概 論……………一三

石器時代——銅鐸時代——伊豆諸嶋開發——駿河國開發

3 古 代 總 論 紀元元年——一三六九年……………一五

素賀國は東方の鎮——國造は地方文化の源——嶽南人民の祖——地方開化の停滯——地方文明の諸因——國造國司の功罪

二 事 蹟

〔一〕神 武 天皇 紀元元年——八〇年……………一六

素賀國造——素賀國

〔六〕孝 安 天皇 紀元二六九年——三七〇年……………四〇

目 次

後一七〇



目次

二

富士山湧出(諸説)——國界標木——豆駿國號考

〔七〕孝靈天皇 紀元三七一年——四四六年……………四

徐福來(八丈嶋氏)(諸説)

〔八〕孝元天皇 紀元四四七年——五〇三年……………四

勝田郷(郷名考)——遠江國號考

〔一〇〕崇神天皇 紀元五六四年——六三〇年……………四

四道將軍武渟川別命——弓弭、手末の調——古代布——造官船——古代の船——一ノ宮、二ノ宮

〔二〕垂仁天皇 紀元六三一年——七三〇年……………四

石田郡起因——溝渠開鑿

〔三〕景行天皇 紀元七三一年——七九〇年……………四

日本武尊東征(遺蹟)——岩田海——天皇駿河國御巡狩(日本武尊薨去)——庵原、安倍、長田郷——森町、太田邑——竹取翁(赫奕姫)——駿河國號諸説

〔三〕成務天皇 紀元七九一年——八五一年……………三

國縣區分——郡名起因——國造の矛

〔四〕仲哀天皇 紀元八五二年——八六〇年……………三

久努國造

〔一〕神功皇后 紀元八六一年——九二九年……………三

伊豆國造——地方部落の狀況

〔五〕應神天皇 紀元九三〇年——九七二年……………六

枯野船(遺蹟)——古代木工——土方、幣岐、秦原君——松葉仙人

〔六〕仁德天皇 紀元九七三年——一〇五九年……………五

駿河獻黃金——志豆旗山狩獵——伊豆國隸駿河國——大井川流木(造船)(船大工)

〔九〕允恭天皇 紀元一〇七二年——一一二二年……………五

刑部郷——伊豆國新置

〔一〇〕安康天皇 紀元一一一三年——一一一五年……………五

香具山下の鹽

〔四〕仁賢天皇 紀元一一四八年——一一五七年……………五

熱海溫泉湧出

〔七〕安閑天皇 紀元一一九一年——一二九四年……………五

駒形神社(口碑)——稚贄屯倉——有渡濱天女

〔九〕欽明天皇 紀元一一九九年——一二三二年……………六

小國神社——一ノ宮諸説

〔三〕推古天皇 紀元一二五二年——一二八八年……………六

六齊ノ市——壬生郷——龍巢山ノ大般若經——岩田郡國浮湊——掖玖人漂着——久能寺緣起——有渡濱

目次

三

ぬいれん



目次

四

〔五〕皇 極 天皇 紀元一三〇二年—一三〇四年……………八五

—奥野狩鞍

〔六〕孝 德 天皇 紀元一三〇五年—一三一四年……………八六

遠江國の丁—富士川の虫祭
大化改新(田制)—機業盛大—極樂寺—遠江國廢合(國府)—駿河國廢合(國府)—伊豆國を廢す—國造政權を失ふ

〔七〕齊 明 天皇 紀元一三二五年—一三三〇年……………八八

駿河國軍船を造る(遺蹟)—樵翁健歩

〔八〕天 武 天皇 紀元一三三三年—一三四五年……………九〇

嶋名神社(御厨)—伊豆國流配の始—遠州に唐人の配置—伊豆國を置く—大嶋噴火—大嶋風俗—東海道巡察使—礪杵道作流竄—木枯森狩獵(怪物)—安倍山の怪—清見關—有渡。庵原。安倍の郡界—藍染川神話—德崇寺建立(嶽南佛教の卵)

〔九〕文 武 天皇 紀元一三五七年—一三六六年……………九六

役小角配流—遠駿の牧地—遠江國司賞せらる—地方形勢—役小角赦免(遺蹟)—長濱浦風光(高松社)—大寶令と嶽南三州—驛鈴—地方狀況—鴨江寺(以毛保利長者)—曳馬野御幸(秋)—東海道巡察使—國印—行基菩薩蓮花寺建立(逸話)—役丁法、田租法—駒積の印—國司國造分任—清見崎風光—黒牛地中より出づ—遠江國齋國—長田郡を上下に分つ—遠駿の兵蝦夷を征す

奈良朝時代 紀元一三七〇年—一四五三年……………一〇一

一 總 説

驛路制は地方改進の基—巡察使は地方開明の先驅—行基菩薩の功—地方に儒佛なし—地方文學—國文寺建立は地方民敬神の極—國分寺建立は地方開明の助—挑文師産業上の功—防人の文學—嶽南の武—智進みて奸生す

二 事 蹟

〔一〇〕元 明 天皇 紀元一三六七年—一三七四年……………一〇二

挑文師派遣—豆駿錦綾を織る(匹の長)—郡郷各二字に限る—庸綿(商布の長)—瓮玉川壅塞(敷知、長上、石田水害)(大小天龍川)

〔一一〕元 正 天皇 紀元一三七五年—一三八三年……………一〇五

駿河の高麗人—佛寺廢合—遠江齋國—多度山行幸—秋葉山の杉の佛像—按察使—駿遠豆免役—山名郡新置—佐野郡—遠江國司驛に乗る—大小麥播種—農業變遷—久能寺建立(由緒)

〔一二〕聖 武 天皇 紀元一三八四年—一四〇八年……………一〇八

伊豆を遠流の地とす—敬神思想衰ふ(敬神の詔)—郷里の改稱—秋葉寺開起(行基作佛)—國分

目次

五

ぬいせり



目次

六

二寺——物價——防人停止——牛馬賣買の停止——行基國界を定む(日本總地圖)——足窪村の怪楠
 (七鉢佛)(早乙女彌陀)——調庸布の長——國分寺權輿——疫病療法七ヶ條(瘡瘡神渡來)——光明寺勅
 願所(油淵の蛇退治)——東國防人を停む——國守交替制——交通運輸の狀——健兒を停む——馱馬負
 荷量——租稅額(濱名郡輪租帳)——東海道の兵西行——七重塔建立——國分寺建立(同規定)——國分
 寺址(遠駿豆)——伊豆流人小野東人——伊豆流人鹽燒王——伊豆流人藤原良繼——造國分寺費用——
 國分尼寺建立——巡察使權限(規定三十二條)——國郡司非行——國辭の制——遠江守櫻井王獻詠(大
 乃浦)——鯨ヶ岡俄に池となる——國分寺建立地檢定——行基菩薩は遠州人(遺蹟)——法多山尊永寺
 建立(勅使塚)——無間鐘——黃道仙人瀧——吸江山平田寺領——僧万卷——熱海溫泉治病——増參寺
 建立(傳説)——大蛇退治——京人多く駿遠に移住む

〔四六〕孝 謙 天皇 紀元一四〇九年——一四一七年……………一八六

駿河國黄金を獻す(黄金出所)——連ヶ磯(獲金者)——國司交替制——年を改め歲となす——遠江防人
 の詠進歌——駿河防人の詠進歌(大伴家持の長歌)——遠駿豆の國歌——大乃浦の和歌——醫王山藥王
 院建立(油山藥師)——遠江國守多治比國人配流——駿州蠶卵の瑞(金刺舍人)(改元の詔)——博士醫師
 亂選——鵜田村の藥師佛(鵜田村)——老丁、耆老の制

〔四七〕淳 仁 天皇 紀元一四一八年——一四二三年……………一九六

蠶の瑞と鑑眞和尚(菩提樹院)——飢民賑恤の詔——驛路の側に菓樹を植う——荒玉河堤修築(天寶堤)
 ——牛角を貢す——東海道節度使(弓馬布陳の訓練)——遠駿役船を貢す(渡津遭運の困難)——東國の
 武勝る所以——節度使の襖・冑を作る

〔四八〕稱 徳 天皇 紀元一四二四年——一四二九年……………二〇一

騎女を貢す——國分寺の財物使用を禁止す——嶽南作佛多し——敬滿神社改造(祭神)——伊豆流人和
 氣王——曾許乃御立神社勸請(神事)——神社封戸民の恩免——神社に神服を奉る(遠江の神機織殿)

〔四九〕光 仁 天皇 紀元一四三〇年——一四四〇年……………二〇八

磐田郡主帳等賑恤——陸奥の貢駿河に漂ふ——國分寺正月の祈禱——國守兼任——神社掃修令——赤
 染長濱姓を常世連と賜はる——伊豆流人葦原賤易——襖を陸奥に送る——百姓遁走——人民困弊の狀
 ——三嶋厓——宅地制

〔五〇〕桓 武 天皇 紀元一四四一年——一四六五年……………二一四

土師氏姓を菅原と改む——伊豆流人水上川繼——國司田園を營むを禁す——國司の專横貪婪——調庸
 粗惡——戸口括責浮浪勘編——人民巧悞——伊豆流人林稻曆——遠江介菅原古人の四子學資を賜はる
 ——東海道の軍士簡閱——蝦夷征伐の糧鹽を召さる——蝦夷征伐の師調發——國司荒怠——革甲を造
 る——軍士簡閱——甲を造る——駿東郡境域——征箭を作る——健兒を貢す——普照寺觀音海に浮
 ぶ(磯崎八郎佛を作る)(一角(粟長者)——坂上田村麿磐田海の赤蛇を征す(潮海寺藥師)(光明寺門前
 の佛)——佛寺の封戸増加して朝廷衰ふ(嶽南の佛教)(佛教主旨變遷)——平安奠都——嶽南風物九重
 に達す——富士山は日本の鎖——富士山の詩歌

平安朝時代 紀元一四五四年——一八四九年……………二三三

一 總 說

目次

七

ぬいせり
東國の歴史

目次

奈良朝の弊——平安遷都の主意——平安城亦地方開化の源泉——嶽南の尙武氣象——因循姑息——佛法の功罪——輕薄の風——地方武人の狀——藤原氏專權——地方豪族崛起——平氏院政に依て起る——土豪大義を辨ぜず——天慶亂後の形勢——交通——列聖の聖慮下通せず

一一事蹟

〔五〇〕桓武天皇 紀元一四五四年——一四六五年……………二四七

定額寺の資財管理——駿遠二國新都の役に就く——神宮司神主の在職年限——錢貨の通用沿革——宮衙路開(横走開廢)——驛家修繕規定——國司國造貪婪——蝦夷清見關に至る——坂上田村麿蝦夷を平ぐ(岩城山、許奴美濱)——磐田海涸(赤蛇退治)——富士山燒(愛鷹山噴起)——駿河の浮浪を陸奥に配す——足柄路回復——東海道筋——伊豆掾上京途中毒殺せらる——延暦時代の人情風俗——僧侶の戒弛む——博士醫師の亂選——金谷長者(姥池)——峰村藥師堂(宗源寺)

〔五一〕平城天皇 紀元一四六六年——一四六八年……………二六〇

遠江貫布天皇御素服となる(山香郡の貫布)——三ヶ日村神服を織る——高部村甘菜——豪族兼併の端——大宮の富士淺間勸請——富士山の諸説——桑漆樹を植う——富士山上の淺間勸請(愛鷹山、犬飼二神神事)空海修禪寺を創む(空海自筆のいろは歌)——空海の遺蹟(惡龍退治)(瀬戸染飯)——敷地村牛ケ鼻の和歌

〔五二〕嵯峨天皇 紀元一四六九年——一四八二年……………二六七

笠井郷(五十の市)(鹿玉河底の佛)——眞如院(高岳親王)——有玉八幡宮——利仁將軍社(利光社)——龍池院建立(岩水寺子安地藏)——無封神社の修理——志豆波多山の奇瑞(神社増封)——狂言を禁ず——僧萬卷(新光寺)——新羅人暴亂——大小麥の播種勸誘——官道樹木の保護——國分寺檢校

〔五三〕淳和天皇 紀元一四八三年——一四九二年……………二七八

遠江守藤原衛——大野牧設置——三嶋神靈異(養鷄)——觀音寺勸願所となる——猪鼻驛を復す

〔五四〕仁明天皇 紀元一四九三年——一五〇九年……………二八一

厩本配布(遠江介良棟)——遠州荒地(阿保親王の領地)——富士川渡船(浮橋)——富士山珠玉を雨らす(山狀)——走湯山東明寺創建——國司神事を行ふ——疫癘(祈願)——遣唐使出發に付海龍王經を講す——上津嶋燒く——蕎麥の播種勸誘——荒地開墾の勸諭——遠江貫布(御喪服)——神社の位階——上津嶋大噴火——永倉驛廢(嶋田驛)——般若轉讀豐稔を祈る——彗星現る殺生禁止——橘逸勢伊豆に流さる(珍令至孝)(板築驛)——猪鼻驛を復す——伊豆流人宮田磨——駿河七牧——牧の事(牛馬印)——遠江の牧——佛名懺悔法を行ふ——六尺以上の男を貢す

〔五五〕文德天皇 紀元一五一〇年——一五一七年……………三〇一

橘逸勢の女婦京——御藏嶋の古風俗(富賀神社)——角避彦神社——諸神正六位に叙せらる——駿河瑞草を獻す——國司遙任の始——駿河の淫祠阿氣神社——駿河介山田春城——廣瀬川郵船(川越嶋)——遠州連理木生す

〔五六〕清和天皇 紀元一五二八年——一五三五年……………三〇九

淺間神託——三嶋神託——曾許乃御立神社——賀久留神——濱名橋造營——東海古道(本坂越)——橋の種類——頭陀寺、法照寺(定額寺)——富士山燒く(狀況)——神社修造(地方官怠慢)——柏原驛廢、

目次

後七

目次

一〇

蒲原驛移——横走驛(横走閣)——淡海石田神社(由来)——富士山神託——御廬神社(羽衣碑)、三保崎(三叢松)(羽衣松)(伯梁屋敷)(相生松)(羽車社)——伊豆流人伴善男——在原業平東下——角田川の業平の歌——捕盜の下知——貯錢を禁ず——神社の位階濫授——神事に關する掟三條——國郡司腐敗——富士山頂の神社——鳥居の由来——蛇、經を呑む——遠江兵庫鳴——國司の神佛巡拜——仁王經領下——大蒲庄開拓(蒲大神)——小社の修繕法——富士山頂の翁・姫——富士山記——龍巢山の行翁——幡教寺創建

〔五七〕陽 成 天皇 紀元一五三六年——一五四三年……………三三六

遠駿の兵出羽に赴く——赤尾神社(赤尾塔)——遠江免租を請うて許されず——遠江官舎倉庫焼く——山香郡を置く(郡城)——磐田郡界——遠信の國界——氣田は朝廷の御邑——二ノ宮鹿苑神社——卜部平麿卒——駿河國戎具を改造

〔五八〕光 孝 天皇 紀元一五四四年——一五四六年……………三四一

太神宮修造役——三嶋山法華寺再建——濱名橋修築——遠州官米在高——秦原郡荒地——伊豆國司勅諭を蒙る——七道海溢

〔五九〕宇 多 天皇 紀元一五四七年——一五五六年……………三四五

伊豆新嶋圖——熱海大湯の源——祭祀を慎むべき官符——勇士を召す——伊豆流人伴善祐(天神山)(都の松)(善祐祠)(東光寺)——駿河未納官稻償却

〔六〇〕醍 醐 天皇 紀元一五五七年——一五八九年……………三四八

吉祥悔過勤修——足柄關設置——東海東山賊横行——盜賊防禦策——賤機山淺間社勸請——青葉岡景

色——遠江の微類を停む——地方豪強——伊豆國讀師——田中神社——延喜式中の遠駿豆——伊豆を遠流地とす——絹布の變遷(駿遠豆の絹布類)——牧馬の變遷——驛傳制——貢馬(駒迎)(駒引)(馬帳)——式内神社——修善寺別當惠空——光明山の大乗妙典——物價——駿豆の物價——罪人追捕——貞純親王薨(桃園御陵)——中村八幡宮——堤中納言兼輔——岡部八幡宮——朝日奈城——朝日山城——狼明神——風土記勘進——遠州御厨——海運船賃

〔六一〕朱 雀 天皇 紀元一五九〇年——一六〇五年……………三五八

伊豆守平將武——平將門反——橘遠保純友征伐——東海道追捕使——懸賞討賊——賊駿河を掠む——官符使殺さる——國守賊狀を奏す——大將軍忠文清見關到着(清見關風景)(清見關の名稱考)——將門亡——忠文歸京——燒風三郎——錦綾の製衰(錦綾種類)——驛鈴を伊豆國守に賜ふ——長福寺鐘由来——原田郷——鐘懸松

〔六二〕村 上天 天皇 紀元一六〇六年——一六二六年……………三五七

遠江守任官書式——封事を求む——益津郡司殺さる——駿河介殺さる——駿河國司帶劔の許可を請ふ——地方靜謐時代——山姥(山姥退治)(遺蹟)——平賀、矢野二氏——奥山郷——アクタレ婆——正覺山中興——遠江國交替使——殺生禁斷——來朝法師——六十六部(久昌寺)

〔六三〕冷 泉 天皇 紀元一六二七年——一六二八年……………三五九

流人僧蓮茂

〔六四〕圓 融 天皇 紀元一六二九年——一六四三年……………三九六

遠江公藤原兼通——駿河守兼盛——益頭山の戰——藤枝八幡宮——駿府城起原

目次

一一

後三條天皇
紀元一七二八年
一七三一年
源義家
源義高
源義家父子對面
金壽
三嶋宮司國
三嶋宮司
二見堂
物價
西行法師
天龍川
地方制度の變遷
遠江守藤原俊成
千載集

目次

〔六五〕華山天皇 紀元一六四四年——一六四五年……………三九八

賴光駿河に狩す(猪鼻山)——平貞道駿河の讐人を殺す(讐人傲慢)——酒田金時(山姥)(公時山)——武士を養ふ

〔六六〕一條天皇 紀元一六四六年——一六七〇年……………四〇一

伊豆郡領任命式——酒田金時大江山賊を討つ——天台座主陽生寂——藤原共資と志津城——見附天神社勸請(菅公の詩歌)——佛像經論圖寫——遠江守源爲憲の治蹟——神社修理令——井伊共保井中より生る——櫻ヶ池大蛇(櫻姫)

〔六七〕後一條天皇 紀元一六七六年——一六九五年……………四二〇

志津城主共資神兒を養ふ——經を誦し災を禳ふ——井伊共保(井伊城)(家紋)——城郭の始——東海道の兵平忠常を征す——疫病流行の年次——伊豆流人源光清——伊豆流人齋宮頭相通——滿願寺藥師佛漂着——三宅嶋の壬生氏

〔六八〕後朱雀天皇 紀元一六九六年——一七〇四年……………四二八

伊豆流人刑部大輔相奉——長福寺鐘——伊豆流人伊勢祭主佐國

〔六九〕後冷泉天皇 紀元一七〇五年——一七二七年……………四三〇

兵糧を陸奥に送る——高橋大藏大輔奥州征伐——更科日記中の嶽南(横走)(富士川昔話)(清見關)(大井川)(天龍假屋)(濱名橋)——天龍川流域變遷(中部)(今洲渡)(天龍川産物)——曳馬驛以西の官道——伊豆流人靜範——古古比森

〔七〇〕後三條天皇 紀元一七二八年——一七三一年……………四三九

絹布の制

〔七一〕白河天皇 紀元一七三二年——一七四五年……………四四〇

源定宗の子謀反——源義高伊豆に住す——佐佐木經則伊豆に住す——小國神社宮司補任例——源義家東下——五里八幡——八幕八幡宮——伊豆の京人数多——足柄山の新羅三郎(豐原時秋)——金時山

〔七二〕堀河天皇 紀元一七四六年——一七六六年……………四四五

伊豆流人大貳藤原實政——金壽城——横地太郎家長(二俣五郎太夫)(二俣彈正)(義家父子對面)(金壽城造營)(金壽城要害)——丑ヶ淵の蛇化して馬となる(膝月毛)——伊豆流人伊勢宮司——三嶋宮司國盛——物價及其標準——山名郡御厨

〔七三〕鳥羽天皇 紀元一七六七年——一七八二年……………四四三

三嶋宮司を一人とす——相良領主藤原周賴——伊豆流人僧仁寛——二見堂——物價

〔七四〕崇徳天皇 紀元一七八三年——一八〇〇年……………四四六

高松社知行讓狀——成安寺勅願所となる——伊豆守爲業(大鏡)(大原山三寂)——西行法師(天龍川)(西住)(清見關)——西住岡部に寂す——伊豆流人白尾行遠——嶽南三州の反別——地方制度の變遷——遠江守藤原俊成(千載集)

〔七五〕近衛天皇 紀元一八〇一年——一八一四年……………四五三

西行(三嶋)(久能)(岡部)——西住の笠(笠懸松)(西行自作の木像)——伊豆流人藤原國長——伊豆流人

目次

後白河天皇
源賴政
源賴政吉佐美に居る
贊代と源賴政
鶴退治(井早太)
正八幡加納社(源賴政勸請の三社)

目次

〔七〕後白河天皇 紀元一八一五年—一八一七年…………… 四九

伊豆流人藤原隆長(保元亂)(駿遠武人)——伊豆流人源爲朝(保元亂)(勇武)——大嶋の爲朝——爲朝の矢根——源爲朝の子女——八丈嶋(八丈絹)(鹹草)——八丈嶋風俗(中元踊)(闘牛)(人類絶滅)——寺社の兼併と濫行とを禁ず——大内造營——地方の形勢(院政の弊)(庄園)(領家社寺の強暴)——鎌倉以後の地方(領家地頭の盛衰)(地方自治の發達)(守護地頭)(足利時代争亂の基)

〔七六〕二條 天皇 紀元一八一八年—一八二四年…………… 四七三

宇野親信伊豆に移住——遠江守平宗盛——源友長(大谷忠大)(友永村)(積雲院)——鎌田政清遠州に通る(源義朝内海に死す)——藤原宗忠遠州に流さる(川井宗忠)——播磨中將成憲東下——伊豆守源賴政——源賴朝伊豆に流さる(平宗清)——蛭嶋——餅賣廻(麴養寺)(比企掃部允)(比企禪尼)(岡崎四郎)(佐々木盛綱)——源範賴西上(範賴の母)(範賴の妻)——蒲の福祭領——源爲朝青ヶ嶋探險——青ヶ嶋風俗(鬼を随ふ)(鬼ヶ嶋)——源爲朝琉球を平ぐ——源爲朝平家を討たんとす

〔七五〕六條 天皇 紀元一八二五年—一八二七年…………… 四八九

伊豆流人惠信僧都——源範賴遠州に還る

〔八〇〕高倉 天皇 紀元一八二八年—一八三九年…………… 四九〇

粉川長者(眞池の巨蟒)(賀姫)——青龍山長樂寺——皇圓阿闍梨と櫻ヶ池——櫻ヶ池祭——狩野介茂光爲朝を討つ——爲朝祠(爲朝館)(爲朝の子女)(擊劍修行)——爲朝死生論——遠駿豆の工藤氏——狩野氏と伊東氏——武家八介——駿河の諸豪族——諸藤氏——息津十郎蒲與一等の盜賊源義經に殺さる——駿豆の工藤氏系圖——盜賊横行の狀——牛若全成對面——駿河二郎——伊勢三郎——義經三嶋に武運を祈る——願入坊——淨瑠璃姫墳——蕃船豆州に泊す——文覺伊豆に流さる——文覺發心と袈裟御前——天龍灘の文覺——天龍洋口占——名古屋の文覺——平重盛連光寺建立(燈籠大臣)——賴朝走湯山に遁る(賴朝祈請)(遁路)——伊東祐親の女八重姫——伊東祐親千鶴を殺す——北條時政の家系——奥野狩(伊東館址)——河津三郎横死(二孤)(宅址)(狩衣)——伊東工藤の確執——初音原(箱根權現)——伊東祐清兄の讐を報ず——大見、八幡の墳墓——柳瀬壘址——袋場の神代杉——伊豆流人明雲——伊豆石の佛像と僧愚傳——政子山水を逃げて伊豆山に居る——賴朝と政子——北條時政の姦智——三嶋神清盛を梟す——平重盛駿河に遊ぶ(延命寺地藏)——平重盛墳(宗清)——高師山賊二村太郎——男衾三郎大番役に上る——清見關觀音靈驗——三嶋領

〔八一〕安徳 天皇 紀元一八四〇年—一八四二年…………… 五四七

以仁王令旨至——伊豆守仲綱討死(馬の恨)——源賴政自殺(宇治戰)(扇の芝)以仁王薨——律師坊日印——菖蒲前(遺跡)——賴朝の妾菖蒲——伊豆は源氏重代の國——賴朝舉兵の準備(三好康信の使)(三浦義澄歸國(覺淵舉兵を勸む)——三嶋の法華經塚——文覺賴朝を相す(文覺賴朝を説く)(文覺院宣を得て賴朝に與ふ)——平家追討の院宣——時政舉兵を賴朝に説く——源賴朝兵を擧ぐ——判官代邦道八牧の圖を賴朝に進む(八牧館址)——藤九郎八州將士を説く——大庭景親の密謀露現——駿河目代長田忠致時政の謀反を京師に報ず——佐佐木諸子北條に至る——佐佐木高綱馬盜の名を恥づ——八牧夜襲——牛嶽大路(蛭嶋通)——加藤景康系(宅址)——源平交戰の第一箭——關屋八郎強弓——洲崎三郎戰死——八牧判官兼隆討たる(加藤次景康)——注記法師殉死——五才童諷誦を讀む——兼隆供養

目次

目次

(香山寺)(寶壽寺)——平知親暴行——嶽南の外宮神領——賴朝心經を十九所に寄附——政子走湯山に匿る——走湯山繁昌の因——賴朝兵を率て相模に入る——賴朝築城——石橋山合戦(諸士の働)——大庭景親再び賴朝を攻む(賴朝敗走)(諸士分散)——加藤次景康大岡に匿る——鼠弓弦を喰切る——波志太山合戦(股野五郎)(安田義定)——長吏定書——駿河目代橘遠茂奥津に陣す(源氏の兵黃瀬川に會す)(平維盛駿河に到る)——賴朝の兵勢——賴朝追討の宣旨——維盛京都出發の趣——政子鎌倉に入る——甲斐諸源駿河に入る——鉢田合戦——長田入道父子を梟す(異說種種)——賴朝黃瀬川に陣す——大庭景親賴朝に降る——伊豆山制札(兵士暴掠)——武田信義の母は池田の遊女——黃瀬川陣中の賴朝主從——伊東祐親虜となる——伊東祐清放還せらる——源平富士川對陣——富士川(清見關)——平氏軍議(佐藤忠清)——齋藤實盛東國武士の評——平將景則の強弓——平家長武田信義を敗る——富士沼の鷺鴨——富士川の古戰場所——維盛敗走(忠清の謀)——賴朝西上を止む——駿河守武田信義——遠江守安田義定(城之崎城)(見附)——源義經賴朝黃瀬川對面(對面柿)(白頭石)(異說)(義經爲人)(逸話)——三嶋神領寄附——マトロミ松の由來——飯田五郎實田——高橋村(高橋氏)——源範賴鎌倉に入る——平家討伐の落首——蒲神明社神領——遠州の絲價絹價——伊豆流人大河戸重行——平軍遠州に迫る——朝日山城(岡部忠綱)(岡部里)——宇佐美祐茂(堡壘)——源氏の兵橋本に陣す——安田義定淺羽庄司相繼——武藤五使命を果す——源行家敗れて橋本に到る——淺羽庄司事蹟——猪鼻廣政鎌倉に至る(隆弁法師)(井早大)——幡羅郷土原氏——八丈嶋貢獻(嶋狀)——伊東祐親自殺(墓)——走湯山燈油料——伊東祐親の諸豪(東林寺)(日向國伊東氏)——網代松原二氏の墓——伏見冠者鎌倉に入る——鎌田神明宮主安田義定を訴ふ——賴朝妾龜前——北條時政宅址——伏見冠者遠州に配せらる——駿河の諸豪、吉川、矢部、舟越、澁川

(八) 後鳥羽天皇 紀元一八四三年——一八四九年……… 六三六

神伊呂利(貢米糶糶)——浮鳴原の佐佐木梶原——鎌倉街道——源義仲征伐——内田家吉巴に殺さる(巴の生涯)(内田系)——舟越小次郎——安倍郷土木曾黨を誘殺す——遠信通路猿橋——都田御厨(傳説)——奥野燒狩——平重衡虜となり三嶋に至——池田の重衡——東海道の景色——北條の重衡賴朝對面——池大納言領大岡庄・服織庄(賴盛京師に止まる)——重衡鎌倉に入る(千手前)——千手の杯——白拍子の起原——武家押領を禁す——蒲原合戦——駿豆國境の變遷——鯉名沖の兵糧船——平氏亡(安徳天皇不崩)——三嶋神領と神主二家——淺羽庄司平宗盛を梟す——池田宿の平宗盛——浮鳴原の宗盛父子——平維盛墓——山名氏の祖源義範——安田義定神領を侵す——源賴朝黃瀬川に陣す(源義經反)——賴朝黃瀬川に在て奏聞——大權を握る素をなす——守護地頭の横暴(天下の形勢)(兵食制の苛重)——駿河以西の武士を戒む(岡部泰綱)——東海道驛路法(東海道の警衛)——鎌倉使者岡部宿に病む(賴朝奏聞)(大藏介泰經配流)——千本松原の六代(文覺六代の死を助く)——千本松原と僧增譽——伊豆産甘海苔献上——手越遊女(武田信義・逸見光長の母)(手越)——賴朝免租を請ふ——駿河米を法皇に献上——二俣山の狩(安田義定鹿皮を鎌倉に献上)——伊豆流人高階泰經免されて歸京——小山城主小山朝光——伊豆有綱戦死——宇佐美實資の地頭を止む——高上御厨御寄附——天野遠景筑紫奉行を命ぜらる(賴朝遠景を寵)(天野氏宅址)——佐夜中山(僧西行)(諸説)(諸家吟詠)(西行小傳)——鈴木重家伊豆に匿る——佐竹藏人駿河に幽せらる——安田義定恩地を收めらる——新田忠常の妻溺死(江尻)(狩野川)——農業の狀——豆相の道路警衛——遠州の守護領・神領水論——飯尾郷(明ヶ嶋・木原)(熊野領)——地頭と庄園——大岡庄(富士神領)——笠原庄(荒木郷)——千壽死(事蹟)——地頭不法——遠州課役——武人の跋扈を責む(蒲原庄)——庄園の變遷——伊豆流人刑部介賴經——伊豆流人忠快赦免(地藏佛の靈驗)——地頭賴兼違勅(大津御厨)——賴成院建立(北條)(寺家村)——専光坊鎌倉に召さる——賴朝奥州征伐(義經討死異説)——葉山介宗賴罪せらる——丸子驛の始(手越平太)——智

目次

後鳥羽

目次

満寺建立(寶物)——駿河濟物——頼朝伊豆を賜はる——奥州戦報(清重の使三嶋に至る)——遠江守足
 利義兼——安田義定の辨明(院宣)——鎌倉武士の風 七三

鎌倉幕府時代 紀元一八五〇年——一九九三年 七三

總説

時代區別——大政變——地方發達——武士横暴——鎌倉政治——文學復古——禪宗は文學の中心——
 寺子屋——武士道——佛教——守護地頭——盜賊横行——道路交通——商工業——朝幕の關係——執
 權政治——上下一治——弘安役前後——北條滅亡の因——建武中興の敗因——獄南の人物

〔八二〕後鳥羽天皇 紀元一八五〇年——一八五七年 七五二

造太神宮の役——若狹局——高源寺——双侶の地頭爵せらる——宮丸之館——曾我の二孤死を免る
 (畠山重忠の義憤)——頼朝二所權現參拜——祐經宮王を透す——源頼朝上洛——頼朝友長を祭る(放
 雀)(義經不死)——頼朝橋本滞在——橋本驛(濱名橋)——座頭寺——頼朝參内——幕府故實——駿
 河守廣綱逐電——鎌倉時代の旅程——幕府組織——鎌田政家遠江に住す——鎌田俊長の城址——地方
 政治——雜色澤重の流罪——駿河守廣綱遁世——安倍茶——頼朝任征夷大將軍——駿州の貢馬——熊
 谷直實遁世——頼朝伊豆に居る時の狀——北條義時宅址——舊院一廻忌——頼朝藍澤に狩す——左衛
 門といふ人名の起因——富士野の狩——富士野の旅館——神野假屋等の古蹟——狩場の宴——遊女の
 事——矢口餅、勢子餅——工藤景光大鹿を逸す——頼朝の行装——笠井清重馬術——新田四郎大猪を
 獲——曾我兄弟復讐——化粧坂少將——大磯虎——朝比奈義秀と五郎時致——川津三郎大力——曾我

訣別の二孤——矢立杉——曾我五郎の馬蹄石——浮嶋原昔話——井出の館——上井出村傳左衛門——
 王藤内祐經を諫む——工藤祐經墓——結城寺——胸當八幡——曾我十郎死、五郎生擒せらる(詢問)——
 犬房丸——二孤の母扶持——大磯虎遁世——龜雀——手越少將——宇佐美禪師——白糸瀧——愛鷹
 山の馬——富士の風穴——曾我十郎靈——曾我五郎再生(武田信玄)——頼朝伊豆に流さる(大夫屬重
 能直言)(當麻太郎忠義)——京小次郎誅殺せらる——大磯虎、十郎の後を弔ふ——曾我二孤の墓——
 手越少將と大磯虎——安田義資鼻首(安田義定所領沒收)——沽價——安田義定誅せらる——淺井與一
 の弓術——蒲冠者範頼亡(範頼塚)(範頼逸事)(範頼不死)——頼朝上洛(東大寺供養)——頼朝橋本驛
 にて政務を正す——駿河の貢馬——富士郡の眞綿——勝田成長鎌倉に召さる——願成就院の帷——伊
 東祐光川津庄を賜はる——福井長者——蓮生法師——伊豆飢(泰時賑恤)——岡部泰綱と曾我宮——假
 宿(牧場)——嶋田鍛冶助宗(義助)(宗長)

〔八三〕土御門天皇 紀元一八五八年——一八六九年 八六三

熊野御前死(遺蹟)——征夷大將軍源頼朝薨(異説)——草薙社形代棹——蒲御厨の地頭止——大磯虎富
 士野に至る——梶原景時亡——狐ヶ崎戰(景時述懐)——梶原景時一家の墓(牛石)(鬢洗水)(龍泉寺)
 ——名馬磨墨諸説(馬具)(產地)(馬首骨)(名義)——馬蹄石——狐ヶ崎二——安房判官代隆重臆病——
 梶原景時誅戮の狀——吉香小次郎等恩賞(吉香の諸族)——加藤次景廉所領沒收——將軍藍澤に守す——
 北條泰時伊豆を賑恤——某州と稱するは誤——將軍頼家豆駿に狩す——平六代殺さる——長谷寺(齋
 藤五兄弟墓)(六代死所の一説)(紀州遺蹟)——方上御厨(御厨の法)——阿野全成謀反(全成幼時)——
 遠州尾野——多賀村屋敷——駿州阿野——阿波局罪を免る——將軍頼家伊豆に狩す——蛇食洞——和
 田胤長大蛇退治——將軍頼家富士野狩——新田四郎人穴に入る——富士の人穴(赤池善左衛門)——阿

目次 一九

後深草天皇

目次

野全成殺さる——八田知家屋敷——新田四郎殺さる——源頼家將軍職を讓る——比企能員殺さる——頼家修善寺に幽せらる——源實朝征夷大將軍に任ず——貢米渡船料停止——建徳寺の櫻——前將軍頼家弑せらる(其善政)(墳墓)——畠山重保伊豆に匿る——北條時政伊豆に幽せらる(牧方)——地方雜令——大福寺移轉——狩野の材木——天野藤内死(墓)——宇都山の群盜——東梅道夜警

〔八四〕順徳天皇 紀元一八七〇年——一八八〇年……………九三

馬嶋大明神戰兆を示す(建福寺)——佐野中山の鴨長明——鴨長明と海道記——大田文(租税)(四公六民の始)——櫻ヶ池(皇圓阿闍梨)(善光寺の阿闍梨池)——北條朝時駿河に逃る——和田朝盛逃れて手越に至る(和田氏謀反)——犬の忠實——兼田御厨——北條時政卒——北條時政の前身(時政の墓)(大御堂)——盜賊追捕の宣——關津の法——福藏院の怪——藤枝の名始めて見——公曉將軍實朝を弑す——阿野冠者兵を集む(阿野庄)——征夷大將軍頼經——僧四爾——優婆塞——伊豆の僧源延

〔八五〕仲恭天皇 紀元一八八一年……………九三

承久亂(嶽南の土)(安東忠家)——安東驛、府中驛——手越驛の泰時——天龍川の泰時——橋本驛の時房——高師山の官兵十九騎——界川の激戰

〔八六〕後堀河天皇 紀元一八八一年——一八九一年……………九七

中納言宗行菊河に至る——藤原光親——光親の墓——後鳥羽法皇隱岐御遷幸(承久亂評)——宗行の墓舞澤の藤原忠信(將軍後室救解の書)——山田重信官軍に屬して敗死す——遠江守親廣遁逃——青砥藤綱は伊豆人——工業衰——御厨の事——太神宮の七封戸國(口入神主)——嶽南の御厨——淺間山の猿——源光行東行(海道記)——海道記中の嶽南地方(名所古蹟の説明)——走湯山上棟——水月堂(僧深

道)——太田文(國勢變遷)——封戸の法——揚名の國司(武人國名を稱する起因)——富士惣社焼く——北條義時托死——江間村寺子屋——佐伯禪尼幽せらる——橋本の紅葉寺——北條義時夫妻の墓——遠江家人鎌倉警衛——尼將軍政子墓——修善寺經文——沽買法——金剛山郡定寺(郡界確定の址)——伊豆山三嶋奉幣使——久能山全焼——走湯山再建(和歌)——源實朝追善塔——當時の形勢風俗——大小名の種類——人商人——三嶋曆——貞永式目

〔八七〕四條天皇 紀元一八九二年——一九〇一年……………九八

源頼家の惡疾——國守の虚號——内牧郷相論對決——鎌倉幕府の裁判風——地頭所得——貢法——親鸞布教——京丸の風俗(後醍醐天皇塚)(京丸牡丹)——將軍頼經小名温泉行止——北條義時十三年忌——將軍頼經上洛——車返古驛(丸子神社)(間門)——懸川(高御所)——天龍川の雜踏(横地太郎)(池田庄)——橋本驛——舞澤の雜踏(舞坂の古地形)——人賣買を停む——法令の揭示方——將軍三嶋參詣——聖一國師歸國——聖一國師傳——清見寺再興——將軍走湯山參詣——藍澤狩(北條經時)

〔八八〕後嵯峨天皇 紀元一九〇二年——一九〇五年……………九九

東關紀行中の嶽南諸名蹟——宇都山の世捨人——梶原景時評——奴婢令——白虹貫日——奴婢制——石清水別當配流

〔八九〕後深草天皇 紀元一九〇六年——一九一八年……………一〇〇

前將軍頼經剃髮——北條光時配流(鎌倉騷擾)——前將軍頼經上洛(將軍京師に流さる)——三浦朝村駿河に匿る——鎌倉騷擾——原谷領主——曾我兄弟の墓——造閑院殿料の嶽南負擔——三嶋神事——富士雪献上停止——宗尊親王東下——曳馬驛——颯々松——左車山休足寺——青砥左衛門執權時頼をそ

目次

ぬい丸心

目次

しる 青砥左衛門傳 物價騰貴(沽買法) 宋錢禁止 修善寺と蘭溪 安國論起草 日蓮
小傳(三澤書) 貫谷村妙日寺 牧左衛門入道配流

〔九〇〕龜山天皇 紀元一九一九年—一九三三年……………一〇四

殺生禁斷 佐野源左衛門漸死 井田郷高越山 驛馬法亂 早馬のこと 武人專横 寺社
行事 過差を禁ず 日蓮伊豆配流 日蓮の族 日蓮布教の様 日蓮崎 鮑の奇談 船
守彌三郎 蓮慶寺 伊藤朝高 日蓮の上文 走湯山僧良賢殺さる 日向七郎殺さる 大
番役 満願堂改築 將軍上洛の令達 西國貢船豆州沖に難船 切錢停止 日蓮赦免(宗旨
鼓吹) 日蓮の生涯 念佛宗 淨土眞宗 武人日蓮宗を好む 禪宗(臨濟)(曹洞) 時宗
庶人の雅髪を停む 北條時頼死 遠江國風俗 伊豆國風俗 駿河國風俗 岩水寺領地
削除 最明寺行脚の迹 將軍走湯山參詣 鷹狩を停む 宗尊親王上洛 三香野橋 高師
山 紹明歸國 日蓮佐渡配流 本門寺創建 赤木仙人

〔九一〕後宇多天皇 紀元一九三四年—一九四六年……………一〇五

日蓮朝讒を免さる 芳樹院(松野六左衛門、南條七郎次郎) 岡部氏(岡部庄) 原驛の婢女誠實
安上山佛光寺 大井神社(祭式)(嶋田大祭) 宋錢輸入 十六夜日記中の嶽南名所 見付宿
名考 相良領主上杉憲勝 聖一國師寂 僧順忍 廣幡八幡宮の鐘 竹崎五郎三嶋社に祈願
僧日持(海外教化) 平田寺創建 渡船法 旅行狀況(道祖神)(ぬき袋) 方上御厨訴訟
遠州の惡徒

〔九二〕伏見天皇 紀元一九四七年—一九五七年……………一〇六

將軍久明親王東下 大石寺創建(日興) 小倉了西 能滿寺改築 長寶寺鐘 藤原長清(夫
木抄)(藤原爲相) 秋葉三尺坊 天狗(大井川天狗) 遠州七不審議 本門寺燈籠 菊川接
待所 刃雉子退治 愛宕庄司(白菊)(月輪童子)

〔九三〕後伏見天皇 紀元一九五八年—一九六〇年……………一〇七

僧一山配流(歸一寺) 勅願所能滿寺(大蘇鐵)

〔九四〕後二條天皇 紀元一九六一年—一九六七年……………一〇八

奈古谷村の碑 海長寺改宗 駿河守宗方誅せらる 寶城山海藏寺

〔九五〕花園天皇 紀元一九六八年—一九七七年……………一〇九

見附天神社祭典(人身御供)(裸祭)(悉平太郎) 西福寺開起(一遍上人) 平田寺多寶塔(一條三位)
(白菊) 日蓮宗徒追却 遊行上人と勝田越前守 豆駿の海水血の如し 蒲庄領主金原治時
妙恩寺 橋羽の松の精 駿豆の海水血の如し 里程計方 清見長者(米糠山) 清見寺鐘

〔九六〕後醍醐天皇 紀元一九七八年—一九九三年……………一一〇

神佛一致説(日興) 普照寺の大般若經 惠日山妙昭寺 長樂寺中興 僧順忍死 摩訶耶寺
山門建立 平田寺勅願所となる(住持無愁) 曹源寺再興 香山寺再興 走湯山鑄鐘 原田
庄と原氏との訴訟決 犬居天野氏繪旨を頂戴す 犬居の開拓者 天野氏系圖 嶽南勢上洛
遠州勢笠置を攻む 天皇平等院に幽せらる 二條爲明歌に依て災を免る 藤原師賢三嶋社に
祈願 藤原俊基鎌倉に下る 菊川宿澤湯屋 東國勢西上 南條時綱の著到簿 鎌倉の使者
駿河より東歸 足利高氏歸順(六波羅七ぶ) 足利高氏の子竹若浮嶋原に殺さる(竹若の墓) 遠

目次

ぬいしん
日本書紀

目次

江の官軍吉良氏——長崎圓喜の骸を伊豆に葬る(長崎高重勇戦)——北條氏亡——長崎氏の系圖——長崎爲基——新田義貞義兵を擧ぐ——豆駿の兵は賊軍——遠州勢は官軍

二四

此の目次は、極めて概畧を擧げたるもの、悉しきは索隠に譲る



嶽南史 第一卷

鈴木覺馬編

一、總說

1. 古代の地勢

天壤無窮
大凡そ天地間に存在するものは、其の始ありて其終あらざるものなし。禽獸蟲魚より草木苔蘚に至るまで、其の生存する年限に長短の別こそあれ、死滅の期に至ること一たびは必ず免るること能はざるべし。然るに天や地や其の始を知らざれば、亦其の終を知ること能はず。是を以て人一たび口を開きて無窮を語れば、直ちに取つて以て例となし、曰く天壤は無窮なりと。

夫れ天壤は無窮なり。實に無窮なるが故に、今より以後幾億萬年を経過すと雖ども、天地に滅盡の期あるべしとは、吾人ともに信ずる能はざるなり。然れども天地は無窮なりといふを以て、直ちに天地は無變なり

古代の地勢

ぬいし



と信すべからず。天地豈に變遷なからざらむや。

天の變遷

聞く太古の太古は、天に一箇の太陽ありて、光熱共に劇甚なりしかば、物みな熔解して形を成すこと能はざりしに、一箇の太陽盡滅するに及びて、爰に漸く諸物性に從て凝結するを得たり。地球の如きも亦その一なりと。又聞く。現時の太陽に斑點あるは、其の物質の燒盡したる部分なり。故に若し後來幾億萬の年月を重ねるに至る時は、この太陽も亦消滅することあるべしと。又聞く。隕石は星辰の一片なりと。然らば則ち天に變遷なしとはいふべからず。變遷あれども、吾人ともに明に之を了知せざる所以のものは、特に其の位置の距りて、吾が地球より幾千萬由旬の外に在るが故なるべし。

地の變遷

天既に變遷あり。地豈に變動なからむや。風水土の三界は、常に相吞噬して休む時なく、有機無機を問はず、森羅萬象の、日日夜夜に榮枯盛衰、凝聚破碎の状態を現出して止まざると同時に、大地も亦崩潰堆積して須臾も止む時なく、時あつては桑田も變じて滄海となり、時あつては滄海も變じて桑田となること、古今其の例乏しからず。

安宅關變遷

源義經が富樫之介に苦められし安宅關の址は、今は能登の北三里の海上に在りといはずや。佐佐木盛綱が獨り騎渡せし兒嶋の嶋は、今は備前に聯絡して、半嶋となりしにあらずや。況や三韓の地及び登岐・對馬の諸嶋も、太古は我が本土と丘陵相接したりきといふをや。其の變遷また甚だしからずや。然らば則ち或は我が本土なる陸奥の青森は、北海道の渡嶋に連續し、北海道は樺太に、樺太は細比利亞に連續して、今の日本海は、當時の一大湖水にはあざりしか。觀來り觀去れば、大地も亦變動なき能はず。天地豈に變遷なからむや。蓋し其の變ずるものよりいへば、天地も一瞬なる能はずとは、此の謂か。

嶽南地方の變遷

翻て我が嶽南三州の地を見るに、峨峨たる信・甲・相の諸山は、高く聳えて北東の境を壓し、茫茫たる七十五里の遠州灘は、浪濤じく南岸の巖を噬み、大小の湖沼は東西處處に散布して、耕田草野の間に湛へ、山嶽丘陵は、數多の大河と競て、北より南に馳せ、國中の各所を横貫し、道路の咽喉を扼すと雖ども、聖世の餘澤に浴せる行人は、或は白日の夢を鐵車に載せて走り、會て行路の難を覺らず。或は山水の景を旅館の窓に迎へ、更に旅宿の快を食り、會て敝裘羸馬の歎を解する者もなく、會て僮僕盡飢の厄を察する者もなきなり。然れども古代も亦然りと想ふ勿れ。必ずしも遠きを語るを要せず。近く三十年の前を顧みるも、亦以て大に其の懸隔あるを知るに足らむ。

余嘗て明治二十二年某月、遠州濱松町の西端なる堀留より、小船に乗じて溝渠を下り、濱名湖に出でて、小き川蒸汽船に乗替へ、航して湖西の新所村に到りしことあり。此間僅に七里に足らぬ航程なるに、五六時の長時間を費したり。併も尙ほ當時の人は、其の便利を悦びあへり。

又嘗て、明治十三年十一月の頃、某日未明、遠州見付を發し、屈強の車夫を擇び、人車を馳せて靜岡に到りしことあり。里程僅に十六里なるに、達すれば夕陽既に西山に春き、餘光赤く旅窓を照らす時なりき。併も此時は既に宇都谷墜道も開鑿せられて、行人旁午織るが如く、夢にも現にも人に遭ふこと連りに、安倍・大井の兩川も架橋せられて、連臺越の昔を知る者は、其の交通の便なるに驚き、是れ全く聖世の恩澤なりと、逢ふ人毎に悦びあひて措かざりしが、是を今の汽車旅行に比較しなば、其の便否果して如何ぞや。

ぬいせつ



總 説

狩野川

僅に二三十年にして、其の變遷此の如し。若し進みて數百年の昔に溯らば、其の變遷便否の差、果して幾何なるべきか。試みに我が嶽南三州の川流に就て見るに、先づ伊豆國狩野川は、今見る如き流域にあらずして、大仁・吉田・三福・田京の諸村に沿うて流れ、御門・守木・宗光寺等を過ぎて南條に到り、それより葦山の下を洗ひ、多田村北部より長崎を經、仁田・柏谷兩村の間より、大場の南を流れたるは、今に存せる古水道遺跡の示す處なるを、其後また其流域變じて、仁田村下より八ヶ橋に到り、押切に於て西に決し、肥田を歴たる時もありつるに、謙倉の北條氏時代に至り、又これを變じて、寺家村守山の西を開鑿せしが、爰に始めて今の流域に通せしめたるなりといへば、狩野川の今に至るまで幾變遷を經たるかは知らるるなり。而して彼の頼朝の竄せられしといふ蛭嶋は、實にこの河中に在りし嶋にして、草蛭多かりしを以て名づけたりとさへ聞くに、今は全く田畑となりはてて、見る人をして、蛭嶋とは唯一つの地名にして、嶋といふ嶋にはあらずしならんと疑はしむるのみならず。これが前後に並びたる、大蛭嶋・和田嶋二嶋の如きは、名實共に併せ失ひて、今は全く其の有無の疑をだに懐くものなきに至りけるなり。

富士川

平維盛の水禽の羽音に驚き、遁れて京に上れりといふ史談に伴ふ、其の陣所たる富士川亦然り。富士川今代のことは暫く措きて往時を按ずるに、流域岩本より傳法村を過ぎ、田子浦村川成嶋を經て、海に朝宗したれば、是より以南海濱に至る一帯の地方は、當時荒蕪茫茫、際涯の認むべきなき洲渚にして、蜘蛛手に流るる數派の水流は、自由に其の間を通過して、縦横無盡に奔騰瀉下したれば、淵瀬の變遷常なきことは、只飛鳥川に見るのみならず、此川に於ても亦見るを得たりしなり。されば十六夜日記の筆者も、「明けはなれて後、富士川渡る、朝川いと寒し。かぞふれば十五瀬をぞわたりぬる」と記されたり。以て當時に於ける此川氾濫の状をも想像すべきなり。其後流域漸次に變轉し、岩淵・中之郷・蒲原等の地を破壊して、一線を畫したる河道を開くに至りしも、輒もすれば流身變更して、沿岸村落に不測の災害を被らしむること一再ならずして、以て徳川時代には至りしなり。

安倍川

更に安倍川を見るに、此川、南賤機村以南の土地の、廣く開けて障害なく、廣漠たる一面の砂磧なるに乗じ、横流の勢を擅にし、或は合し或は分れて、一定の河道といふものなかりしが、漸く年所を經るに従て、井宮より賤機山の麓に沿ひ、奈古屋神社の前を過ぎ、ここに三流に分れたり。而して一は北安東村の方に赴きて、淺畑沼に連り、一は宮ヶ崎町より、四足町の方に流れたり。されば今も四足町に齋き祀れる天滿天神の神躰なる大石は、當時河中に蟠踞せる大岩石の一部なりきといふは、謂はれなき傳説とも聞えず。又一流は、南安東なる清水山の西端を浸し、曲金の狐ヶ崎に到り、カツサ川の名を得て、東海道の渡津となり、有度山に沿うて南流し、高松及び大谷村の間より、有渡濱に至り、海に注ぎたりと。是れ口碑に傳ふる處なれども、此邊總べて平坦にして、八幡山の一丘陵の、前後左右、毫も他山に聯絡したる跡なく、獨り孤立の状態あるに據て考ふるも、此説然るべしと信ぜらるるなり。而して又蘂科川は、此川の東方大里村、中野新田の地域を流れたる跡確かなりといへば、當時は未だ安倍川に合せざりしや明かなり。

大井川

安倍川已に然り。水勢の激兩涯の闊、これに比して優ること數等、併も東海道に其名も高き大井川は、安ぞその流の變更なくして止まむや。一たび山藁絶壁の重圍を脱して、横岡・神座の南に到るや、河流の兩岸



漸く開きて、平坦の餘地あるに乗じ、頓に勢力を奮ひ、彼に轉じ此に移り、以て其の變轉の勢を恣にしたる跡は、今尙ほ明かに存する處なり。殊に嶋田町の東南に至ては、一帯海濱に臨みて、數里に亘る平野なれば、漠漠たる荒原・砂磧、東西相連なる處に、河水氾濫して流脈定めなく、縦横に河道を穿つて流れたる跡の、今尙ほ歴然として自から存するあるを見る。而して本流はもと横岡より直下南を指し、牛尾山の西を掠め、竹下・嶋村の邊を流れたるを以て、彼の牛尾山はもと相賀に屬し、地脈これに連接せしを、其後牛尾・相賀兩地の間を開決して、河水の牛尾山東方を洗ふに及び、河状は今日の様を呈し、牛尾山は今の如く、遠江國の地籍に編せらるることとなりしものにて、其の下流に至ても、嶋田町の北方なる山麓に沿うて都智山に到り、東の方六合村・阿智ヶ谷・岸村・上下青嶋を過ぎ、前嶋より南流しつつ東に向ひ、和田村・田尻・一色の間に至りて海に入りしは、已に久しき昔にて、今は口碑に聞きて、纔に人の知るを得るのみとはなりぬ。

磐田海

僅に數百年の昔に在て已に斯の如し。今若し丸木船に棹して、一千・二千・二千五百年と漸次に古代に溯らば、如何なる國土の變躰を見るならん。東海に其名も高き今切は、未だ潰決の兆も見えず。濱名湖は其口を緊縮して、固く潮水の浸水を容さず。長へに淡水の個性を保持せんとしたるに、其東に位せる磐田海は、廣大なる口を開きて、南海の水を吞吐し、洪波大濤をも、擇ぶことなく厭くことなく、北方深く陸地に侵入し、今の中郡・昔の長田郡の北部を擁して、其の江心とし、東西三里・南北五里の幅員を有する大江なりき。而して其の渺渺たる潮水は、南溟遠く接して際涯知りがたく、其の茫茫たる江面は、雲霧常に横つて眼界極りやすく、氣靜かに風穩かなりと雖ども、奔馬の浪は絶ゆることなし。況や一朝天地和を失して、陰雲四に塞

天龍川

がり、海若威を奮ふに於てをや。怒濤の響は天地を振撼し、激浪の勢は山嶽を漂蕩すといはむも、未だ形容の足らざるを憾むに、尙且其の碧潭潭として深さを知らざる幾十尋の淵底には、未だ雲雨を得ざる蛟龍の潜めるありて、時時害を船舶・荷物に與ふるを見しといふに至ては、誰か驚かさらむ。然らば昔此國に遠津大海の名を負へるも、起因は此海に在りと謂ふは、理なき説にはあらじ。而して此に朝する川を天龍といふ。天龍川は源を信濃國の諏訪湖に發して、水勢の急なること矢の如し。古書にも天龍川と書するを見るは、蓋し其の奔流激湍瀧の如しといふ意にもあらんか。此川常に土砂を運搬して、磐田海に送りたれば、江底漸くに埋み、遂に大なる沖積層を築きけるが、今より一千年の昔頃に至ては、江内頗る縮小し、天龍川その長さを加へ、その枝派を生じ、自ら水陸其所を換へたるところ少なからずと雖ども、又其の江心は變じて河流となりたりと雖ども、未だ古への壯觀を失ふには至らず。其の河口の大なる、其の河幅の闊き、到底後人の想像し得べき處にはあらざりき。人若し之を知らんと欲せば、是より年を経ること五百年、即ち今より凡そ五百年前の時代を想起するも、其の概況を窺ふには足らん。新田義貞の箱根に敗れ、兵を還して西上するや、船橋を天龍川に架し以て其勢を渡したるは、人みな知る處なるが、其跡を今の地理上に求むれば、天龍川と中泉との中間なる、今の井通村万能の動橋は當に其所なるべしといふにても、畧ぼ其の廣狹を想像すべきにあらずや。而して其の海に接する所は、所謂天龍灘にてありしなり。

試みに當時天龍川の流域、古代にては磐田海の面積に相當せる、南部の村落を列舉せんか、即ち河西に在るものは白羽・掛塚・萱野新田・掛塚新田・芋瀬・老間・西堀・敷地・内名・吹上・川袋・十郎嶋・江口・金洗の十四箇

ぬいし



總 説

村。河東に在るものは駒場・西平松・中平松・東平松・海老嶋・小嶋・稗原・岡・白拍子・長須賀・草崎・藤木・平間・新居・北嶋・堀之内・松本・宮本・高木・中嶋・仁兵衛新田・赤池・上本郷・下本郷・眞光寺・前野・海老塚・篠原嶋・刑部嶋・立野・万能・上万能・氣子嶋・中田・森本・森下・西之嶋・宮之一色・小立野・木岡・彌藤太嶋・一言・上野新田の四十三村。東西合して五十七村となるべし。是れ遠江風土記傳筆者の謂ふ所にして、幾分の疑ひは免れがたきも、其の概況を想見するには事缺かざるべし。

尙ほ思へば、中泉の西南隣に天龍といふ村落あり。此村の土地名には、船舶河流に因めるもの少なからずして、例へば船繫松といふ字の如き類所に在るなり。已に村名に天龍の名を負ふのみならず、土地の字にも此等の名あるを見れば、昔時天龍川の此地を流過せしといふも、強ち強辯とのみいふべからざる理もあるにや。又今の富岡村加茂に入見山大圓寺といふ寺あり。入見山は入海山なり。岩田村句坂に淡海神社の舊址あり。共に是れ古代の磐田海の海濱たりし名の残りたるにもあるべきか。又河輪村の地下より十數間の大木を掘出したることありしが、河輪村は天龍河西なれば、前に擧げたる河西十四村の外に、尙ほ幾多の村落を數へて、此の河輪村と共に天龍流域に属せしむべきか。

大乃浦 嶽南三州を流るる大なる河流の變遷は畧ぼ此の如し。若し又眼を轉じて、江灣洲渚の狀に見むか。磐田海の東岸を廻りて、東側に出づれば、此に大乃浦あり。此浦西は中泉・見附の南より、東は太田川口の東部に廣まりたるものと見ゆ。今日その遺跡の存するものは二之宮村の大池、見付町の今乃浦にして、千尋浦といふは、福田の北なる、小嶋・南嶋等を中心として、鎌田・貝塚の南なるべきも、此等はみな大乃浦の分派なるべし。

今乃浦 昔者奈良の朝、聖武天皇の御製、「大乃浦之其長濱爾緣流浪竟 公乎念 比日」と、詠ませ給へる御歌に見ゆる大乃浦は、適にこの海と知るべきなり。又東關紀行に「天龍と名付けたるわたりあり。れうかく浪激しくみゆ」云云、「遠江の國府いまの浦につきぬ。爰に宿かりて、一日二日留りたる程、あまの小舟に棹さしつ、浦のありさま見巡れば、しほ海湖の間に、洲崎遠く隔たりて、南には極浦の波袖を濕し、北には長松の嵐心をいたむ。名残おほかりし橋本の宿にぞ相似たる。昨日のめうつりなからずば、是も心留らずしも有らざらましなどおぼえて、「浪の音も松の嵐もいまの浦に、昨日の里の名残をぞきく」などあるにても、當時の面影、仄かに眼前近く髣髴たる心地せらるるにあらずや。今の村落を以て、其址を概見すれば、其の西部の海邊なる清庵新田は、清灣新田にて海口なるべく、其の東部なる大嶋・雁代・湊などは、浦の東南隅にて、福田は大嶋より西に向て、膨れ出でたる地の名なるべく、鳥羽野・和口などは、其の東北隅の海邊なるべく、而して小嶋・南嶋・五十子・蛭池・大和田・大原等は、何れも江灣に因める村名にて、適に大乃浦の水面に當り、貝塚・城之崎等は、其の北邊の沿岸なるべく、而して新出・新屋は、其の水面若くは水邊の地たるべきは辯を待たず。思ふに今の浦・大乃浦は古來已に人に忘れらる。故に一言此に及ぶのみ。

是より東海邊の地も、今の海濱の陸地は、概ね古代の海面にて、海水は尙ほ深く北方に侵入したるを見る。掛川の北一里餘の所に於て、貝類の化石を掘出すこと稀ならず。駿河國に於けるも亦然り。浮嶋原は古昔打寄せられたる大洲にして、其の富士沼は、其の洲内の大湖となれるもの。是れ富士川の流れ鋭きが故に、駿河てふ國名を得たると同じく、打寄するてふ冠辭の、此の國名に冠せらるる所以も亦此にあるなりとか。沼

ぬいしん



津より北四里なる深良も、原驛より吉原驛に至る間の地も、同じく洲の寄りたる所と見えて、其跡明かなり。富士川以西に至りても、街道の北、山麓に至るまでの地に於て、海石或は貝類の化石を出すこと少なからざるのみならず、静岡の地方にも、俗に砂利八合土二合と稱する土地あれば、是亦昔時海底たりしを證するに足らんか。

惟ふに古代の人の智力は、自然と争つて、自然を制するに足らず。海水は撞に山嶽に迫て陵谷を浸し、河水は妄りに陸地を貫きて、原野を暴ししが、年代の経過と共に、河水の運ぶ砂石は、積みて海底を埋め、潮水は、沈澱化合の土石に追れて迹を遠ざけ、而して人智は益、進みて自然と争ひ、自然を制する力を得て、河流の横暴を制し、潮水の侵入を防ぎ、土を墾し水を疏し、爰に漸次國土の擴張するを見たるなり。而して海水の退却、陸土の南進する勢は、幾百世紀を経とも衰ふることなく、海水の益、退き、陸土の彌、進みて休まざるは、他郷は暫く措き、我が嶽南に於て常に見る所なり。我が郷國たる遠州の海岸は、近く之を六十年來に徴するに、少なくとも海岸一帯數十間の廣さを加へたることは、萬人ともに認むる處にして、決して我が一私言にあらず。斯くして古代の巖角・海澳の地も、今は肥沃膏腴の土と成り、萬頃の良田は畔を連ね、畑には麥秀漸漸黍油油、田には甌窶滿篝汗邪滿車、萬民鼓腹の樂に居るもの、是れ偏に列聖仁慈の澤に依るとはいへ、亦天人力を戮はする效ならずんばあらず。

遠州海岸

人若し古代の地圖を腦裡に藏し、今の沿海線路を西より東に跨り上らば、如何なる感か起るべき。高師山の餘脈の、白須賀・新居に延きて、海水に接する處、潮見坂の眺望は依然たりとも、帶湊は已に無し。今切は今切ならで、白砂青松舞坂に連り、舞坂の東は、斜に東北に向ひたる天龍河口、即ち磐田海を隔てて、遠く中泉の高原に相對すれども、井通二万石の良田もなく、掛塚の輪中もなし。中泉の東・見付の南は、海水廣く湛へて浩浩湯湯、今の浦・千尋海等にわかれ、姥ヶ懐は大須賀の東に、其の沖乃洲は名の如く、近世まで全く沖の洲なりしかば、古代はありしと思はれず。淺羽三十三村は、内海か、洲渚か、湊といふ村あるにても大方は推量らるるに、御前崎のみは獨り遠く南海に突出せり。而して其の東懷に抱へたる村落は、駿・遠二國に跨りて、古代は大井河口氾濫の底なれば、藤兵衛・善左衛門などいふは昔の水路、今の良田あるべき理なし。大崩の岸頭は、浪に噬まれつ噬みつ、今の有度濱邊に湛へつる潮水は、安倍川に誘かれて深く北に入り、淺間山の麓にも達しつらん。久能の山、嶄然として頭角を波間にあらはし、餘勢の及ぶ所は、三保崎を突出せしめぬ。之に對し傑然崛起して東方に峙ち、久能山と共に遠州灘の濤を防ぐを薩陀山とす。薩陀の隙を窺て、侵入せる駿河灣の潮水は、大小數川の助に頼り、西久保邊より西へ、山腰脚に迫る。而して薩陀の銳鋒を避けて、東を襲へる海水は、富士川の激流を頼みに、傳法・今泉邊を犯す。水神岩頑然として之に抗すと雖も、一石の力の能く支ふる處にあらざれば、富士新田等は尙ほ波濤の底なり。吉原・原より沼津に至る間も、山下の岩石の力に資りて、漸く海水を防ぎたるに過ぎず。伊豆は全土岩石なれば、遠・駿二國の如く、變化ありしとも見えす、然れども潮水・河流の作用暫くも休まず、火山の脉絡常に通へば、此後如何なる變化を見るべきか。

駿州海岸

退いて山嶽の狀は如何にと見るに、山は流石に動かす遷らず。然れども海陸已に其形を變ずるに、山嶽豈

山嶽の變遷

ぬいせり



に獨り其の舊態を保持するを得ん。況や泰山の雷は岩石を撃つ錐となるをや。富士・天城・秋葉・黒法師の峻嶽と雖ども、いかで太古の様を保つべき。風雨長へに侵蝕して、止む時なければ、其形を變じ、其高を減じたるべきは、智者を待つて後知るにはあらざれども、今日明に之を知ること難き所以は、古記録もなく、遺迹も存せざればなり。

古を以て今を計るとも、今を以て古を計るとも、古今を比較考證する人は必ず知るならん。一定不變の如く見ゆる國土山川も、其の沿革變遷の、想像より大なるものあるを。我が嶽南三州の小地域に於て、尙且つ此の如く甚だしきものあれば、日本全國の廣きに亙りて調べなば、果して如何なる變遷のあるべきか。僅に五十年の歲月間に生じた變化を見て、喜憂をなす輩の、かけても想ひ及ばざる所なるべし。然れば則ち此郷の古人を迎へて今日此に至るとも、古人は我郷てふ念は起らざるべく、或は又嘗て此地を奔走して、辛苦を嘗めたる古人を誘ひ來るとも、其の足跡の己がものたるを知らざるべし。故に畏けれど日本武尊を地下より迎へ奉り、燒津の地、草薙神社の邊に、御臨駕を仰ぐとも、尊は嘗て御自から蝦夷を征して此地に至り、燧を鑽て火を出だし、御佩刀の自から鞘を脱して、賊を平げ給へることは、追憶したまひがたくて、唯だ唯だ不知案内の異域に行啓ましましつらんが如き思召あらせられんのみと、推量り奉るなり。將又梶原景季再生すとも、今の浮嶋原は知るまじ。北條泰時再生すとも、如何ぞ舞坂辨天嶋の松原を知らん。

抑も變遷なきが如き山川國土にも、此の如き變遷あれば、初より變遷ありと知られたる人事上のことは、圓轉滑脱にして朝夕を料られざるに、況して開闢以還二千五百又餘年の長日月を經來つれば、或は想像以上の變遷もあるべきなり。而して余は已に我が嶽南の古地勢を畧敘したれば、之を今の地圖に對照して、其の變遷を知るは、さのみ難くもあらじと思ふが故に、其説は暫く此に措き、今よりは一步を進めて人事を顧み、此の國土に起りし世事には、古來如何なる事か生ぜし。人事は如何。天變は如何。地異は如何。如何なる賢哲の士か、此土に如何なる迹を残したる。如何なる亂臣賊子か、此土を如何に蹂躪せし。彼の文字は、如何に我が富嶽を眺めつらむ。此の風流は、如何に我が珊瑚湖を詠めつらむ。我が彼の山川は、如何なる時、如何なる英雄豪傑を養ひつらむ。我が此の國産は、如何なる時、如何なる皇子皇孫に奉りつらむ。何れの代の人、如何に富有なりけん。何れの代の人、如何に貧苦なりけん。彼の時代は、如何に泰平なりし。此の時代は、如何に混亂したりしなどと、年代を追うて之を記述し、以て自から省みる料とせんと欲す。

2. 上代概論

人類の始

日本の建國は、天孫天津彥彦火瓊瓊杵尊の日向國高千穗峯に天降りましまししに基くと雖ども、此の天孫降臨以前、此の大八洲國は如何なりけむ。悉く無人の境なりしかといふに決して然らず。水あれば魚ここに生じ、木あれば鳥ここに棲むが如く、土地あれば人も亦必ずここに住す。彼の世界の人種の、小亞細亞二小川の邊より繁殖せりといふが如きは、固より偏見の僻説にして、齒牙にかくるにも足らず。而して吾が大八洲國も亦この理に漏れず。元より其初は、野蠻未開の民たるを免れずと雖ども、各地に人の棲息せしことは、所謂穴居民族の迹なるもの、各所に存するに因て知らるるなり。穴居民族とは、其の住所の形により名

ぬいしん



けたるものにして、天地開闢の始より此地に住したる、天津神の子孫なる國津神、及び其後數多年を歴て、他國より移住みけん外來人の、此地に住したる民族を指して、家屋構造の文化民族と區別せんが爲の稱なり。而して此の穴居民族の遺迹とは他にあらず。土器・石器・貝塚及び穴居の跡等にして、其の土器・石器は即ち其の民族の使用せし器具、其の貝塚は即ち其の民族の食とせし、貝類の殻の堆積せしもの、而して其の穴居の跡は、即ち其の民族の住居せし洞穴にして、此蹟の存する所は、即ち此の民族の棲息せし所と認むるなり。而して此の遺物遺蹟は、五畿を始め東西各地に存するもの多しと聞けども、吾が嶽南地方にも、此種のもの所に散在すれば、即ち此の地方にも、此種民族の所所に住居せしを知るに足るなり。

遠州の石器時代の遺蹟

遠州の西部濱松の北、凡そ一里許なる千人塚及び其の附近、又有玉の將軍塚等は彼の謂ゆる石器・土器の類を出だすことまた少なからず。又濱松の西入野村には蜆塚といふありて、貝殻の塚を成せるは人の知る所なり。磐田郡中泉町石原には、蛤の貝殻堆積して、一の岡陵を成すあり。中泉町の東には、今乃浦を隔てて、阿藏・城之崎・西貝塚・東貝塚等の村落あれども、是れにも亦貝殻を出だせり。又見付町の東北三川村よりも、嘗て數個の土器を掘出ししことあるは事實なり。而して千人塚は古の磐田海に近く、有玉村は其の中心なりと傳へられ、中古は廣瀬川の沿岸なりしなり。蜆塚は濱名湖の分派佐鳴湖に近く、中泉は古の大乃浦に臨める地にして、此處には又手長明神といふ神社ありて、此社の神は兩手ともに頗る長く、古へ此地に住ませられ、其の長手を延べて、常に此の海中の貝を拾ひ食し給へりと、口碑に傳へ來りぬ。阿藏・城之崎・東西貝塚等は、みな彼の今乃浦に沿へる村村なり。而して穴居の蹟は、遠・駿・豆三州の地、至る所に散在して一枚

嶽南太古の遺蹟

舉に遑あらずと雖も、伊豆志稿の筆者は、田方郡柏谷村に一百八ヶ所あるを始めとし、州中各所に多しといひ、又某考古學者は、駿・遠・豆三州に廿三所ありといひ、其の言ふ所の數は同じからずと雖ども、其の調査に精疎の別はありと雖ども、所謂穴居民族の存在を確むるには、十分なる證據といふべし。即ち嶽南の地は、三州ともに穴居民族の棲息所たりしを知るべきなり。

太古民族の生活状態

而して此等民族は、未だ耕織の道を知らず。唯天然物に頼りて生活したるものなれば、水に漁しては魚介を取り、山に獵しては鳥獸を捕へ、野に出でては草葉菓實を摘み、獸肉は取りて食に充て、獸皮は剥ぎて衣となし、以て其の生涯を過ぐししゆゑ、固より住所を一定するの必要なく、衣食豊かなる所は即ち我が庫、寒暖身に適する所は即ち我が居と、水草を追うて轉轉遷移し、春夏秋冬四季の變遷に従つて、各地に移住したれば、各地の洞穴も或は同一民族の住所なりしやも計るべからず、隨て此の民族人口の多少は未だ知るべくもあらず。但し一所に數多穴居の蹟の連續せるあるに依れば、當時其族の一群相集りて、一部落を成したるは、想像しがたきにもあらずと謂ふべきか。

銅鐸時代

更に思へば、此の石器・土器を使用したる民族の外に、尙ほ一の未開民族ありたるが如し。即ち銅鐸を玩びたる族にして、若し人の智識嗜好は年代を重ねるに従ひ、順を追うて進歩するものとすれば、此の民族は、石器時代の民族よりも一歩進みたるものならん、即ち土器・石器時代の民族の進化したる者にもあらんか。即ち何れにしても、石器時代より開明の度進みたるものなり。而して此の比較的開明せる種族は、多く大八洲國の西邊に棲息して、東邊には極めて少なきが如くなれども、我が遠州には其跡存するなり。即ち西は備中より

石見に及び、北は越前、南は紀伊より四國に到り、而して東は吾が遠州に止まるなり。是れ今日まで其の遺蹟を發見したる地方に依りて、畫きたる假線なれば、今後この他の地方に於て發見することもあらば、其の範圍は益、擴張せらるべきも、今は暫くこれに従はざるべからず。而して今此に其の一二例を擧げんか。天智天皇七年、近江國志賀に得たるは、長さ五尺五寸、元明天皇和銅六年七月、大和國長岡野に得たるは、高さ三尺口徑一尺、弘仁二年五月、播磨國に得たるは、高さ三尺八寸口徑一尺八寸あり。此外貞觀二年八月、參河國渥美郡よりは、高さ三尺四寸なるを得、寛政二年三月、播州穴栗郡よりは、高さ三尺四寸・口徑一尺六分なるを得、寛政四年閏二月には、參州渥美郡より三個を得しが、高さ二尺九寸のもの二、二尺四寸半のもの一なりき。此他文化六年に、江州より三尺許なるを一個得たることなどもあれば、他にも尙ほ數多發掘せらるることあるべし。而して吾が遠州より出でたるものは、明和九年五月廿一日、佐野郡小出ヶ谷に出でし、高二尺餘・口徑縱六寸二分・横八寸八分のもの、享和二年、濱名郡白須賀に出でし、高四尺・徑一尺五寸のものと、合して二口なり。其形は、大小長短頗る不同を極めたれども、稍梵鐘に類して、樂器に近きを見れば、此を作りたる種族の文化の度も、自から料知するを得るが如きを覺ゆ。而して支那・朝鮮且つは印度等、他邦の古器物を按ずるに、未だ曾て此種に類する器物あらざれば、恐くは此の民族の按出自製したるものならんと、人の説くところ信ならば獨り此國の民族のみ、其の開明の度に於て、驚くべき進歩ありたるを信ぜずんばあらず。而して之を信ずると同時に、又此の民族の他國民族に比して、開明進歩の資質に富めるを證するを得べきか。しかも此器の土中より出づる所以のものは、生存競争の結果、敗者は己が常に愛せし器物は、

遠州の銅鐸

太古の優
勝劣敗

之を敵に遺すを憾とし、地中に埋めて隱蔽し、然る後遁走もし、没落もするを常とせし故に、此の種族も敗亡の時、これを地中に埋めたるならんと謂ふものもあるなれば、此説直ちに信すべからずと雖ども、暫く其説に據りて考ふれば、此の民族も其初は勢力強大にして、西より來て漸く此地の古代民族を驅逐し、遂にこの遠州地方の、雪を知らざる樂土にも侵入し移住せしを、後また優者の出で來たるに遇ひ、力敵せずして敗亡遁走したる者ならんか。然らば則ち此の嶽南の地にも、古代より幾多民族の優勝劣敗なるもの、幾度となく繰返されつつ、漸くに進化して以て紀元元年に達せしものか。彼是瞑目沈思すれば、其蹟の臚氣にも見ゆる心地せらるるなり。而して此等民族は何處より移り來て、此地に此の競争は行はれつらんといふに、或は古來吾が國の北邊寒地に住する住民の、南方暖地を求め來て、所謂北方の強力を奮ひ、舊來の弱者を驅逐したるもあらん、又或は一葦帶水を隔てたる、彼の細比利亞・朝鮮若くは支那民族等の、移住を計りたるもあらん。支那・朝鮮人の吾國に歸化したることは、紀元後人皇の代となりて後にも屢ありし事にて、史にも見え、姓氏にも残り、又蕃神の社といふものありて、外國の神を祭る氏族のあるは、歸化外人の子孫なる證なりといふなれば、かたがた以て紀元前と雖ども、外國人の渡來ありしことは、想像するに難からざるべきなり。而して此に最も深く考究せざるべからざるものは、此の銅鐸を製造使用したる民族の出所なり。即ち此の銅鐸民族は、我が大八洲國の創造當時より住慣れたる、天津神の後裔即ち我が大和民族の祖先の、其の定住地環境の勢力の、特に其の生活に適合したる故を以て、其の進歩發達を速にし、勢力を増加するに従て、漸くに地歩を占めて、遂に斯くは廣大なる區域内に繁衍したるものか、將又海外他國民族の渡來して、一時勢威

伊豆七嶋

總説

を奮ひたるものかといふことなるが、斯は大に我が國民思想涵養の上に、關係あることなれば、輕輕しく論斷すべきものにあらず。宜しく徐ろに攻究すべきことなり。

伊豆七嶋

轉じて伊豆七嶋の史蹟を見るに、天津彦彦火瓊瓊杵尊の日向國高千穂峰に天降りまして、未だ多く年所を経させ給はざる頃なりけん、黒潮の流に従て、西南より漂ひ來たる神ありて、船を伊豆國三宅嶋に着けさせ給ふ。この神の御名を都美婆八重事代主神ツミベヤヘコトシロズノカミと稱し奉れども、ここには三嶋大神と呼び奉るなり。三嶋とは御嶋の謂にして、大神伊豆の諸嶋を開き給へる御徳を、後世稱へ奉る御名とか。都美婆八重事代主神は、大己貴神の御子にして、母を神屋楯比賣命カミヤタテヒメノミコトといふ。父神を助けて、出雲國を經營し給ふこと少なからず。時に天照大神、皇孫瓊瓊杵尊を天降して、豊葦原瑞穗國の王たらしめんと欲し、武甕槌・經津主の二神を遣はして、命を大己貴神に傳へしめ給ふ。大己貴神は、二神より、天照大神の御心として、此國を避け奉るべき由の命を蒙り、對へて白しけるは、吾は今如何にとも答へ申すまじ、我が子事代主神こそ、何ともよく答へ申すべけれど申されしが、事代主神は此時たまたま出雲國三穗之崎に往きて、魚鳥の遊をなして、此處に居給はざりしかば、二神は熊野諸手船を以ちて、使者稻背脚を載せ、天鳥船神を遣はして、八重事代主神を徴し來り、己等が高天原に復命せんところの辭を問はれたり。時に事代主神その父神に謂うて曰はれ給ふは、いま天神この借問の勅あり。我が父宜しく當に避り奉り給ふべし。吾も亦違ひ奉るまじと。因て海中に八重蒼柴籬を造り、船の柵かきを踏み傾け、天逆手を打ち、青柴垣に打ち成して、此地を避り給ひぬ。八重事代主神は、父を助けて厚く出雲國を經營し給ひたれども、天神の命には違ふべくもあらずと思ほし、父神にまで勧め奉りて、國を避

三嶋大神
伊豆の嶋
開發

らしめ給ひしは、固より大義に明かなるの致す所なるべけれども、一には又諸・冊二尊の大八洲を求め給へる迹にならひ、新に國土を開かん洪圖の、心に在らせ給ふにも因るならん。既に其の洪圖の定まり給ふや、暫くも猶豫あらずべきにあらず。前より熊野諸手船等の便に因て知らせ給へる航路に棹さし、石見・長門の海を

妻浦

廻り、南海に出でて海流に隨ひ、遂に東して伊豆の嶋に着かせ給ふ。其の着かせ給へるは、今の妻浦にして、今も此地に三嶋明神社あり、大津住の神を祀るといふ。大津住神は即ち溝織姫命と異名同神なれば、三嶋大神の後神にて、此地の海に、三嶋橋と稱する石橋あるも、大神・后神の二神、この地に着かせられし時の遺蹟に因るものにして、其名も此橋を渡りて、上陸せられしといふより起りたるものにて、妻浦も比賣浦の畧言なりといひ、且つ嶋民の祖先は、西南地方及び紀州より移住せし者多しと、今も嶋民間に傳ふる處なれば、三嶋大神の此地に着かせられしは、疑ひもなき事實なりと、伊豆志稿の説に見えたり。是れ從來の伊豫の三嶋社勸請説とは異なれども、亦一理なきにあらず。而して彼の熊野諸手船は、伊豫國野間郡熊野峯に其迹存し、播磨國にも其迹ありといへば、南海の物たるも著く、從て大神のこれに乗じて、出雲より航せられしといふに疑なからんか。

三嶋大神の一たび跡を此嶋に垂れ給ふや、偏に此の諸嶋を經營して、北海寒國の出雲を、再びこの南海の暖國に現出せしめんと圖られたるは、多くの王妃王子を諸嶋に分ち置かれたるのみならず、其の隨へ來たまへる眷族、隨行の諸神、又は其他の位低き人々までも、諸嶋に移住せしめられしに見ても明かなり。而して其の諸王妃・諸王子の迹の、諸嶋に残れるものも亦今に明かなり。

上代概論

ぬじし



大嶋

三嶋大神の妃に羽分大后と呼ばれし後あり。大嶋に住し給へりしが、其腹に王子二人を儲けられ、長を太郎王子おほい所といひ、次を次郎王子すくない所といへり。太郎王子は式内阿治古神社の祭神にして、次郎王子は式内波知神社の祭神、而して大后は式内波浮明神社の祭神なり。波浮明神社は波浮港の西南に鎮座し、波知神社は泉津村大澤の波知加麻神社をいひ、阿治古神社は野増村大宮山の太宮明神をいふ。(豆州志稿・三宅記)

新嶋

新嶋に住み給へる后あり、みちのくちのみとの大后といふ。其が腹に王子二人を儲けられ、一人をたいさん王子、一人をていさんの王子と稱す。后は式内久爾都比咩命神社の祭神にて、たいさん王は式内多加美加加命神社の祭神なり。而して久爾都比咩命神社は、式根嶋泊浦に鎮座せる、泊途口大后神社なるべく、多加美加加命神社は、同嶋本村大三山に鎮座せる、大三王子神社なるべし。(三宅記)

神集嶋

神集嶋に居給へる后を長濱御前といふ。是れ三嶋大神の本后にして、たたない、たらなへといふ二王子を生み給ふ。后は是れ式内名神大阿波咩命神社の祭神、王子は是れ式内大物忌奈命神社の祭神、而して又此の宮の二祭神を分祀するものあり。前者は長濱に鎮座せる阿波命神社、後者は前濱に鎮座せる物忌奈命神社にして、此の母子の三神は、共に神集嶋創造の祖神なり。(三宅記)

三宅嶋

三嶋大神即ち八重事代主神は、三宅嶋を以て、自から鎮座の本地と定め給ひて、潛宮をも此處に營み給ひ、王妃・王子をも、多く此處に住ましめ給へることは、式内神社十二箇所の多きに及べるに見ても知らるれども、大神はまた嘗て箱根湖邊に住める、老翁の女三人あるを召して、自から妃となし給ふことありしが、

三嶋大神
遷座

後に此の王妃等を、此嶋の各所に分ち置かんとして、伊豆・神着・坪田・阿古等、四ヶ所に宮居を營み給へり。而して長妃をば伊豆郷いがいに置き給ひしが、これ式内伊賀牟比賣命神社にして、後世后神社の祭神と崇め祀るは是なり。又次妃をば坪田に置き給ひしが、此妃に王子二人ありて、一人は常に大神の側を離れず近侍せしが、一人は母と共に坪田に住みたまへり。これ式内伊波乃比咩命神社なるべく、而して其の配祀二座は當に二王なるべし。又神着には第三妃を置かれしが、是れ式内佐伎多麻比咩命神社の祭神なるべし。又此の神社接近の地に鎮座して、式内に列せられしもの八社ありて、祭神を南子・加禰・夜須・吳良・志理太宜・久良惠・片菅・波夜志と稱し奉れるが、此の八王子は皆な此妃の子なりといふ。而して阿古は吾が宮造るべき所なりとて大神自から居り、他の神たちをば置き給はざりしが、大神と共に此の阿古に住める后を天地今后といへり。此后に二子あり、あんねいご・まんねいごといふ。今の阿米都和氣命神社は、常時大神の自から住みたる本城にして、伊古奈比咩命神社は此后を祀る所なり。後大神の宮を白濱村に遷し奉るに及び、此の神社をも共に遷ししが、大神の宮のみは再び移して、今の三嶋に鎮座しますこととなりたれば、其の後はその宮獨り白濱に祀られたりといふ。(豆州志稿・三宅記)

八丈嶋

八丈嶋も亦大神の開き給へる所にして、妃いなはえ比賣ここに居り、王子五人を産まれたり。其後后の隠れさせらるるや、嫡子と次郎と互に手を取り交はし、思ひ死に終り給ひけるが、石に化して弟兄の尊とて立ち給ひたり。次の二王子は早世せられて、五郎の王子のみ長く此嶋に住み給へり。此の五郎の王子といふは、即ち許志岐命なるべく、其妃は即ち優婆夷命なるべく、而して其祠は共に式内神社なれば、これぞ寔に

八丈嶋



八丈嶋創始の神なる。(豆州志稿)

壬生實正

大神の後妃此の如く多く、大神の王子此の如く多く、益斯振振として七嶋中に繁榮あらせられしと共に、大神隨從の諸臣も漸くに榮え行きて、盛に大神の事業を助け奉りたるが、中にも壬生實正といふ者は、才能すぐれて大神の股肱となりたれば、大神も深くこれを寵して、事ごとに議り諮ひて、嶋内を經營せられけり。然る故にや壬生氏の子孫永く存し、奕世神祭と嶋政とを掌りて今に至れり。想ふに壬生氏の如く艱難を共にするの士、其他にも數多ありつらんに、其の姓名の傳はらざるは惜むべきことなり。大神嘗て實正を召し告げて曰く、「凡そ卜方は後世の人を助くるに最も効あるものなり。汝これを修めて後に傳へよ」と。終に其の方を教へ給ふ。其の方にいふ、「雨つみの龜の甲にて焼き、それを取て卜方の様にこしらへ、櫻の木に皮に火をつけ、卜方のやうに焼くべし」と。時に卜方の焼く文をも併せ授け給へりといふ。雨つみといふは龜の中に在るなり。(三宅記)

壬生氏の卜方

三嶋大神は、父大己貴神の出雲國を治め給へるに則り、此の諸嶋を經營規畫して、爰に再び出雲にはあらぬ伊豆國を開發し、父の出雲に行はれし、卜策の方をまでも教へ給ひたれば、諸政の整ひたるをも概ね伺ひ知るべし。而して此の卜策の教ありたるからは、醫藥の道もなどか傳へ給はざらんと想はるるに、後世其道傳はらず、僅に流人輩の携へ行く藥種を得て悦ぶに至れるは、惜むべきことならずや。

熟、三嶋大神の御名なる、事代といふ古言の心を按ずるに、事代は事のしるしと解し、何事にもあれ爲すこととは必ず成就し、其しるし現はれざるなきを意味する御名なれば、ここにも其功顯はれて著しきこと此の如きを、或は之を難する者あるは、後世の心に執着すればなり。延喜式を按ずるに、神名帳に載せられたる神社、所謂式内の諸神は、天神地祇大小合して三千一百三十二座ありて、内東海道は七百三十一座なり。而して吾が嶽南の遠江國は、大二座小六十座合計六十二座、駿河國は、大一座小二十一座合計二十二座、伊豆國は、大五座小八十七座合計九十二座とす。夫れ嶽南の三州中、伊豆は最小の國にして、南海に突出したる半嶋、偏鄙の土なるにも拘はらず、獨り式内神社に於て多きを占め、駿・遠二州を合したるものより、尙ほ八座の多きを見るは、豈に奇異の感なからざらんや。同じく伊豆國內にしても、最も南端に僻在して、最も邊陲の地たる賀茂郡に、其の總數の半を割きて、大四小四十二合計四十六座を數ふるに至ては、益、奇しく感ぜざるを得ざるに、南方海中に點點散布せる小嶋は、八丈嶋に至るまで、人は交通の有無をさへ疑はるるに、式内諸神のみ多く祀らるるを見れば、何人も皆な怪訝に堪へざるべし。然れども是れ毫も怪むに足らざるなり。事代主神の神徳いやちこに、伊豆の天地を耀かし、王子王孫は益、繁榮し、諸神の子孫は彌、増加し、土拓け人富むに及び、嶋民深く其の遺徳を感じ、祠を建てて其靈を祀れるもの、後に至て天聽に達し、神名帳に載せられたるのみ、亦何ぞ怪まんや。而して大神の徳は歲月と共に顯はれ、天下これを敬せざる者なきに至れるは寔に故ありと謂ふべし。

或は説をなす者あり、曰、駿河國にも當時已に神蹟を垂れらるることあり。其蹟の今に存するものを、三保松原なる羽車磯田神社とす。此の神社は大己貴命を祀るなり。天孫の降臨ましますや、大己貴命その時を顯にせんがため、天上に登りて順ふべき條條を奏し給はんとて、忽ち天日鷲大羽車に乗りて出立ち、御穂

駿河國羽車磯田神社

ぬいせり
三保村は

御崎に休み給ふ。後その鶯の功を思ひて、爲に社を造られしが、此の羽車神社なり。凡そ羽車といふは、鳥の羽翼ありて翔るが如しといふ義にて、大己貴命の駕し給へる神輿なり。大己貴命は天羽車大鷲に乗りて、妻妾を寛め給ふともいへば、此三保に至りて、其の景色の美しきをめで、此に神輿を止め給へるにもあらんか。然らば則ち神代已に神の住み給へることは、伊豆に異ならず。伊豆の南海浪荒き嶋にだに、已に神蹟を垂れらるるあれば、波穩かにして白砂青松の岸に連る駿河灣頭に、神の渡り給ふこと無しとは謂ふべからず。御穂之崎は出雲國にも在りて、強ち此國のものとは謂ひ難しと雖ども、羽車磯田神社は、有渡郡三保村なる本社の南海邊に在りて、御穂神社の離宮となり、又三保の地もと有渡郡の半嶋にして、東西少しく長しと雖ども、平坦の地一里四方に渡り、北に富士の秀麗を眺め、南に大洋の茫茫を望み、嶋中幾千萬株の松は、田子浦の白波に浮びて、自然の妙境を現じ居るなど、大己貴命の神話は措いて言はざるも、神代已に靈神の住むありしといふは、強ち誣言にもあらざるべきか。而して又駿河の國は、先づこの地方より開け始めたるならんと云ふ。

二、古 代

1. 總 論

太古吾が嶽南三州の地に生息せし民族の状態は、固より書契以前に在りて詳にすること能はず。八重事代主神の、伊豆の嶋に氏族を繁殖せしめ給ひし事蹟ありと雖ども、是れ唯海嶋に局在したるに過ぎざれば、海を隔てたる本土と交通したるにあらず。好し又幾何か交通したりとするも、亦ただ南部の一小部分に限られたるべければ、未だ本土の風を移し、俗を替ふるには至らざりしならん。伊豆志稿筆者の説に依れば、田方郡に穴居の蹟、一百有餘あるを始めとして、州中各所至る所に多しといひ、又考古學者も、駿・遠・豆三州に、穴居の蹟二十又餘ありといふに依て觀れば、當時吾が三州に住める民族の、概ね穴居の族なりしことは推知せらるるなり。されば高祖神武天皇の、大和を征し給ひし時の史記に見えたる、土蜘蛛・打猿などいふ族と、同一の状態に因りて生活したるものにて、山南水北の、夏は涼しく冬は暖かなる便宜の土地を占めて住居し、山に入ては禽獸を獵り木皮を剥ぎ、海に出ては魚貝を漁り海藻を刈り、以て衣食に供したる者どもなりしならん。但し大和の各地に國津神の住みたるが如く、此地にも國津神の所所に住みたるべきは疑なけれども、其の紀記に見えざるは、特に遼遠の地に住みて、皇威に接する機なかりしに因るなり。

素賀國造

然るに高祖神武天皇は、一たび大和國を平げて樞原に宮居させ給ふや、直ちに其の功臣の一人なる美志印命を遣はして、吾が素賀國造とは爲し給ひしなり。是れ實に高祖の即位二年、即ち論功行賞の年なるが、これぞ誠に我が嶽南の地に王澤の霑ひたる始め、西州開明人種の足を投ぜし發端にして、また吾が嶽南三州民族の、文化開明の域に進む初一步たりしなり。

美志印命

美志印命の事蹟明ならずと雖ども、高祖の御供に仕へ奉れる人と、舊史に見えなければ、高祖神武天皇の日向國に在ましし時より、御側に近侍し奉りたる人にして、其の御信任も厚かりし人なりけんは、想像するに難からず。而して高祖は今更論じ奉るまでもなく、天祖天照大神の神意を奉じ、迹を西州に發して中州に至り、殘賊強暴なる衆惡神を討平げ、青山四周の美地を下して、天業を恢弘し、天下に光宅して、遼遼の地をも王澤に霑はしめ給ひ、以て萬世一系の帝王の御基を開かせられし、叡聖神武なる創業の君にましますに、其の御信任深く、日夜御左右に侍かせ給へるに據つて見るも、此命の尋常人にあらざりしや明かなり。況や此の國造の任たる、到底常人の望み得る所にあらざるをや。

當時、椎根津彥命を大和國造に任せ給ふ詔の中に宣はせたまふことあり、曰、「汝皇舟を迎へ引き、績を香山の巔に表はせり。因て譽めて倭國造と爲す」と、又國造本紀に曰く、「功ある者は其の勇能の隨に國造に定め賜ひ、其の功能を量りて縣主に定め賜ふ」と、以て此の命の武勇に勝ぐれたるを知るべし。以て此の命の功能の多かりしを知るべし。聞く此時國造に定められたる者八人ありきと。八人は共に勇能の衆に勝れし人なりけん。然らば則ち此の美志印命は、高祖創業の八勇將たりしなり。

更にまた史を按ずるに、高祖の朝、東海道の諸國中、國造を定め賜ひしは、伊勢國と我が素賀國との二國ありしのみ。而して此の素賀國こそ、當時王化の及ぶ極東地と見ゆれば、内國民の心を收むると共に、外夷人の侵略を防がざるべからざる、國防上の要地にして、實に東海の重鎮たりしに、命は今其の重任を命ぜられしなり。其任や重く且つ大なりと謂ふべし。而して高祖の此の重任を、此の命に寄せ給ひて、毫も疑ひ給ふ處あらせられざりしより察すれば、此の命の武勇一偏の人にあらずして、亦治國の術にも明かなりしを知らるるなり。是れ即ち勇能の能にあたる所か。其後御歴代十二、年數凡そ八百を経、景行天皇四十五年の頃に至りては、駿河以東全く賊の巢窟となりしにも拘はらず、素賀國以西は無事平穩にして、毫も紛擾暴亂の迹見えざるは、日本武尊の御軍の、駿河に到るまでの間、途中少しの御障害を被らせ給はぬにても知らるるが、是れ豈に王澤の普及と共に、美志印命綏撫の功著しく、長く人心を收攬したると、代代の國造が祖先の遺風に則りて、能く治國の道を勵みしとに因るにあらざらんや。

高祖の始めて國造を置かせらるるや、進みて駿・豆の地にも入り給はず、退いて參・尾の野をも保ち給はず、特に此の素賀國を擇ばせ給へるは、管偶然的の御處置に出でさせられし事とのみは謂ふべからず。深く地勢の險夷を按じ、山河の勢によりて、特に此地と定め給へるものにもあらんか。何を以てか之を謂ふ。曰、東海諸國は、數多の大河あつて、之を貫流こそすれ、未だ高山の國內に横つて、自然の要害とするに足るもの多からず。然るに此の素賀に至ては、即ち然らず。土壤膏腴にして沃野數里に連り、固より富國の資に乏しからず。而して東には佐益中山高く聳えて空を摩し、北甲・信の諸山に接して、險は益・險に、南海濱に至

佐益中山

ぬいしつ



素賀國は
東方の鎮

りて脈脈絶えず、餘勢鋭く大海を衝いて、突出すること一里、而して大井河その東麓に沿うて流れ、幅員最も濶く、水勢甚だ急に、奔騰激湍渦を成して海に朝すれば、華夷の界自から此處に劃せられて越え難げなり。然れば高祖の特に此地を擇みて東鎮とせられしも、深き慮りの在らせ給ひしに因るものと、畏けれども推量り奉らるるなり。

函根の山は天下の險と、是れ古今の稱する處なり。故に歌に作り詩に作り、又文に綴るものも少からざれども、余は寧ろ佐益中山を以て、天下の險と稱せんと欲するなり。余嘗て中山を越えぬ。又嘗て函根を越えぬ。函根は實に人のいふ如く、上下八里の長坂路なり。然れども其の所謂天下の險とも稱すべき所は、東側僅かに二三町の間に過ぎず。之に反し、佐益の中山に至ては即ち然らず。其の上下の里程こそ、函根の八里には及ばざれ、其の峻峻の度に至ては、山下より山上まで、全程同一なるを以て、峻峻の長を限りて比較せば、是は彼の數倍にも及ぶべくや。一夫路に當れば萬夫も通ずる能はずとは、正に是れ中山の如き峻峻を云ふならん。嗚呼此地自然にこの峻山激流あつて、二千五百年の昔、創業撥亂の功臣を助けて、聖子神孫の保障となり、四方蠻野の風に犯されず、毅然として草昧無智の中に立ち、以て萬世一系の基を固うせしめ給へる、一方の御助となり奉りしは、天地と窮りなき大功にあらずや。高祖の此地を擇びて國を置き、功臣を派して此地を治めしめ給ひし聖慮も、此に至て益、明なりと謂ふべし。偏鄙の山川國土、其功長く没して世に知られず。故に特に事實を明かにして、此に之を表章すといふ。

駿河以東
は東夷の
國

し。豈に此の山川のみ、獨り保障の功ありと謂ふべけんやと。然れども河川は只下流の廣闊なるのみにて、其の上流は傷を浮ぶるにも堪へざるを常とす。故に道の遠きを辭せざれば、迂廻して水源に至り、杖に依て躍り越すも亦難からず。獨り河のみならず海も亦然り。大海の濤恐るべきが如しと雖ども、能く一木に凌ぎて轉移したる人種も、古來無きにもあらざれば、河海は山嶽に比して越え易く、其の國を守る力も山には若かざるなり。況や我が國は、人皇十代崇神天皇の朝、或は應神天皇の朝、始めて船を造るといふと雖ども、神代の時已に此事ありて、諾・冊の二神大八洲を生み給ふ時、立たせ給ふ天浮橋は即ち船なりといひ、又高祖神武天皇の日向國より皇師を發せられしとき、舟楫を用ひ給へることは、明かに史に見ゆる處なれば、神代より人の代にかけて、既に船の用開けたりと見るべきものあるに於てをや。されば假令ひ木曾・天龍の如き大河に遇ふとも、渡らんと欲せば敵も我も豈に能はざる理あらんや。故に河の國防に於ける功は、山に頼りて始めて大なるべきも、河獨り離れては小なるべし。然るに素賀國に至ては、高山大川相依り相助けて、以て賊をして其隙に乗ずる能はざらしめたり。其功豈に他の山川の類ならんや。後世駿河以東を稱して、東夷の國といふも、實は此時より始まりたるなり。

景行天皇
の巡狩

美志印命一たび素賀國に到て皇威を布くや、生民漸く其德に化して其恩に懷き、人各其の向ふ所を知りて其土に安じ、荒蕪を開き藜莽を伐り、以て多くの年所を経たり。其後崇神天皇の朝には、武渟川別命の巡察あり。景行天皇の朝には、日本武尊の東征あり、加之、天皇の巡狩さへありたれば、大和朝廷の恩威は、率土の濱にまで及び、嶽南の地また古への嶽南にあらず。八隅知之吾大王の御稜威の加はる所は、中山の峻岨

も、大井の激流も、固より物の數かは。天照大神の御裔に在す現神の御光は、藪しわかねば、安倍の深山たとひ蒼鬱なりと雖ども、争でか能く蔽ふことを得ん。粗暴野蠻の墻壁は忽ちに壞れ、日月の光は幽谷の間にも輝き、開明の空氣は漸く流れて、浮嶋原にまで及びければ、安倍・廬原の賊巢も、自から清淨に赴き、仁雨は降て、富士の裾野の草を露し、威風は加はつて、打寄する珠流河の海の浪をも揚げつべし。

古代の諸國造

皇威は益、加はり、皇澤は彌、霑ひ、靡き伏せざる草木もなければ、國の界も定まりぬ。國の界定まりて、伊豆國造も置かれ、廬原國造も、珠流河國造も置かれぬ。素賀は固より、久努も遠江も、共に皆な國造を置かれぬ。一國の區割略ぼ定まりて、國造も置かるるに至らば、縣・邑・鄉・里の區分も自から立ちて、これが領主たる縣主・稻置・村主・公・別などいふ小領主も、亦自から定りつらん。是に次で屯倉・御子代・御名代などいふ、純然たる皇室御領の土地をも置かるると共に、朝廷奉仕の指神貴顯にも、土地を賜はりたれば、彼等私有の土地も所所に出て來て、之を治むる官人も數多置かれしが、此等國造以下の小領主より、公料・私領の支配人まで置かれし時、此の地方に及ぼしたるその影響はそも如何にかありけん。

此等新に命ぜられし國造・縣主と雖ども、悉く朝廷より派遣するにあらず。地方より採用する者もあれば、其他の小領主及び公料・私領の官人も、亦同じく地方の者を採用して、其の官役を委ねらるることありしと雖ども、是れ地方の人文進歩したる後の事にて、其初は朝廷より差遣せられたる者、最も多きに居りしなり。而して此等新に任ぜられたる國造・縣主の其任に赴くや、獨り飄然として其地に到るにあらず。必ずや其の親族故舊を携帯せしならん。必ずや其の隨從僕婢を引率せしならん。隨從、僕婢、親族、故舊の輩の地方に到

古代文化の進歩

るや、假令その主家は土人に比して、尊卑の隔たりありとも、終始隔絶して在るべきにあらねば、早晚地方民族と、交通せざるを得ず。已に地方民族と交通すれば、地方民族は茲に始めて、大和なる開明人種と接するを得て、人の通有性なる向上心を發揮し、其の風俗の美なるは、取て之に直似び、其の智識の勝れたるは、取て之を用ゐんと欲する者の、年年に増加して、地方開明の基となりしは想像するに難からず。加之、此等國造・縣主より以下、小領主に至るまで、皆な世襲の制なれば、此等の子孫相襲いで、此地に住居せしを以て、或は其の族の分れて、他郷に移るもあり。或は國造を便り下れる都人士等の、其の傍近に住めるもあるなど、皇別・神別を問はず。開明人等の此地に住める者、多きを加ふるに従て、此の地方の文化を助けしことは、自から明かなる道理なり。

嶽南人民の祖
遠州各部落の成立

遠江國には、應神天皇の皇子大山守命の子孫降り來て、土形氏は土方に、葵原氏は榛原に、幣岐氏は比木に住し、又景行天皇の皇子大碓命の後裔も降らるるありて、太田君は太田に、守君は森にと、各地に住居し給ひ、其他にも、天菩比命の後裔の、比奈多之谷に住み給へる、佐益直の佐益に住み給へるなど多くありしが、何れも氏族繁榮して、後には大部落を成すに至りぬ。而して駿河國には、廬原國造の族の子孫の、相續ぎ新居に住して、池田君・坂井君と稱するあり。阿倍氏の族の安倍に住して、他田氏・高橋氏と稱するあり。其外、久努臣の久努に住する、大伴部の廣伴に住する等、一一枚擧するに遑あらずと雖ども、此等諸氏族の、斯く各地に散在せる者は、何れも皆な地方民族と交りて、訪ひもし訪はれもし、交通往來の久しき、遂に或は主従の如き關係を生ずるもあり、又或は結婚して親族と成るも少なからず。而して駿河の諸氏族も遠江と同じ

駿州各部落の成立

ぬしん



古 代

三二

く、子孫は彌益繁榮して、一大部落を組織するに至れるが、總べて當時各氏族の部落は、漸く繁衍しては部落を分ち、分ちてはまた分ち、部落は部落を生ずといふもの、概ね一般の形勢なりき。而して此の部落は、大和系統の部落、若しくは大和・地方二系統の混交部落、然らざれば地方土人部落の三種にして、其の地方土民の部落と雖も、大和部落の民族と往來交通するの久しき、自から其の感化に依りて、大和人士の如く進歩し、大和人士の如く發達し、後は和して一團となり、彼是相分たず、同じく大日本帝國臣民と稱し、皇室の爲には水火をも辞せざる、順良實實の大國民とは成れるなり。併も是れまさに地方の一進歩なるべし。

古代文化の停滞

此の如くにして、此の地方の人口は、漸漸に増加し、此の如くにして、此の地方の文化は、漸漸に進歩せりと雖ども、交通の便を缺きたる當時に在ては、國造にもあれ、縣主にもあれ、はた其他の氏族にもあれ、一たび都を離れ、地方に下りたる者の、屢々大和の京に往來することは、望むとも得べからざる事實なれば、或は終生、或は數代、絶えて大和の地を踏まざる者も亦多かるべし。されば一に此等の民族に依て、養はれたる地方の開化は、或程度に至るまでは、駸駸として止まざるべきも、一たび其度に達すれば、また一歩も進むこと能はずなり、先覺後覺の別なく、共に同じく固陋に陥らざるを得ざるは、亦免れ難き勢と謂はざるべからず。然れども此は是れ彼の大和より來たる、大小領主を惟一の師と見たるより得たる觀察なれば轉じて他方より觀る者は、他にまた其弊を濟ふ道の開け居たるを知るならん。

崇祖の風俗

大和民俗の風習は、祖先を崇拜すること篤く、祖先を追慕すること深く、大小の事何にても、祖先の光助を得るにあらざれば、成就すること能はざるものとせり。故に又一事一物の成るごとに、威な之を祖先の功に歸し、特に其の祭を設けて其恩を謝し、其徳を謳歌して止まざるなり。高祖神武天皇の大和國を平定せらるるや、靈時を鳥見山に設け、高祖天神を祀らせ給ひて、我が高祖の靈や、天より降鑒し、朕が躬を光助し云云と宣はせられしが、この風俗は、我が大和民族の、天性より生じたるものなるがゆゑに、苟も此風に因て養はれたる國造、及び其他の氏族等は、たとひ地方に移りたる後と雖ども、決して其の習慣を破るものにあらず。且つや國造等の主たる職務は、祭政の二にありて、神祇を祭祀するは、己が職務の第一肝要なるものなれば、其任に赴くや必ず先づ神社を創めたるものなるに、崇神天皇の朝、天社・國社などの制を布かるるに及びて、益々敬神の主旨明かとなりたれば、地方生民も靡然として、其風に化せられ、大に己が祖先の崇ぶべく、敬ふべきを覺りぬ。

既に己が祖先の崇ぶべく、敬ふべきを知るや、此心はまた移して以て、己が主と仰ぎ、總領と尊ぶ國造・縣主等の上に及ぼし、其の崇び敬ふ祖先の神は、己がより尙ほ一層崇敬すべき神なるを信するを得るなり。而して己に國造の祖先の敬すべきを知りたる生民は、此の日本國を知らし給ふ、天皇の祖先に對しては、それ當に如何なる感か起るべき。

此の如くにして敬神崇祖の念は、大に國民一般に勃興したるが、其の一たび勃興するや、何事にもあれ己が智識の及ばざること、己が力に堪へ難き物あるときは、直ちに以て神祇の爲す所、神祇の欲する所となし、火山の噴火も、温泉の湧出も、一に神祇の所爲として、其處に神祠を創めて、嚴かに其祭を營めりしが、朝廷また之を等閑に附し給はず、苟くも赫著なる靈驗の現はるるあれば、特に勅使を差遣せられて、神殿を

總 論

三三

新にし、神領を増し、以て祭祀を施さるるに、千里を遠しとし給はざりき。而して此の勅使の降らるる事こそ、亦地方進歩の一助とはなりぬるなれ。

勅使は地方開明の

勅使の差遣せらるるや、其の道路を清め、家屋を新にするなどのことは、必ずしも言はずもあれ。勅使の滞在せらるる間は、國造主となりて、之が待遇に務むれば、或は勅使に接して、京師の状況聞き、或は從者に接して、沿道の趣を質しなどする程に、自から都人士の優雅を慕ひて、其の固陋を醫し、其の愚蒙を啓くこと少なからず。即ち京師より吹送る風は、一陣の微と雖ども、地方停滞の氣を一新せずんばならず。

班田收受使は地方開明の

其後朝廷の隋唐と交通せらるるや、大に唐制に模倣せられて、爰に大化の改進となり、近江朝廷の令となり、遂に大寶の律令となり、諸政みな一新するに従ひ、郷邑の法も整ひ、道路の制も定められて、交通の便は昔の比にあらず。屢、班田收受使や、巡察使等の往復せらるるありて、地方も京師と氣脈を通ずる便を得たれば、是まで長く固陋野蠻の境に彷徨せし地方人民も、急に開明進歩の道に立ち、駸駸たる勢の止め難きものあるを見るべし。

防人は地方開明の

當時また防人の制行はれ、駿・遠の壯丁等も差遣せられて、筑紫等の邊土に赴く者多かりしが、此等の輩は、往返共に京師に立寄る制なれば、或は沿道諸國の形勢を觀て、其の見聞を廣うし、或は京師の開明の氣に觸れて、其の心意を新にし、還て以て家族郷人等に語り聽かしめたるべければ、直接間接に、地方の人情風俗に、影響を與ふるものも少なからざりけむ。されば當時地方の開明を助くるもの、今日想ふよりは多かりしなり。

國造の殘虐

然れども、又一方より惟へば、彼の國造・縣主等、其初こそ吾が地方の頑民を率ゐて、開明の域にも誘きたれ、其の生民を虐待殘害したることも、亦少なからずと見ゆるものあるなり。元來國造といふは、天皇の命を奉じて、神事を營み、國政を整へ、以て天子の民を治むてふ、重き職分ある者なれども、子孫世襲の久しき、王民を視ること己の民の如く、王土を視ること己の土の如く、恰かも後世封建時代の諸侯の如くなりしかば、國造の欲する所は、即ち部曲の政令となつて發し、如何なる不便も、人これを矯むること能はず。而して國造自ら慾を滿さん爲には、人民の辛苦・艱難は、固より顧みる所にあらず。民を視ること羊豚の如く、民を役すること牛馬の如く、外國人の所謂奴隸に異ならず。甚だしきに至りては、神事に託して姪風を煽し、姪虐をこれ事とする者あるに至れりとかや。されば聖德太子の憲法にも、國造は百姓を斂むる勿れと掟てさせられたるならめ。さらでは豈に空しく言はるるものならむや。全く其の事實ありたればこそ、此にも之を誡め給へるなれ。後世特に彼の國司を派し、地方に遣はされたるもの、豈にこの百姓を、この國造の手より、救ひ出さんとしたまへる故にあらざるを知らんや。

國司置かれて國造が

國司は彼の國造・縣主の如く、土着の人を用ひず。必ず大和朝廷より差遣せられ、又彼の奉幣使の如く、暫くにして去るものにあらず。而して其の權力の及ぶところも頗る廣く、國造の其治、國に止まつて他に出でず、縣主の其力、縣に限りて外に及ばざるが如き比にあらず。數多の國造・縣主を統轄し、數年ごとに交替して、之が政治の得失を視察し、之が行爲の善惡を監別し、祭祀を疎にするものあれば之を飭め、収斂を務むるものあれば之を懲らし、或は奇聞・異事あれば之を朝に奏し、以て上下の壅塞を防ぎ、以て人民に其處を得

しめんとするものなり。仁徳天皇の六十二年、我が遠江の國司は、大井川に流れ來たる大木を、上奏したることさへあるなり。些些たる一木をも觀過せずして、上奏したるに見ても、國司の任務の、國に關することの密なるを知るべし。而して此制一たび行はるるや、地方の政權は、大小共に國造を去つて國司に歸し、國造は僅に其性特に清廉にして、才時務に堪へたる者のみ抽でられて、郡の大小領に補せらるるを得るに至りしが、是だに又幾何ならずして神事に託し、公務を妨ぐるものありとて廢せられ、僅に若干の國造田を附與せられ、純ばら神事に預かる職となりて、後世の所謂官司神官と異なるなきに至ては、國造の權全く地に落ちたりと謂ふべきなり。

下民二重の困苦

國司の任命に依て、從來の弊政一新したりと思ひしは、唯一時のみにて、國司の擅横・凌虐・收斂・苛察は、國造に過ぐるとも及ばざることなく、判罪の權の己に在るを幸ひに、妄りに貨賂を貪つて己を肥し、曾て百姓の貧苦に泣くを知らず、毫も四民の辛酸を解するなし。其の京に上るを見るに、國造・郡領を左右に伴ひ、數多の百姓を前後に隨へ、意氣陽陽として道を行くさまは、恰も江戸時代の諸侯が、參勤交替するにも似たるあるなり。而して一方の國造は如何にと顧みれば、勿論昔の國造にはあらざれども、未だ土地の豪族たる資格をば失はず。數百年來扶植し來りたる威權は、未だ全く地に落ちず。或は時に其の權勢國司に勝ることもあるなど、因襲の久しき、自から人民を威伏せしむべき權威の備りたるもありければ、今や人民は、頭上に二箇の國造を戴きて、昔に二倍以上の難境に陥りたりといふとも、過言にはあらじか。

國民に狹す猥の風生

國民は、今や國造の威と國司の權とに壓せられて、自から立つ能はず。自から立たんと欲せば、尋常普通

の道を棄てて、他の方策を講ぜざるべからず。此に於て自から譎詐の術を考へ、狡獪の風を尙び、苟も詐術を弄び、奇利を博する者あれば、人は其の巧智を稱して、輕薄を咎めず。反りて以て能ありとなす。或は人を宿して病む者あれば、醫藥の資を請求めて、其の煩悶を傍觀するあり。或は旅人の馬を預つて、其の飼料を貪り、而して其馬をば食を絶ちて、疲れ斃れしむる者あり。若又その馬細馬なれば、詐て偷まれ失せたりと稱し、敢てこれを返さざらんとす。尙ほ甚だしきに至りては、我が祖我が先嘗て彼の官家を預りぬ。又嘗て此の郡邑を治めぬ。願くは我また祖先の業を續ぎて、彼の官家を預かり、此の郡邑を治めんと。輒く詐り輒く訴へ、以て其の官家を横領せんと謀る者さへありしなり。大凡そ權謀術數を以て賢となし、狡獪譎詐を以て能となし、唯權勢を貪り利慾に耽るのみにて、曾て道義の如何をだに辨ぜざる世に在ては、狼戾・無恥・横邪・奸佞の徒のみ、富貴に誇り榮華に傲り、憚るところもなく大道を濶歩するに反して、豪末にても節義を云せんとする者は、顔色憔悴して將に飢寒に堪へざらんとするを常とす。あはれ塗炭に陥り易く終生浮び難き者は、何れの世を問はず、質實なる地方の良民なるか。

當時京師には儒教盛に行はれ、法令制度も唐制を模し、衣服風俗も唐風に倣はれて、屢、下る詔勅の如きも命令の如きも、一として儒教主義にあらざるなく、一として仁義の大道に基かざるなきも、地方には未だ此學行はれ居るとは覺えず。又國學の制發せられたりと雖ども、未だ悉く設置ありたりとも見えず。好し設置ありたりとも、こは専ら國・郡司の子弟を養成するを以て主としたれば、一般の人民を教化するに至ては、其功甚だ少なかりしなるべし。然れども當時の百姓てふものは、未だ自から修むる智識道德の備はり居るも

國司は地方の模範

の少なく、多くは天地神明の威を畏みて、其身を修めて惡に至らしめじ、祖先神靈の光助に頼りて、其心を安じて憂に陥らじとせしものにて、其外の頼む所は、獨り國司・郡領の公明心あるのみ。偏に國司・郡令の公明心に訴へて、以て安心立命の地を得んとするにあるなれば、當時の國司・郡領等にして、苟くも吾が神ながらの道を失はず、國學・官學に學ぶ所の、彼の仁義の教を含味して、仁慈の政を布き、寬恕の法を行ひなば、即ち一言之を蔽はば、聖天子の大御心を體し、己の任を曠うして、罪を天に得んを惶れ、ただ一誠を以て斯民を誘掖開發したらんには、などてか篤實質素の良民とならざらん。然るに篤實質素の民を造る能はざるのみならず、篤實質素の民を其儘に誘掖指導することだになす能はず、却て之を狡猾無慚の巷に驅逐せしは、果して誰の所爲ぞや。果して誰の罪ぞや。進みて至仁至慈なる大和朝廷に訴へんとするも、草莽の賤民の固より克する所にあらず。退きて國司・郡領に訴へんとすれば、國司郡領の爲す所此の如し。國民たるもの誰にか訴へ誰にか頼らん。訴ふる所なく頼る所なく、併も尙ほ此世に生存せんとせば、狡猾詐術を行ふより外に道なきなり。

國司の罪惡

且つ國司・郡領は我が常に尊ぶ所の人なり。我が常に尊ぶ所にして此の如し。我何事を爲すとも、何の不可あらんとは、此頃の民心なるべし。一は已むことを得ざるより、一は學ぶ所あるより、二者相倚りて、此の輕佻の俗を生ぜりとせば、當時の國司・郡領たる者、何の辭を以て聖旨に應へ奉らんとするか。彼其の之あり是以て之に習ふと、國司・郡領たる者、何を以て其罪を償はんとするか。天地と其徳を合し給へる聖天子の御詔には、且つは民を視ること子の如く、且つは民を愛むこと、春雨の草木を霑ほすが如き、厚き御旨趣の

溢れつつあるにも拘はらず、國司郡領を戒飭せらるる御詔の屢、下るにも拘はらず、之を奉行し、之を宣傳し、普く一般國民に貫徹せしめ、服膺せしめんとする良二千石なきは、豈に獨國民の不幸のみならんや。抑も亦國家の不幸なり、而して國司てふ雲霧は、いつまで天日の御光を蔽はんとはする。

2. 事 蹟

【神武天皇】 辛酉の年春正月庚辰朔即位。

美志印命
◇二年、功を定め賞を行ひ給ふ。是れ去年大和を平げ、帝祚を定められしに因り、戦功の將士を賞せられしなり。此時御供に仕へ奉りし人、名は美志印命の功を賞して、素賀國造となし給ふ。(國造本紀・大日本史)

素賀國境
素賀國は、遠江國高部以東、即ち佐野・城飼・榛原三郡を合せたる地の、上代の總稱にして、後には珠流河國の宇都の山、高草山の西なる益津、志太の地を隸したりともいふ。國造の治所は、後世曾我莊と稱する所にて、莊内の領家村に、國造の居址ありて、曾我前・曾我脊と呼ぶ。莊中の村落、高御所、篠場、平野は山北に、領家、梅橋、徳泉は水南に屬し、岡津、黒田は岡津原に倚れり。而して其の水田は、驛路の左右に跨りて、境界相接し、其の平坦として遠く數十町に渡る處に、自から一部落の觀を呈せり。國造の故址と稱する曾我前は、村中特に曾我と呼ぶ家の前にして、平野繩手に續き、曾我脊は其後にして、此に篠場村の八幡宮あり。而して曾我と呼ぶ人家のある所は、纔に數十歩を限れる稱にして、西を西曾我といひ、南、水を隔てたる田畑を大領の坪といふ。大領は後に置かれし郡司なり。

○此時國造を置かれたるもの八、曰く倭、葛城、凡河内、山代、伊勢、素賀、紀伊、宇佐(舊事本紀)これ我國地方官を置きし始にして、我が嶽南に國造を置かれしも、此の素賀國を以て始とす。而して此の國造は、後世光孝帝の時停止せらるといふ。

【孝安天皇】 元年春正月七日即位。

白濱神社
 ◇元年、伊豆國白濱に白濱神社を創建す。先に三宅嶋阿古に鎮座せられし、事代主神及び伊古奈比賣命神を遷座したるなり、但し事代主神は此後また三嶋に遷祀せらる、因て後世はこれを古宮と稱す。或は曰、三嶋大神の白濱に遷御せられしは、帝の即位六年の年なりと。(豆州志稿) ◇二十一年、伊豆國の海大に焼けて、諸嶋噴出するものあり。土人は之を稱して、三嶋大神諸嶋を焼出し給ふといふ、(豆州志稿・三宅記) ◇十二年、駿河國富士山始めて現出す。或は曰、孝靈天皇の五年、近江國の湖水陥没すると共に、富士山成ると。世に富士禪定と稱し、富士に登山參拜する者あり。其謂ふところ近江湖水に關する所あり、參考とすべし。或曰、富士禪定は近世に始まりし事にて、昔は甚だ稀なりと。

伊豆海噴火

富士山湧出

富士禪定

天狗磔

富士山神
江州人を愛す

諸國より富士に登山する者多けれども、同行中若し不淨の者あれば、山上俄に雲起り風生じて震動止まず。何處ともなく磔を飛ばす。山上に一の焼石あり。色黒くして浮石の如し。此石雨後又は烈風の時は、山麓へ落下すること少なからざるが、山崇の時も、亦他石と混じて飛來すること甚だし。之を天狗磔といふ。此時頭領の者、近江近江と大呼すれば風雲忽ち鎮す。是れ此の山は近江湖水の土なればなり。他國人の登山する者は、齋戒沐浴すれども、尙ほ祟あるを懼るるに、近江の人は其要なし。又山上に一石あり、他國人これに腰を据うれば、忽ち痛苦を感ずれども、近江人には其事なく、總べて近江人には祟を與ふることなしと。(駿國雜志)

又云、相傳ふ。孝靈天皇五年、一夜に地坼けて湖となる。是れ江州琵琶湖なり。其土大山となる。駿河の富士是れなり。江州三上山は、質より溢れて成る、故に其形似たりと云云。毎年六月登山するに、百日の潔齋なり。江州の人は、七日の潔齋なりと云ふ。山の荒るるとき、近江の土を蒔けば則ち鎮るなり。秀吉公朝鮮を征せし時、兀良哈に於て一人を捕ふ。名を世琉兜宇須といふ。元日本松前の人なり。風漂して濟州に在ること二十年なり。清正悅で導とす。改めて

二の富士山

後藤次郎と號す。次郎云ふ、此地天晴るる時は、富士を見るに甚近しと、又朝鮮人來朝の時、駿河にて富士をさして、此山我國に見ゆると云ふ。凡そ日本には、富士にひとしき山二つあり。一つは奥州津輕・弘前の兩岩城山といふ高山あり。形富士に違はず。

西行法師

又薩州穎娃郡に高山あり。うつぼ山といふ。是又富士に同じ。

さつまがた穎娃のうみのうつぼ嶋、これや筑紫の富士といふらん

茲を以て見れば朝鮮にて見ゆるは、さつまふじなるべきか。(諸國里人談)

國界標木
 目代木
 印木
 國分木
 駿河津
 伊豆地、
 相模津
 豆駿の國
 號考

○世に傳ふ。此朝始めて諸國の境域を定め、良材を立てて以て其標となす。此木を目代木とも、印木とも、又國分木ともいふは、國界を分つの意なるべし。而して豆・駿・相三州の境に立てしものは、箱根湖の波心に在りて、今尙ほ存し、水量減する時は、三尺餘も水上に顯るることありといふ。即ち其の西汀を駿河津と名づけ、南岸を伊豆地と號し、東濱を相模津と名づけしとぞ。(信救記) ○此朝始めて駿河・伊豆の國名あらはる。而して駿河は河水の駿速なる意より起りたるにて、其の河水は富士川を指すなれば、もと富士河口の小地に始まり、終に國名となりしなり。故に昔の駿河郡今の駿東郡等、其名の起因みな同じ、而して伊豆は射出の意、駿・相の間に射出する國といふ所以なるべし。尙ほ異説あらば所所にいふべし。

【孝靈天皇】 元年正月十二日即位。

桃澤神社
愛鷹大明神

◇元年四月、駿河國愛鷹山頂に瓊瓊杵尊を祀り、愛鷹大明神と稱す。後世桃澤神社といふは是なり。本社は山頂に在りて椎路より上る。別殿は青野村にありて下宮といふ。本社を距ること三里餘、旅客の遙拜所と

片岡神社

す。是れ而しながら後世の造營なり。(駿河國誌) ◆六年三月、遠江國始めて住吉神を祀る。榛原郡片岡神社是なり。(文和風土記・遠江風土記傳) 榛原郡當時ありしにあらず、只後世を比べいふのみ。此類多し。一は略して曰はず。◆七十二年、傳へ曰ふ、秦始皇帝その臣徐福に命じ、不老不死の藥を求めしむ。徐福請うて童男童女各千人を率ゐ、大船に乗じて東海に入り、航して我國に到り、其藥を求めども竟に得ず、誅を恐れて再び還らず。紀州熊野浦に止まり住し、童男童女を配置して、八丈島及び青ヶ島に住せしむ。(豆州志稿) されど又、周詳海に泛んで綜嶼に落しぬ。上に紵多く三千餘家あり。云く、是れ徐福童男の後なりと。風俗吳人に似たり云云。(外國記) ともいふなり。綜嶼は八丈なり。八丈はまた方丈なりともいふ。(一宵話)

八丈嶋民の祖(徐福)

徐福化雀

甲斐國鶴の郡に、二千餘年の鶴あり。從來三羽ありけるが、元祿年間其の一羽死せり。二羽のみ残りありけるに、寛政五年何方へ去りけるにや見えず。土俗の説には昇天し去れりといふ。此の鶴の郡は、富士の麓にて、湖水も多く、衆山連り聳え、奇妙の僻地なりとぞ。鶴の郡と名付けし事も、此鶴居る故なり。鶴の關などいふ所もありて、其山より外へは出づることなし。官にも聞えたる事にて、先年鶴の死せし時にも、役人下向ありて仔細を改め、羽毛は悉く官へ納れりとぞ。土俗の云傳へには、秦の徐福富士山に來り、仙藥を求めけるが、遂に秦に歸らず、此所に住して後に鶴に化しけるなりとぞ。此事は甲斐國轟村の僧、關因師の物語なりき。(北窓瑣談)

富士の仙藥

徐福紙

一説、紀州熊野郡那智浦の近郷、一二ヶ村より漉き出だす紙に、徐福紙といふ紙あり。其質他の紙と異なりて、奉書・杉原・國栖・美濃・岩國などは、固より其類にあらず。何れかといへば、唐紙の類にして、破るにかならず横に裂くるなり。傳へ云ふ徐福熊野に住する時、紙の漉方を教へしが、其法今に残りて僅に一二村にて、他に賣出す程の製産はなけれども、絶えず漉きつつあるなり。又新宮の濱邊なる田の中に徐福の墳といふもあり云云。(笈埃隨筆)

徐福墳

大宅氏 庵原氏

○天皇の皇子を彦狹嶋命といふ、命に三子ありしが、第一の王子は、伊豆國三島に住し給へり、御子孫分れて大宅、庵原の兩氏となる。(大日本史)

【孝元天皇】 元年正月十四日即位。

◆三年、遠江國始めて木花咲耶比咩命を祀る、是れ後の榛原郡勝田郷なる勝田神社なり。(遠江風土記傳) 後世川崎町に淺間社と記して、勝田^{マタ}と讀み來たる社あり、川崎・柏原兩所の鎮守にして、十二の末社あり、是なるべきか。さて勝田の名何に因て起りけん。駿河國造勝田直死し、益頭郡三輪に葬り、勝田陵といふといふことものに見ゆ。因て想ふに、古は益頭郡は榛原郡と同じく、素賀國に隸せしことあれば、榛原の地も益頭^{マタ}の地も合して一團となり、此の國造の姓に因て勝田と稱せしを、再び分離するに及びて、勝田の名榛原に遺りしにはあらざるか、將又勝田神社の名、別に因て來る處あるか。又其の社名に因て此の郷名起るか。

勝田神社 勝田の地名考

遠江の國號考

遠江の國名を考ふるに、都に近く大湖ある國を近江といふより、都に遠く淡水湖ある國を、遠淡海國と名づくとも、或は又遠江は遠淡海にあらず、遠津江にて遠くの江の意なり。即ち都を遠く距りたる江の國なり。遠津の津は乃にて、江は磐田海を指すともいふ。(曳馬拾遺・掛川志稿・遠江風土記傳)

【崇神天皇】 元年春正月十三日即位。

城望神社
只木村明
神
伊豆國

◇元年八月、駿河國に伊弉册尊を祀らしむ。後の富士郡城望神社是なり。○是歲、事代主命を遠江國彌和山神社に祀る。後の只木村明神社是なり。◇三年駿河國の伊豆乃崎を割きて、伊豆國と號す。此國東西三日、南北一日半の宿、以て國號の本づく處を知るべし。 (駿國雜志・豆州志稿・伊豆風土記) ◇十年十月廿二日、四道の將軍等京を發し途に上られしが、武渟川別命は東海に向ひぬ。先是秋七月一日、群卿に詔せられて曰、

導^レ民之本。在^ニ於教化^一也。今既禮^ニ神祇^一。災害皆耗。然遠荒人等。猶不^レ受^ニ正朔^一。是未^レ習^ニ王化^一耳。其選^ニ群卿^一。遣^ニ于四方^一。令^レ知^ニ朕憲^一。(紀)

四道將軍
武渟川別
命

と、依て九月朔日、北陸・東海・西道・丹波等、四道の將軍を命じ、若し教を受けざる者あらば、兵を擧げて之を伐てと詔し、印綬を授け將軍と爲し給ふ。將軍等既に途に就きしに、會、武埴安彦の亂ありて果さざりしが、己に其事も平ぎたれば、此日又群卿に詔したまはく、

今返^ル者悉伏^シ誅^ス。畿内無^レ事。唯海外荒俗。騷動未^レ止。其四道將軍等。今忽發^レ之。(紀)

弓弉調
手末調

と、因て將軍等即日京師を發す。即ち武渟川別命の向ふ所は、東海十二國なりしなり。◇十一年夏四月廿八日、四道將軍悉く京に還り復命せりといふ。此時東海に向ひし武渟川別命は、蝦夷を征して、會津まで至りしといへば、嶽南三州の蒼生も、親しく其の威風に接して、帝の憲を奉じたるべきなり。或は曰く。武渟川別命の遣はされし、東海十二國とは、伊勢・尾張・參河・遠江・駿河・甲斐・伊豆・相摸・武藏・總・常陸・陸奥ならんと。(紀通釋) ◇十二年九月、始めて人民を校して、更に調役を科せられ、之を男の弓弉の調、女の手末調といふ。(日本紀・鹽尻) 弓弉の調は獸皮獸角の類、手末調は布の類なり。當時の布は、楮布・麻布・苧布・志奈布・葛

布の種類

布等にて、其土の出だす所に隨て献じたるなり。布は何時よりありしかといふに、棚機姫命已に太古に在て、楮布・麻布を製せられしことあれば、此時は已に布のありしを見る。楮皮を晒して木綿としたるを、志良爾岐天といひ、志良爾岐天を續ぎ、絲として織りたるを、志呂多閉といふ。是れ楮布なり。麻皮を晒して木綿としたるを、阿衰爾岐天といひ、阿衰爾岐天を絲として織りたるを、阿良多閉といふ。是れ麻布なり。みな太古被服の料とす。又苧布あり。苧布の中に、縮文あるを志志良岐、或は知知といふ。又志奈布・葛布あり。卑賤の者の料とす。製法は楮、麻布に同じく、亦阿良多閉といふ。多閉とは、總て絹布の總稱なり。而して嶽南地方は、何を献ぜしか、未だ詳かならざれども、獸皮獸角は固より、阿良多閉の類を献ぜしならん。(工藝志料) ◇十四年、伊

伊豆國獻
船

豆國より巨船を獻す。(歷代皇記・日本紀略・皇年代記・豆州志稿・皇代記・濫觴記) ◇十七年秋七月朔日、詔あり、曰船者天下之要用也。今海邊之民由^レ無^レ船、以^レ甚苦^ニ步運^一。其令^ニ諸國^一。俾^レ造^ニ船^一。(紀)

駿遠造船

と、後十月に至り初めて造船を造れるが(紀)駿・遠の國も、諸國に準じ、始めて廻船を造る。船は太古よりあり。熊野種手船・鳥船・石楠船、且つは諸・冊二尊の坐乗せる天浮橋、素盞烏尊の新羅に往來せし浮寶・高橋・打橋・少彦名命の常世國より乘來し天羅摩船、海神豐玉彦の八尋鰐の如き、皆船の類にして、古は之にて、盛に朝鮮等にも往來せしが、諸國に令して造らしめられしは、之を始めとなす。而して此令を奉じて造りたる船は、みな調貢を運輸するに便せん爲の官船なり。(工藝志料) 此船如何なる製作なりしか詳かならざれども、後世發見せし古船船の遺形を見れば、稍、その古風を摸索するに足らん。

船の古體

遼志長白山の條に曰く、其俗列^レ木爲^レ舟。長可^ニ八尺^一。形如^レ梭。子曰。梭船上施^ニ一槩^一。止以^レ捕^レ魚。至^ニ渡車^一。則^ニ方舟^一。或^ニ三舟^一。

溪登叢笑にも獨木舟の圖あり。我國木曾川の獨木舟も、其形實に梭の如しといふ。
 天保九年閏四月、尾張國海東郡諸桑村に、川渡の事あり。満成寺の裏を渡ふ時、一箇の古木に掘當て、漸次に掘下て、遂に一艘の獨木舟を得しが、其製樟を彫り窺め、長十三間二尺餘ある獨木舟なりき。而して三ヶ所にカンヌキありて、之を繼ぎありといふ。此地は式内諸嶽神社の在る所なれば、古き土地なることは明かなり。

明治二十一年、攝津國西成郡難波村馳川開鑿の時、偶然一箇の獨木舟を掘出しぬ。其の外形には、數多の渦紋をなせる木瘤の、所所に現はれ居れば、確に樟の堅牢なる良材たるを知るに足る。而して其形狀は、船圓くして、艫に向ふに従て漸く細く、底は上方に向て弧形を成し、全長約そ六間一尺五寸、幅の廣き所約そ四尺七寸、深さ約一尺七寸、材の厚さ約二寸五分あり。左舷の上部に、相接近して二箇の穴あり。或は繩の如きを通じて、此處に艫を立てしにはあらかといふ。年代は、少くも一千年以上、或は石器時代、若くは石器時代を去ること遠からず見ゆれば、當時の物なるやも知るべからず。化石には成らず、實は甚だ脆弱となり終れり。古代の船は、世界諸國にも往往存すれども、此の獨木舟の、眞に世界無比とも、寧ろ絶無ともいふべき特異の點は、其の構造の繼合せにして、且つ之を門にて繼合せたるに在りて、其の仕組方の巧緻にして、截りたる木口の整然たるなども、亦稀に見る所なりといふ。舟は恰も其の中央に於て艫部と艫部との二木を繼合せたるものにて、其の繼合せたる所の長さは約二尺ありて、艫部の上面を削り凹めて薄からしめ、艫部の削り凹めたる下面を冠したるものなり。底も兩舷も共に又此の如く仕組み、左右舷の底近き處に、二本の門を貫通して、二枚の板を繼合せ、底と門との間に、一本の堅木を置き、門を上に乗上ぐるやう仕組みたり。凡そ此の如き構造の、此の如き太古の獨木舟は、世界孰れの國に於ても、未だ發見せず。又今の世界各地の、野蠻人間に用ゐる獨木舟にも、決してあることなしと、某は傲語せり。

又房州安房郡山刀村の船越大明神社に、二艘の獨木舟あり。此宮の下宮は、波打際において、上宮は、下宮より四五町上りたる山上の洞穴にありて、昔より神代の古跡なりと、言習したるに背かず、幾千代經たるを知らぬ神木生ひ茂り、筆致神に迫り、墨痕淋漓たる、船越大明神てふ神額の、洞門に懸れるは、神神しき極みなるが、此の二艘の獨木舟は、實に其の神前に捧げられたるものなり。長さ一丈六尺、艫の間五尺餘にて、木色は淡紫なれども、木質を判別するものなし。或は唐木ならんといへども詳ならず。一艘は、幾百千年の古よりありとも知らざれども、一艘は萬治二年五月下旬、人はなく、唯、白紙の幣束一本立てたるまま流れ來り、漁船の追逐するを、東西南北に走り逃れ、夜間、舟越山に人聲あまた聞えたる外、別に異しき事も無かりしが、翌朝見れば、今日見るが如く、神前に捧げられてありしと。筆の次に記し置く。(閑窓瑣談後編)

奈古屋神社

一の宮
二の宮

○此朝、駿河國に淺間神社を創建す。是れ今の賤機山麓に鎮座せる、淺間三社の一なる奈古屋神社にして、大歳御祖神を祀るなり。三社とは總社、新宮及び此社なり。(社記) 帝深く神祇を敬ひ給ひ、即位の六年、天照大神を倭笠縫邑に祭り、其地に神宮を造り給へるを始めとし、諸國に神社を創造せられしこと多かりき。或曰、此時定められし天社・國社を一の宮といひ、之に對し、垂仁天皇の時置かれし國社を二の宮といふ。而して遠江國佐野郡己等乃麻知神社、祭神猿田彦命、駿河國富士郡淺間大明神、祭神木花開耶比咩命、伊豆國賀茂郡三嶋大明神、祭神事代主神を、一の宮と稱すと。(一ノ宮紀)

【垂仁天皇】 元年春正月二日、即位。(紀)

◇三年甲午八月、淺間神社奥宮を、富士山頂の淺間ヶ嶽に創建す。祭神は木花開耶姫命にして、大山祇尊瓊瓊杵尊の二神を合祀せり。○駿河國に中具羅神社を建て、經津主神を祭る。中具羅は永倉にて、後の永倉驛は此地なり。永倉轉じて長窪と呼ぶ。富士郡に元長窪村あり。参考に資すべし。(和名抄) ○駿河國富士郡に、別雷神を祭らしむ。村山神社是なり。◇十三年五月、諸國の平民に、始めて百の姓を給ふ。(扶桑畧記)

淺間神社
奥宮
中具羅社
永倉
村山神社
平民に百
の姓を賜

敬滿神社 ◇二十六年、遠江國葵原郡に敬滿神社を建て、少彦名命を祭る。(文和風土記) 此の神社は初倉郷に在り。社地方三町ありて、領地西嶋大日村等に散在せりと、後のものに見ゆ。此の神社の所在、後世詳かならずなりしが、中黒庄屋初倉次右衛門の門前に、輕滿塚と呼ぶ所あり。若しくは其の舊蹟か。(遠江風土記傳) ○帝の皇子に石田君と申すあり。遠江國に下りて邑し給ふ。其の居所を名けて石田といひ、後郡名となりぬ。又の皇子を十中津日子命と申す。是れ遠江國の飛鳥君、牟禮之別等の祖なりといふ。(遠江風土記傳・古事記) ○天皇の朝、諸國に詔して、池溝を開き灌漑に便せしめらる。(紀・鹽尻) 當時の農業の状を見るに、水稻を主作物としたれば、農業組織は、總べて水田に基きて定められ、農政も多くは、稻作の關係に依て布かれたるもの如く隨ひて灌漑の便否には、最も心を用ゐられしが、是れも上古よりの慣習なることは、放渠埋溝を以て、天つ罪に數へられたるにても知るべし。而して用水を備へ、溝渠を浚ふ等のことは、前朝の、河内に多くの池溝を開かせ給へるに始まり、此朝遂に此詔を發して、諸國に及ぼさせ給ひしなり。此詔に對して、嶽南の地は如何なる役の起りしか、事跡の徴すべきなけれども、必ずや多少の改良進歩を告げたるならん。總べて池溝を治むることは、勸農政治に最も重要なことにして、我が國の如く農を以て本とせる國に、君臨まします列聖は、常に叡慮をここに注がせ給ひて、須臾も忽諾に附し給ふことはなかりしが、其効も亦大なるものありき。此後仁德天皇の難波堀江を鑿ち、水を疏し港を築き、田畝に灌漑の便を得しめ給ひつる効は、今に至りて益、著るく、畿内人口の稠密なるは、獨り大都の吸収力に因るのみならず、水田の灌漑便なるに因ると論ずる人さへあるなり。灌漑の事は、農國の忽にすべからざる事にこそ。

【景行天皇】 元年秋七月十一日、即位。(紀)

服織田神社 ◇七年、遠江國榛原郡川崎に、麻立比古命・天八千千姫を祀り、服織田神社といふ。(社記) ◇十年十一月、駿河國伊穂原郡美髯の地に、大己貴尊を祭る。御穂神社是なり。(駿河風土記) ◇十九年八月、遠江國濱名郡猪鼻湖神社二座を創祀す。祭神猿田彦命なり。(文和風土記・遠江風土記傳) ◇三十一年、世に傳ふ、伊豆國久知良山に小兒二人出現す、巫女初木といふ者取つて之を養ひ、寵愛己が子に勝る。此兒長じて日精・月精といひ、婚を爲して同棲せしが、後成務天皇五年、諸國の界を定めらるるや、使者この國に到り、二人の住所を以て界と定め還る。是れ伊豆權現氏人の始めにて、其の終歿の地の知りがたきより、二人棲むところの宅を卜して神社とし、祭つて神となす。世に之を結明神といふ。(豆州志稿・延教ノ記) ◇四十年冬十月二日天皇の皇子日本武尊、勅を奉じて東征の途に上り、進みて駿河國に到り給ふ。初め天皇の、東夷多く叛き、邊境騷動すと聞き給ふや、群臣に詔して宣く、「今東國は國安からず、暴神多に起り、蝦夷悉に叛て、屢、人民を略むと聞く。誰か征いて能く其亂を平ぐる者ぞ」と。群臣皆な惑ひて對ふる所を知らず。時に日本武尊奏して曰く、「臣先に西征に勞れたれば、此役は必ず大碓皇子の任にこそあらめ」と。大碓皇子は尊の兄なり。大碓皇子之を聞き、懼れて逃隱る。是に於て、尊奮つて宣く、「熊襲平ぎて未だ幾年を経ざるに、今また東夷叛きて邊境安からず。知らず何の目か太平を賭む。臣敢て勞を言はず。請ふ自から行かん」と。爰に天皇比比羅木之八尋矛を持ち、日本武尊に授けて宣く、「朕聞く東夷性强暴にして凌犯を事となし、村に長なく邑に首なく各、封境を貪りて互に相盜略し、邪神姦鬼衢を遮り徑に塞り、以て人を苦ましむ。東夷のうち蝦夷最も強く

東夷の性質風俗

各、封境を貪りて互に相盜略し、邪神姦鬼衢を遮り徑に塞り、以て人を苦ましむ。東夷のうち蝦夷最も強く

駿河賊日
本武尊を
給き討つ

冬は穴し夏は巢ひ、毛を衣血を茹ひ、山に登るは禽の如く、草を行くは獸の如く、恩を承けては則ち忘れ、仇を見ては必ず報ゆ。箭を頭髻に挿みて、刀を衣中に藏し、黨類を聚めて邊界を侵し、農桑を伺て人民を略し、撃てば則ち草に隠れ、追へば則ち山に入り、往古以來未だ王化に洽はず。今汝身體長大にして、猛きこと雷電の如く、向ふ所前なく、攻むる所必ず勝つ。親みは朕が子なれども、實は神人なり。蓋し天朕が不徳を愍みて、汝に天業を經綸せしむるならん。天下は即ち汝の天下、位は即ち汝の位なり。汝それ深謀遠慮して、之に視すに威を以てし、之を懐くるに徳を以てし、兵甲を煩はさず、自から臣順せしめよ」と。日本武尊詔を拜して宣く、「臣昔西征の年、皇靈の威に頼り、三尺の劍を提げ、熊襲國を撃ちしに、未だ浹辰ならずして、賊師忽ち誅に伏せり。今亦神祇の靈に頼り、天皇の威を藉り、往いて賊境に臨まんとす。若し宣するに徳教を以てするも、猶ほ服せざる者あらば、即ち兵を擧げて之を撃たん」と。言ひ畢つて亦再拜す。天皇即ち吉備武彦・大伴武日に命じて隨ひ行かしめ、又七搦脛を以て、其の膳夫と爲し給ふ。此に於て日本武尊京を發し、七日道を枉げて伊勢に到り、神宮を拜す。仍て倭姫命に面して申しけらく、「今天皇の勅を被りて東に征き、諸の叛者を誅せんとすれば、生死未だ知るべからず。故に來りて辭し奉るなり」と。時に倭姫命神劍と錦囊とを取り、尊に授けて宣く、「慎みて怠る勿れ、若し急あらば此囊を披けと。」(大日本史・日本紀・古事記)

日本武尊は倭姫命の賜を受け、尾張・參河・遠江等の國を経て、駿河國に到り、悉く山河の暴神、殘賊を征し給ふ。土賊陽り降る者あり。尊を饗し且つ給いて曰く、「此野には麋鹿甚だ多く、氣は朝霧の如く、足は茂林の如し。臨みて狩り給はば、獲物必ず多からん」と。尊輒く其言を信じ其言に従ひ、其野に入りて獵し給ふに、賊隙を窺ひ風に乗じて火を縱つ。尊欺かれぬと知つて大に驚き、富士大神を拜し、御穗神社を祈り、燧を鑽て火を出だし、逆へ焼き以て之を防ぎ給ふ。時に尊の佩せ給ふ劍叢雲自から室を出で、傍近の草を薙ぎ攘ふ。

燒津
草薙明神
社
燒津明神
東久佐奈
岐神社

(大日本史) 尊これを見て更にこの劍を執つて空を拂ひ給へば、猛風逆に起つて火焰賊を蔽ふ。尊頼て以て免れ給ひて大に悦び、「我殆んど賊の爲に欺かれんとしつ」と宣ひ、勢を悉くして賊を攻め、火に乗じて之を燒殲し、烏頭の篠山に登りて憩ひ給ふ。因て後世その賊を燒きたまふ所を燒津ヤキツといひ、草を薙ぎたまふ劍を草薙といふ。(大日本史・日本紀畧) 蓋し今の草薙村草薙山に在る草薙明神社は、叢雲劍の自から脱して、草を薙ぎ給ひし所、燒津明神社は、尊野火の難に遭ひ給ひし地、而して廬原郡草谷村の東久佐奈岐神社は、尊駐軍の御址なれば、共にみなこの尊を祀る。燒津の海中、十七八町ばかりの沖に、巨巖あり。傳へて尊の腰を据ゑ給ふ所とし、尊みて神巖と稱す。往古は此邊陸地なりしを、歲月の久しき崩れて海となり、此巖も水中に沈みしが、毎年三月乾潮の時、巖頭の現るるを見るに、高さ二三間、分かれて二頭となり、頂上扁平なり。又安倍・志太二郡の境に、日本坂といふ坂あり、尊の駿河に進ませ給ふ時、越えさせられし道なれば名くと傳ふ。今其の地形を按ずるに、駿河名勝志に、

日本坂

古官道
(駿河)

是は志太郡法華寺の境内より登り、安倍郡長田郷小坂に下る坂にて、登降共に凡そ十八町あり。古の小川驛より、横田驛に至る官道にして、山上の眺望最も佳く、東は富士・箱根・甲・信の諸山より、静岡市街・安倍川の流等みな一眸のうちを集り、西は田中城址・大井川・瀬戸川を控へ、遠江の諸山を弄すべく、南は大洋に瀕して、遠く伊勢を望むべく、而して此邊總稱しては高草山といふなり。絶頂の平坦なる所を權現

飽波神社 平といひ、社殿の基石存する所を飽波神社の遺址といへば、此山は古の所謂飽波山にはあらざるかといふ者あり。(駿河名勝志)

益津 といふ。而して尊の憩はせ給ふといふ鳥頭は即ち有渡にて、草薙山に續く山なり。且つ彼の郡名の益頭も焼津にて、尊の原を焼きたるに起るは焼津益頭音訓相通するにも知るべし。然るに後世之を萬之都と訓むは、焼焚にわたる語を嫌ふなりとか。(日本紀・和名鈔)

小鹿原

一説云、益頭の古郡名は、日本武尊の古事に起る。然れども彼の草薙と云ふと混じて、野火の所と想ふべからず。古事記に云ふ「此野に沼あり」と。沼は今有度郡にて、淺畑の沼に當る。又草薙のほとりの山は、小鹿の原と名付し所なれば、上代は鹿の多く住めるによりて名附しにも有べく、いまのさまにても、野火を附くべき所なり。このほとりは、惣て大野なり。國造の野火付て、尊の草薙きたまひしは、この處なることいぢろし。さて古事記に「還出」とあるによりて思ふに、この野まで來り玉ひて、此火の難に逢給ひ、かへりて又焼津に至りて、其の國造どもを切はふりて、焼きたまひし故に、この處を焼津とは、名に負へたりしなり。又野焼村あり。是も後世焼の字を忌みて、改めて野秋といふ。夫より東の方、高草山の峽を越えて、有度郡小坂村に出づる道を日本坂と云ふ。是古の官道にて、小川の驛より横田の驛に到る所なり。昔日本武尊越え玉ふ道なるが故に、ヤマト坂と名附けしを、後世誤りて字音に呼びしならんか。(駿河新風土記)

橘比賣命 祝歌

斯くて尊此山に憩はせ給ふ時、妃弟橘比賣命賊の平ぐを祝し、歌ひたまひて、
佐泥佐泥斯佐賀牟能袁怒邇毛由流肥能本那迦邇多知氏斗比斯岐美波母(古事記)
といひ給ひしが、其の佐賀牟は即ち今の相摸にて、當時駿河といふ名は、相摸といふ大地名の中に包まれたる駿河たりしなり。

豐積神社

尊已に賊を平げ給ひ、廬原の豐積神社を祭りて二ノ宮とし、(駿河風土記) 御穂神社には官幣祭祀を行ひ、圭

碓日坂

田五百畝を獻じて三ノ宮となすなど、戦捷を賽することあらせられ、進みて相摸國を經、上總國より陸奥國に入り、悉く蝦夷を平げて還り上り給ふ途、駿河・相摸の界なる足柄の坂本、碓日坂に到り、御糧ミカシきこしめし憩ひ給ふに、會、坂神化して白鹿となり、來て尊の前に立ちける。尊即ち殘餘の蒜の一端を以て待ち打ち給ふに、過たず其目に中りしかば、白鹿は立どころに死しぬ。此時尊は其の坂頭に立ち、東南の方相摸の海を望みて、阿豆麻波夜と三歎し給へるこそ痛はしけれ。是れ尊先に相摸より上總に渡らせらるる時、海上暴風に遇ひ、船將に覆らんとせしを、妃橘姫以て海神の崇る所となし、自から海に投じて死し給ひて後、海漸く鎮まりて岸に達するを得させられたるを、追憶せられての故とぞ。之を聞く者皆哀みて、以後此山以東の諸國を、

吾妻國

吾妻と呼ぶに至れりとか。(記、紀) 尊の見るともなく彼の相摸洋を見、發するともなく發せられたる此の御一語の、人を感じしむること此の如きものありしか。至誠の力や、人を動かすこと大なりと謂ふべし。尊は是より甲斐・信濃を巡り、尾張國に出でさせられしが、其の甲斐に向ひ給ふ時、富士山の麓に到り、嚴かに遙拜式を擧げて、親しく凱旋を賽せられしといふ。其の陳跡は今も尙ほ存して、登山門を出でて南行すること三町許の所に在り。即ち彼の左側なる大墳の上に、日本武尊と稱する小祠のある所是なり、歌あり、口碑に傳ふ。

日本武尊 社

東路の蝦夷を平し此御子の稜威に開く富士の北口

富士北口

北口とは都留郡より登る道にして、駿河より登る路を南口といふに對していふなり。(駿河風土記)

水火の石

岩田海
有玉村
鹿嶋の渡

椎筒脇神

玉取村
玉取明神

覺駕鳥
稻種君
河海に死す

草薙神社

世に傳ふ。尊野火の難に遭はせられし時、兼て携へ給へる水火二石の中より、先づ水石を取て投出で給へば、石より水出でて火忽ちに消え、次に火石を投出で給へば、石より火出でて、多くの凶徒を焼殺せり。然るに尊尾張の宮簀姫を忘れがたく思ひ、この水火の二石を富士山麓より投じ給ふに、水石は尾張國松之小嶋の源太夫の田、即ち今の熱田神社の在る所に落ち、火石は遠江國岩田海に落ちぬ。是れ後の有玉の地といふ。是より岩田海の水漸くに減じ、一の洲崎生ずるに至りける時、一頭の鹿あつて來り渡るを、人の見て渡る者ありければ、此の處遂に渡津となる。今の鹿嶋の渡是なり。抑も此海古より一の大蛇の住むことありしが、海水の漸く減するに因り、鹿嶋の淵の深き處に身を潛め、屢出でて船を覆へし、人を害ふこと少なからざれば、時人恐れて之を神と崇め、椎筒脇關添加美神と稱し、歳時典をあげて祭を設く。然れども其害未だ全く止むには至らざりきと。(袖浦記)

水火石につきて一説あり。

日本武尊燒津にあらせ給ふ時、自から愛し給ふ水火の兩石を以て、市杵嶋姫神社の神躰となし崇祭らせ給ひしが、其後數百年を経て、燒津に逆浪あり。此玉流れて朝比奈谷に入りたれば、土人拾ひて其地の小院に納む。因て村を玉取と稱し、寺を玉傳と號せしが、其後また祠を建てて此玉を祀るに至りぬ。即ち今の玉取明神是なり云々

又一説云。倭武尊東伐の歸途、甲斐國より山道・海道の二路を擇びて上り給ふに、稻種公は海道より尾張に向へり。公駿河の海を度るに、海中に鳥あり、鳴聲怜むべく、毛羽奇麗なり。之を土人に問ふに、覺駕鳥と稱す。公謂うて曰く、「此鳥を捕へて我君に獻ぜん」と。帆を飛ばして鳥を追ふに、風波暴に起り、舟船傾き没し、公も亦海に入る。(尾張國熱田寛平縁起)

◇五十三年秋九月二十日、駿河國に草薙神社を創め、日本武尊を祀る。(駿河風土記) 先是、日本武尊尾張國に到り、尾張氏の女宮簀姫を娶り、淹留月を越えさすことありしに、適、近江國膽吹山に、荒神ありと聞き給ひ、劍を解て宮簀媛の家に置き、徒行して膽吹山に至りたまへば、山神大蛇に化して道に當る。爰に日本

武尊、主神の蛇に化れるといふことを知らせ給はず。謂ひたまはく、「是の大蛇は必ず荒神の使ならん。我既に美濃に於て、主神を殺すを得たれば、其の使者は求むるに足らず」と。蛇を跨えて猶ほ行き給ふ。時に山神雲を興し氷を零らし、峯霧らひ谷暗く、また行くべき路なく、棲追ひて跋涉する所を知らず。霧を凌ぎて強に行き、僅に出づることをば得させたまひつれども、猶ほ意を失はせ給ふことはもの如く、酔へる如く在しき。因て山下の泉の側に憩はせ居て、其水を飲み給ふに、始めて醒め給ふといふ。然れども是より痛み給ふ所生じ給ひければ、尾張に還り、又伊勢國尾津に移り、遂に能褒野に移り給ひけるが、御痛みますます甚しかりしかば、蝦夷の俘を神宮に獻じ、吉備武彦を遣はし、天皇に奏して曰く、「臣、命を天朝に受け、遠く東夷を征す。則ち神恩を被り皇威に頼り、叛者罪に伏し荒神自から調ひぬ。是を以て甲を巻き戈を戟め、懼慄けて還り、曷の日曷の時か、朝廷に復命せんと冀ひしに、天命忽ちに至て、隙駟停め難し。是以て獨り曠野に臥して語るに人なし。豈に身の亡せむことを惜まんや、唯面あたり仕う奉らずなるを愁ふるのみ」と。既にして能褒野に薨じ給ふ。時に御年三十。天皇これを聞き給ひて、寝ぬれども席に安じ給はず、食すれども味を甘しとし給はず、晝夜嗚咽し泣悲みて標擲ちたまふ。因て大に歎じて宣く、「我子小碓王、昔熊襲叛ける日、未だ搃角に及ばずして、久しく征伐に煩ふ。既にして恒に左右に在りて、朕が不及を補へり。然るに東夷騷動して討たしむる者なく、愛を忍びて又賊境に入らしめたれば、一日も願はずといふことなし。是を以て朝夕進退ひて還らむ日を佇待ちぬ。何の禍ぞも何の罪ぞも。意はざる間に忽ち我子を亡ふとは。自今以後誰と與にか、鴻業を経綸せん」と。即ち群卿に詔し百僚に命じ、仍て能褒野陵に葬らしむ。(日本紀) 是れ天皇踐祚

景行天皇
駿河御巡

四十三年の時のことなり。其後十年を経、茲年秋八月一日に至り、群卿に詔して曰く、
朕シノフ顧メ愛シ子ヲ。何日止乎、冀欲メ巡ル狩ニ小碓王所平之國ヲ。

草薙古蹟

天皇原

と。同月遂に乗輿伊勢に幸し、轉じて東海に入り、(日本紀・大日本史)此月駿河國に到り、鳳輦を此地に止め、深く昔を忍ばせ、厚く尊の功を稱し給ひ、此日御親から神劍を納めて尊を祭り、草薙神社と名づけ給ふ。是より長く此日を以て祭日とす。(日本紀畧)神社は有渡郡草薙村に在り。草薙村に天皇原といふ所あり。是れ當時鳳輦を留め給へる所にして、神社も當時は此原の西に在りきといふ。社の近傍に太刀塚、人穴、殘穴等遺跡少なからず、今猶ほ古器物を掘出すことありといふ。社南に高丘あり、稱して日本平といふ。尊の憩ひ給ひし所なりと傳へらる。眺望最もよく、駿江の渺茫、富嶽の秀麗、豆山の縹緲、ただ一眸の中に在り。御座松は社頭に在り。松を折敷き休み給ふ所にて、今は深林なり。首塚松は山上に在り。賊首を埋めし所にて、三株の松、標となりて繁茂せり。神社の坂上、左側に大樟あり。洞穴の内は、疊八枚を敷くべく、又二間柄の鏈を使ふに進退自由なりといふ。周回凡そ十三間餘ありて、三十有餘の菓は、各五六尺回りの大木となり茂り合ふ。瘡を患ふる者、此皮を取つて拜服すれば、忽ち愈ゆといふ。又境内に駒ヶ原といふ所あり。尊東征の時、馳馬を放ちて秣ひ給ふ所といふ。後世徳川家康といふ人あり。一日神社の由緒を見て謂らく、「駒ヶ原は日本武尊東夷征伐の時、神馬を放ち秣ひ給ふ所、而して明神は八幡宮の祖父神、八幡宮は源家の祖神、自から縁なきにあらず。吾今武家の棟梁なれば、この原草を以て我馬に秣ふとも不可ならじ」と。社家に命じ、毎年五月五日、露草二駄づつを献ぜしめらる。又毎年新糯米を献ぜしめ、青指一貫文を賜ふを例とせ

草薙社の
大樟
駒ヶ原
徳川家康
草薙神威
を侮る

らる。是れ慶長年中よりの事なるが、家康の薨後は、秣代として京錢二百文を府中代官に納め、新糯米は久能山に献することとなり、祝儀も減じて五百文づつとなれり。家康は何の心あつて、駒ヶ原の草を秣として献ぜしめしが、其意殆んど量りがたし。或は尊を畏れず、尊の馬に秣ひし草は、我が馬にも秣ふべしと、己が威權の強大なるを示し、以て愚民を畏怖せしめんとしたるにはあらざるか。

日本武尊
の異説

近頃日本武尊に就て説を爲す者あり。曰く、日本武は固有名詞にあらずして、普通名詞なるべきかと。而して其説に以謂らく、總べて人の事業には限りあるに、西熊襲梟帥・出雲梟帥を征し、東蝦夷を征して、皇威を東西の邊陲にまで、普からしめたる事蹟の大なればなり」と。ああ是れ何の言ぞや、十六歳にして熊襲を征したまふ、誠に非凡なり。廿歳にして蝦夷を征したまふ、誠に非凡なり。非凡なるが故に天の使命を帯びずとも見奉るなり。日本武の名は、普通名詞か、固有名詞か何にもせよ、景行天皇の尊を惜ませ給ふ御言の葉を、削剗する大斧の出づる迄は、熊襲梟帥・出雲梟帥を征し給へる十六歳の皇子も、蝦夷を征し給へる廿歳の尊も、同一人と見奉らざるを得ざるなり。新奇の説は人を驚かし易きを以て、一言此に附記す。

初め日本武尊の、碓日坂より甲・信に向はせ給ふや。吉備武彦を越國に分ち遣はし、其の地形の險易、及び人民の順不を鑒察せしめらる。吉備武彦は、皇靈天皇の皇子稚武彦命の孫にて、(大日本史・日本紀)尊に東征に隨ひ此に至りしが、是より別れて越に至り、悉に地勢人情を察し、還りて美濃に至りて尊に會し、又隨て伊勢に至り、尊の病篤きに及で、尊の命を帯び、京に上て復命せしかば、天皇深く之を歎かせたまひ、且つ吉備武彦の忠を賞せさせらる。其後尊薨せさせ給ふに及んで、尊の爲には武部を定め、武彦には阿倍・廬原の國を與へ賜ひしが、(日本紀・大日本史・姓氏錄)其の武部は駿河國有渡郡に在る高部にて、其の高部は武部の轉訓なり。

高部郷

廬原の地名考

今草ヶ谷村大乘寺前の田面の岡の字に、高部と稱する所ありて、郷名も此地より起るといふは是が爲なるべし。而して阿倍・廬原二國は、後世の安倍・庵原二郡にして、其の廬原は、日本武尊廬を作て居り、國政を執り給へるより、民恐れ畏みて稜大原御里と稱したるに因る地名なりといふ。武彦命も此の廬原に住せられしが、後世の庵原郡河名の南は即ち其所なりと口碑にいふ。武彦の裔に池田・坂井君といふあり、地を此國に食む。(舊事本紀・大日本史) 今有渡郡池田村に池田神社あり。蓋し池田の君の己が領地に、其祖武彦を祀れるなるべし。阿倍はアへにて、土賊等、日本武尊を御饗したるに因て、得たる名なり(駿河志料)といふ者あれども、又一説には、初め崇神天皇の朝、武渟川別命その父大彦命と共に詔を奉じ、東海・北陸を綏撫して、勳績赫著なるものありしが、其の子孫の最も顯はれし者は阿倍氏にて、阿倍氏の族の、駿河國に在るもの少なからずといへば、阿倍の國名は是より起れりともいへり。安倍朝臣、他田舍人等二氏は、後の長田莊の邊に住し、高橋氏は、高橋郷に、膳大伴部は廣伴に住せしが、共に安倍氏の族にして、勢威甚だ隆なりし迹もあれば、阿倍國は安倍氏主領の住所たりしなりといはんも、強ち謂はれなき憶説とのみはいふべからぬにや。

池田村

安部の地名考

長田莊

高橋郷

されど又、此説に依て考ふれば、一の疑を生ぜざるを得ず古事記に、其の國造詐り白さく、「此野の中に大沼あり、此沼の中に住める神あり、甚く道速振神なりと白す。ここに其神を看そなはしに、其野に入りまじつれば、其の國造、其の野に火をなも着けたり」とある其の國造は、此の安倍氏なるべきか。されども安倍氏は四道將軍の裔にして、其の祖先は朝廷の功臣なり、朝廷の功臣の裔にして、斯る行爲のあるべしとは思へられぬことなり。然れども交通不便の當時、京とは遠く山海を隔て居るのみならず、佐益中山の嶮岨、大

井川の激流、安倍深林の蕪鬱等南北に横はり、所謂華夷の別劃然たれば、縦ひ崇神帝の朝、將軍武渟川別命の綏撫ありし地なりと雖ども、武彦の子孫なりと雖も、年數百八十八年、殆んど二百年の歲月を經過したる今日なれば、自から地方に勢力を張り、朝廷を輕んずる私心をも生じ、また一方には東夷を懐け、威福を擅にすることもありつらん、今頃に日本武尊の東征に遭遇し、一たび事を過つこともあらば、數代養ひ來し威權も、一朝にして失墜する恐なきにあらずと、唯利害を比較して、先功をも忘れたるにもあるべきか。尙ほ能く考へざるべからず。(駿河志料) ○天皇の皇子八十八人在まして、其の七十七王は、國國の國造又は、和氣、及び稻置・縣主に別け賜ひけるが、皇子大碓命の後裔なる守君・太田君等は、みな遠江國に邑し給へり。守君の住し給へる邑は森にして、森は後世周知郡に屬し、郡中第一の都會となれり。太田君の住し給へる邑は太田にして、太田もまた周智郡に屬し、一郷の名に冠せらる。(舊事紀・古事記・日本紀) 但し日本紀には、太田君を應神天皇の皇子根鳥の末とせり。○此頃駿河國愛鷹山に一翁あり。常に山に入て竹を取るを業とす。一日竹篋中に少女あるを見、拾ひ取て之を養ふに、長ずるに及んで容姿嬋妍にして光あり。名けて赫奕姫といふ。天子迎へて后とせんとすれども聽かず。貴公子娶らんとすれども聽かず。終に天に上り去るといふ。然れども亦之を欽明天皇の時とするものと、時代を明にせずとするものと二説ありて、其の事實も自から異なる所あり。因て此に其の二三説を列記す。

森町

太田邑

竹取翁

赫夜姫

壽量禪寺

富士郡比奈村神興山無量壽禪寺、名雲門。赫夜仙妃誕育聖跡。彼竹取翁居處山號三神興。淺間大士本迹不レ。故無量壽舊基、人間勝場、海内靈地。昔景行統御日、篋中見夜々放光輝。彼竹取翁載裂之竹節裏

愛鷹祠
狗伺祠

得タリ簡シ小コ仙セン女メ。爺ニ・孃ニ大ニ歡ニ喜シ。親ニ愛ス育ス。天ノ作ル麗シ質ハ、祥ニ光ニ滿ツ肌ニ。及テ其ニ成ル大ニ、見ル人ノ癡シ心ノ如シ醉リ。龍ノ領ノ下ニ、誰カ奪ル一ノ顆ノ珠ヲ。高ノ官ノ人ノ將レ損ニ軀ノ命ヲ。燕ノ巢ノ裡ニ豈ニ有ル九ノ穴ノ貝ヲ。貴ノ公ノ子ノ暗ニ皺ニ兩ノ眉ヲ。天ノ使ノ遙ニ來ニ親ニ、且ツ驚キ且ツ疑フ。異ニ香ニ滿ル空ニ、天ノ光ノ照ス屋ヲ。故ニ天ノ子ノ遙ニ聞キ、不レ忍ビ棄レ置ク。大ノ駕ノ遠ニ指ス海ノ東ノ萬ノ里ノ嶮ノ危ヲ。爺・孃ノ驚キ恐ニ以テ爲ス患ノ難ト。玉ノ貌ノ且ツ隱ニ舍ノ北ノ一ノ處ニ。石ノ窟ノ俄ニ燒ク。綿ノ實ノ與ニ鱒ノ魚ヲ。揚ク葬ニ煙ヲ於テ近ニ遠ニ。乍ニ使ス龍ノ神ヲ與ニ錦ノ衣ヲ。滴ル淚ノ痕ヲ於テ丘ノ岐ニ。孃ノ妃ノ不レ久ク入ル芙蓉ノ空ノ洞ニ。鄉ノ民ノ敬ス爲ス淺ノ間ノ大ノ士ト。翁・愛・蒼・鷹ノ。孃・養・白・狗ノ。故ニ今ニ有ル愛・鷹・狗ノ飼ニ二ノ祠ト。年ノ代ノ深ニ遠ニ、徒ニ空ニ有ル口ノ碑ト。云々。

淺元明神

欽クニ明ノ天ノ皇ノ御ノ宇ニ、富ノ士ノ麓ノ有ル竹ノ採ノ翁ノ者ト。一ノ日ノ看ル竹ノ林ノ鶯ノ巢ノ朽ノ根ノ有ル小ノ女ノ兒ト、翁ノ執レ之ヲ養ス育ス。經テ一ノ兩ノ年ヲ、漸ク長ク、年ノ可ク十五ト。名ヲ曰ク赫・突・姬ト、進ム之ヲ天ノ皇ニ。故ニ爲ス後ノ宮ノ夫ノ人ト。在ル宮ノ一ノ年ヲ、奏シテ別ノ辭ヲ去ル。時ニ遺ニ一ノ面ノ鏡ヲ、及シテ書ノ紀ヲ曰ク、若ク欲シ再レ見ニ於テ我ニ、燒ク此ノ遺ノ物ヲ。煙ノ中ニ顯レ現レ。言ハ已ク去ル。帝ノ大ニ哀ニ傷ス。仍テ遣シテ使ラ富ノ士ノ山ニ、而テ燒ク其ノ書ヲ。魂ノ影ノ彰ル。果シテ然レ。是レ即シテ淺ノ元ノ明ノ神ト也。而テ後ニ奉シテ不レ死ニ藥ヲ於テ帝ニ、作テ歌ヲ曰ク、

今イハ波ハ土ツ底ニ、天ノ之ノ羽ノ衣ヲ、着キ時ニ楚シ、君ノ於テ哀ニ士ニ、思ヒ出ル奴ノ留ル。

帝ノ又テ反シテ歌ヲ曰ク

遭フ事ト之ノ、淚ニ爾ニ咽ニ、朕ノ身ノ爾ニ波ニ、不レ死ニ之ノ藥ヲ茂シ、何カ如シ世ノ牟ト。

又テ燒ク此ノ藥ヲ、煙ノ中ニ影ノ彰ル。

大網里

乘馬里

昔シ駿ノ河ノ國ノ大ノ網ノ里ニ有ル老ノ翁ノ孃ト。共ニ居ル。翁ノ愛シ鷹ヲ、孃ノ飼ル犬ト。後ニ住ス乘ノ馬ノ里ニ、作テ筭ヲ爲ス業ト。竹ノ節ノ中ニ得ル二ノ女ト。其ノ長一寸ノ餘ト、奇ニ之ヲ裏シ綿ヲ養フ之ヲ。經テ三ノ十ノ六ノ月ヲ、漸ク長ク成リ、能ク行ク步ヲ。容ノ貌ノ端ノ嚴ト。言ノ語ノ和ノ雅ト。于レ時ニ、天ノ子ノ詔シ諸ノ國ヲ、撰シ美ノ女ヲ、令ム獻セ之ヲ。采ノ女ノ使ノ者ト、至リ駿ノ河ノ國ノ富ノ士ノ郡ノ乘ノ馬ノ里ニ、宿ス老ノ翁ノ宅ニ。終ニ夜ニ有ル光ト。使ノ者ノ怪ク問ク曰ク、何ノ故ニ終ニ夜ニ燃ク光ト哉ト。答テ曰ク、

我ノ女ノ之ノ光ノ彩ト也。使ノ者ノ親レ之ヲ、其ノ女ノ甚ニ美ト也。於レ是ニ、謂ク曰ク、天ノ子ノ求ムレ女。汝ノ誠ニ當リ矣。女ノ不レ從、使ノ者ノ奏ス事ヲ。時ニ女ノ語ニ父ノ母ニ曰ク、親ノ子ノ之ノ愛ヲ、養育之ノ恩ヲ、誠ニ重ニ誠ニ深ト。雖モ然ト、我ノ久ク不レ可ク住ス。今ニ我ノ登リ山ヲ去ル。母ノ云フ。思ヒ慕シ如シ何ノ女ノ去ル常ニ來ル相ニ見ル。乃チ上リ富ノ士ノ山ニ入ル巖ノ窟ニ。已ニ而テ天ノ子ノ來リ於テ此ニ、幸ニ乘ノ馬ノ里ト。曰ク、其ノ事ヲ。天ノ子ノ大ニ歎ス、遂ニ與ニ翁ノ登リ山ヲ、休ス於テ第五ノ層ニ。脫シ玉ノ冠ヲ、留シ此ノ處ニ、漸ク進シ陟シ絕ニ頂ニ。臨シ巖ノ窟ニ、女ノ出テ迎ム、微ニ笑シ曰ク、願ク天ノ子ノ住レ此ニ。因テ共ニ入ル窟ノ中ニ。玉ノ冠ノ所レ在、積レ石ヲ以テ爲ス陵ト云々。

臥雲日伴錄云、座頭城呂頗る和歌を能くす。之に問うて曰く。歌人の例に、富士の煙の話あり、來由如何と。呂云ふ。昔天智天皇の代、富士山下の市に、常に老人あり。來りて竹を賣る。人之を怪み、一日行きて、其の歸る處を尋ぬるに、富士山下の一村なりき。翁の家にて處女あり。太だ艶美なり。翁曰く、「余初め鶯の巢中に於て、一小卵を得しが、卵化して此女となり、撫養日已に久し。我は又毎竹を賣りて、家資となすが故に、世に我を名けて竹採翁と爲す云々」と。此事朝廷に聞え、勅して此女を求む。遂に帝妃となり、名けて加久耶姫と曰ふ。妃一日帝に白して曰く、「妾夙縁あるを以て、來て左右に侍せしが、今當に天上に歸るべし」と。因て不死藥・天葉衣、及び粧鏡を出だし、之を奉りて曰く、「若し妾を見んと思ひたまはば、則ち此鏡を見給ふべし。鏡中必ず妾の容あるべし」と。言ひ畢つて見えす。後帝天葉衣を披て、飛び去つて、富士山の頂に到る。於是、不死藥と鏡とを燒けば、其煙天に徹る。凡そ歌人の因る所は、此に本づく。富士亦不死といふは、蓋し此に由るなり。

詞林采葉抄云、古老傳へて曰ふ。此の山麓乘馬里に、老翁あり。鷹を愛し、孃は犬を飼ふ。後箕を作て業となせしに、竹の節間より少女を得たり。容貌端嚴にして、光明照耀せり。爰に桓武天皇の御宇、延暦の比、諸國に宣旨を下し、美女を撰ばせらる。坂上田村麻呂東國の勅使となり、此の山窟なる老翁の宅に宿せしに、終夜火光絶えざれば、子細を問ふに、是れ養女の光明なりと云ふ。田村麻呂即ち洛に上り、事の由を奏す。於是少女般若山に登り、岩窟に入り畢ぬ。

乘馬里

詞林采葉抄云、古老傳へて曰ふ。此の山麓乘馬里に、老翁あり。鷹を愛し、孃は犬を飼ふ。後箕を作て業となせしに、竹の節間より少女を得たり。容貌端嚴にして、光明照耀せり。爰に桓武天皇の御宇、延暦の比、諸國に宣旨を下し、美女を撰ばせらる。坂上田村麻呂東國の勅使となり、此の山窟なる老翁の宅に宿せしに、終夜火光絶えざれば、子細を問ふに、是れ養女の光明なりと云ふ。田村麻呂即ち洛に上り、事の由を奏す。於是少女般若山に登り、岩窟に入り畢ぬ。

愛鷹明神
大伺明神
駿河國號
諸説

帝老翁の宅に幸す。翁由緒を奏す。帝悲泣し、帝の玉冠を脱して、此處に留め、頂上に登り、金幡を臨めは、少响ありて出迎へ、微笑して曰く。願くば帝此に留れと。即ち幡に入り畢ぬ。玉冠は石と成りて、今に在り。彼の翁は、愛鷹明神なり。嬪は伺大明神なり。

○駿河國の如く國號に異説多きものを見ず。試みに記して後考に充つ。

駿河者依其河流薦々而不_レ知_二淀溜_一也。所謂_二志通波他河_一不二河_一大堰河也。仙河者不二河、出_レ自_二蓬萊嶋峰_一。故名_レ之。珠流河者急波奔濤之流派國郡繁多也。其河石琢_レ波磨_レ風、恰如_二珠玉_一。故終以爲_二國號_一。駿河者有_二三大河_一。而其濤勢如_二駿馬_一。馳_二千里_一。故爲_二國號_一。尖峨者舉國之四至、信_・甲_・相_・豆_・遠_・三_・紀_・勢之衆峰粒々、而嶮巖尖立、地勢峨峨焉。故有_二此號_一。

又云、駿河は、河流するぎ來てがわがわと音す。故に以て國名とす。(駿河國誌)

或は曰く。前に舉處の文字、みな據ありといへども、唐めきて直ならず。彼の難波を浪速といひ、近江を淡海と云ひし類ぞ、故原詳明に優美く聞なされて、實に往古の國風とは知らる。夫れ駿河國とは、大河一國に縱横して、村落續かず。民洲中に在て産業するが如し。故に號して洲河の國といひしを、中頃より訛りて、スガともいひ、須流加波ともいひ、須加波ともいひ、須流加ともいひたりしを、和銅六年五月の詔に從ひ、文字の音義愛度を以て、駿河の二字に定まれるか。又打_レ縁流駿河國と云ふは、謂_二稻穗於波之打寄而_一、浮_二到于大沼之東邊駿河郷_一也。大沼は原_・吉原の中間の沼池也。昔富士と足高山との間を以て海道とす。故に重服觸穢の者も、常に往來することあり。淺間の神深くこれを忌み、波濤をして、一嶋を遙の南海より打よせしめ、海岸を廣くし、海道を此に移し給ふ。即ち浮嶋原是なり。故に打縁流駿河と云ふなり。又打縁流は、波打寄する意にあらず。打_レ消る_二泔髮也_一。髮を梳る時用ふる水をユスルと云ふ。因に曰。浮嶋原は、原驛より吉原迄の間なり。能宣の歌に、「わたつみの波にもねれぬ浮嶋は松に心をよせて頼まむ」とあるは是なり云々

大正七年八月廿日脱稿

駿河の古
道

浮嶋原

【成務天皇】 元年春正月五日、即位。(紀)

◇元年九月、始めて駿河國草奈岐神社を祭る。朝廷使を遣はして官幣を奉ず。(駿河風土記) 祀る所、日本武尊並に供奉の神神なり。當時は、祭神の數九万八千と稱し、九万八千の和幣を供して祭事を施ししが、後世は、畧して九十八本の幣を供すと云ふ。(巡村記) ◇二年、初めて官幣帛絹を、駿河國茨原神社に奉ず。神社は庵原郡奥津庄に在り。(社記) ◇三年八月、朝廷命じて、饒速日神を駿河國に祀らしむ。富士郡溝口の波市羅志社はなり。(社記) ◇五年五月、駿河國鳥渡郡神嶋の賀美志麻之祠、神事あり。朝廷使を遣はし、官幣を奉ぜしむ。少彥名・園韓神の二神を祀る所なり。(社記) ○秋九月、諸國に令して、山河を隔ひて國縣を分ち、阡陌に隨ひて邑里を定めしめ、國郡に造長を建て、縣邑に稻置を置き、並に楯矛を賜ひ、以て其表とせらる。(鹽尻・振振考記・日本書記) 是れ去年二月一日、發せられし詔の、御趣旨に基けるなり。詔に曰。

我先皇大足彥天皇。聰明_二神武_一。膺_レ籤受_レ。圖_レ治_レ天順_レ人。撥_レ賊反_レ正_レ德_レ伴_レ。覆_レ靈_レ道_レ協_レ造_レ化_レ。是以_レ普_レ天_レ率_レ土_レ莫_レ不_レ王_レ臣_レ。稟_レ氣_レ懷_レ靈_レ。何_レ非_レ得_レ處_レ。今_レ朕_レ嗣_レ踐_レ寶_レ祚_レ。夙_レ夜_レ競_レ怒_レ。然_レ黎_レ元_レ蠢_レ爾_レ。不_レ悛_レ野_レ心_レ。是_レ國_レ郡_レ無_レ君_レ長_レ。縣_レ邑_レ無_レ首_レ渠_レ者_レ焉。自_レ今_レ以後_レ。國_レ郡_レ立_レ長_レ。縣_レ邑_レ置_レ首_レ。即_レ取_レ當_レ國_レ之_レ幹_レ了_レ者_レ。任_レ其_レ國_レ郡_レ之_レ首_レ長_レ。是_レ爲_レ中_レ區_レ之_レ藩_レ屏_レ也。(日本紀畧・日本紀)

と。此時新に封を受けし者、凡そ六十四國。大國小國の國造、及び大縣小縣の縣主も、概ね皆な此時定め給ひしが、(遠江風土記傳) 其の都より東に屬するものは、伊賀・嶋津・尾張・參河・遠淡海・珠流河・廬原等となす。(舊事本紀) されば遠江國造も珠流河國造も、此時同じく新に置かれしものなるは明なり。而して遠江國造に

草薙神社
茨原神社
波市羅志
神嶋神社
國縣を分
つ

遠江駿河
庵原三國
造

駿遠の物部氏

は侍臣物部印岐美命、(大日本史・國造本紀) 珠流河國造には侍臣物部片堅石命を命ぜられしが、(國造本紀・大日本史) 此の印岐美命は伊香色雄命の孫、(大日本史) 片堅石命は大新川命の子(大日本史)にして、共に饒速日命の子宇麻志麻知命の後裔なり。後世駿遠二國に、饒速日命の屬なる、本居神社の多きを見れば、此の命等の支族は、是より大に繁榮したるにもあらんか、(鹽尻) 片堅石命七世の孫に、矢集連一に物部大母呂連公といふ者あり。祖先より相續きて有渡郡に住せりといふ。因て按ずるに、有渡郡柚木村に矢集池の蹟あれば、此邊こそ此連の住居の跡ならめ。駿遠二國造を置かると同時に、廬原國造をも置きて意加部彦命を命ぜらる。(大日本史) 命は吉備武彦命の子(大日本史・舊事紀・姓氏錄) なれば、彼の詔に所謂當國の幹了なる者ならんか。

駿・庵・遠三國地域

郷谷の起

當時國縣の境界なるもの、如何にありしか詳かならざれども、大凡そ遠江國は天龍川以西の地、珠流河國は富士川の沿岸、後の駿河郡乃ち駿東郡の地、廬原國は庵原郡の地にして、後に駿河廬原は降りて郡となり、(和名鈔) 遠江は擴まりて他國を併合するに至れるは、時世の變遷と見るべきが、其の國名の遠淡海は大湖あるに起因し近淡海に對する名なりとぞ、(古事紀・方葉集大意) 而して此の國造・縣主等の族の、各地に散居したる狀も、地名に依て存する氏族の名稱を按ずれば、其の概畧を窺知るを得るが如し。即ち珠流河國造矢集連の居所なる矢集池及び矢集村の、今の駿東郡に在るが如く、(舊事本紀・姓氏錄) 益頭郡物部村今の策牛村は、珠

矢集村

物部村

柏原村

佐野郡

磐田郡

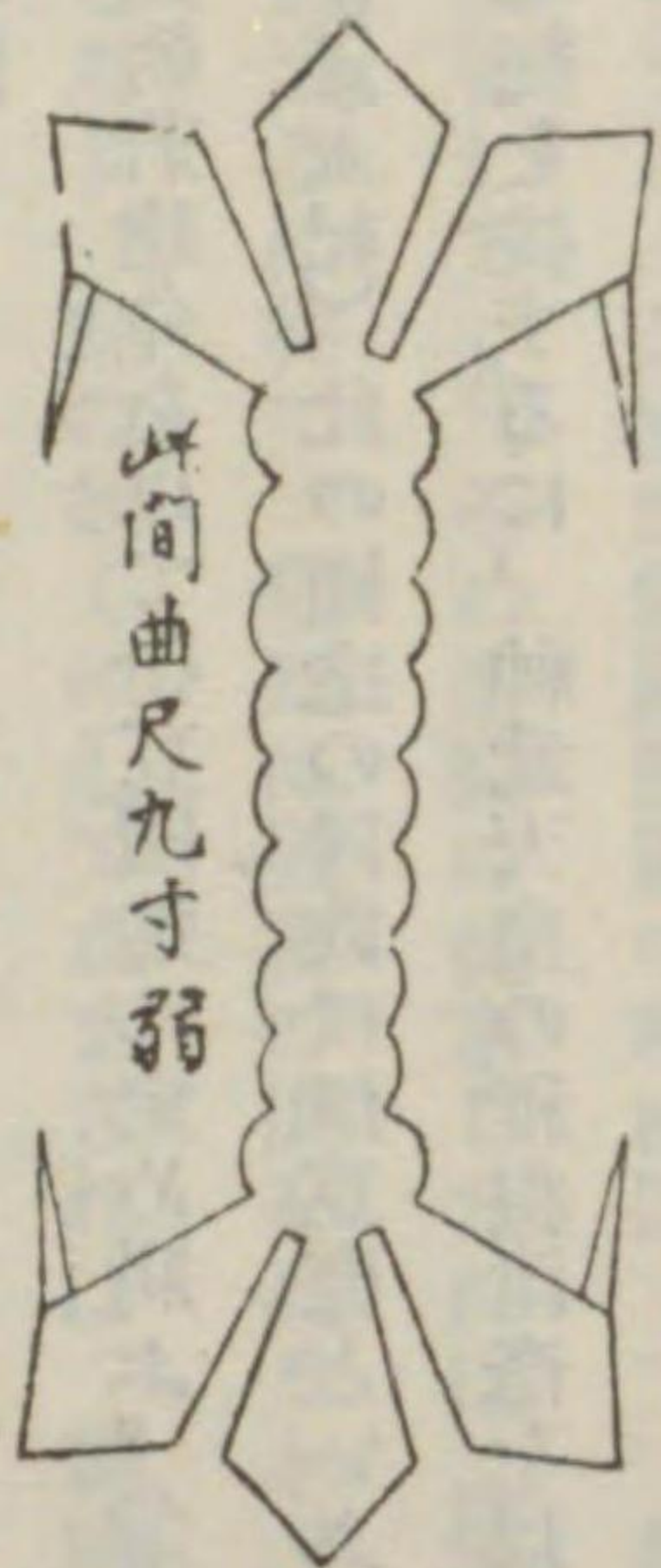
流河國造の族物部氏の居所、(舊事本紀) 駿東郡柏原村は、同族柏原連の住所、(姓氏錄) 而して遠江國佐夜郡は、遠江國造の族佐夜直の住所より起りたる名なりといふ、(掛川志稿) の類なれども尙ほ遠州に就ていはば磐田郡は垂仁天皇の皇別、石田君の邑を此に食みしに起り、(日本紀) 大田郷・森町等は、大碓皇子の裔守君

大田郷

森町

大田君の、此に住居せられしに起り、(古事記) 久努郷は、物部印幡足尼國造の族、久努直の子孫の世世の住所たるに起り、(舊事本紀) 秦原郷は、秦原君の此邊に呂したるに起り、(古事記) たる如き、地名も數多あるなり。抑も天皇の諸國造に賜はれし矛といふは如何なるものか、固より詳かならざれども、嘗て天皇の御陵より出でたるものなりとて圖せるを見るに、或は當時國造に賜へる矛も、斯る類の物にはあらざるべきかと思はる節のなきにもあらねば、爰に圖出し、併せて後人の考をも記さんとす。即ち曰く、此物の名は「イガンホコ」といひ、祝祠に見ゆと。

國造の矛



鐵器なるべし
青碧色といふ (甲子夜話)

延喜式に上畧皇御孫之尊平天地日月止共磐平
取持氏 恐 恐 給 止 申
安 御座坐 御杖代 進 給 御命 大中 臣 茂 梓 中

思ふに、國造は祭祀を司れば、此の茂梓を賜ひたらんか。又國造に賜ひし矛は、此の如きものにあらざるも當時の矛の一を知るに足らんか。

久努國造

【仲哀天皇】 元年春正月十一日即位。

◇天皇新に久努國を建て、伊香色雄命の孫印幡足尼を以て、國造と爲し給ふ。(大日本史・國造本紀・遠江風土記傳)久努國は、後世周智・山名と呼ぶ二郡に當る地にして、廢後遠江國に隸すと雖ども、久努の郷名は永く存して、今も周智郡に屬せり。此の國造の族に、久努直といふ者あり、世世久努に住したり。久努直は佐夜部直と同じく、大小木連公を以て祖とす。(舊事本紀)

伊豆國造
【神功皇后】 皇后新羅を征して還りたまふ年の十月三日。群臣皇后を尊て皇太后と曰し此年を攝政元年と爲す(紀)

◇此朝若建命を以て伊豆國造に定め賜ふ。(大日本史・國造本紀) 若建命は物部連の祖、天彥杵命八世の孫なり。(舊事本紀) 此の國造の同族に伊豆直といふ者あり。(大日本史) 未だ何地に住したるかを知らず。されど國造本紀を按ずるに、神武天皇の稚根津彥を以て、大倭國造と爲し給ひしを始めとし、總べて任せ給へる國造、百四十四國なりとぞ。而して其務むる所は素より、祭政一致の御代なれば、神事を勤め國政を理め、以て上に奉じ以て下を率ゐ、中區の藩屏となるに在りて、其任は甚だ重かりしなり。國造の任の重きこと此の如し。此の如き重き任を帯びたる國造の、常に住して治めつつある地方の形勢は、抑も如何にありつらむか。

何れの世に在りても、社會の最下級を爲す者は勞働者にして、當時は之を奴・婢と呼び、其數最も多かりしが、この奴・婢を統率して、數多の部曲に分れ、農・工等種種の職業に従事する者、之を伴部と稱す。奴・婢は國に對して、資格も權力もなく、或は豪族の財産に數へて賣買せらるれども、伴部は然らず。當時の御寶といふもの、即ち後世の民といふものにして、之を統領する者を伴造といふ。伴造の如く諸職業を統ぶるにあ

御寶(民)

氏神

らずして、専ら荒蕪の開拓に従事するを國造とす。伴造の下に數多の伴部ある如く、國造の下には數多の家あり。奴・婢を使役して墾拓せり。國造は又領内清淨の地を擇び、神社を建て、同族の祖先を祀り、以て氏神と稱し、歲時神事を行ひ獻供を厚くし、崇敬至らざるなく、以て部民の心を收攬し、部内の靜謐を計るを務めたり。國內靜謐にして民心一致すれば、事業は益發展し、發展して開拓の耕地擴張すれば、之を朝廷に獻じ、朝廷の田籍に登記し、租を納めて其の保護を仰ぐを制とす。故に伴造は、其職を務めて、其獻を多からしめ、國造は其業を勵みて、其貢を多からしめ、之を子孫に傳へて世襲し、遂に其職を以て姓氏とする者さへありたり。又或は精勵勤勉の功に因りて、昇格する部民もありて、地方の民衆は、年年歲歲に繁榮し、各地に散布して、各、その業務に従事したれば、産業・開拓共に隆盛に赴き、貢獻物は歲月と共に増加せり。貢獻物増加するに従て、朝廷は殷富の度を高うし、殷富の度高きに從つて、兵力の充實も、國勢の進歩も希圖せらるるなり。此の如くにして止まざれば、朝威は益輝き、國運は彌隆なるべきに、此間自から禍根の伏在せるは、痛むべき極なり。

地方豪族の起り

元來吾が日本國は、家族制度の國なれば、地方部落の末に至るまで、家を以て主なる要素とせるは論なき事なれども、當時の家は、後世の家とは大に其趣を異にして、父子兄弟姉妹、從兄弟再從兄弟等、苟くも血縁の聯絡ある者は、みな此の家といふ大傘の下に集合せしものなり。而して之を家族と稱し、其の財産を家産といひ、其の統領を家長といひ、而して之を保護する神を氏神といひしなり。故に氏神は家を保護し、家は家族を保護し、家長は家を代表して、家族全體の責に任ず。而して家族の多きは、以て家運の發展を計る

べく、家産の豊かなるは、以て權力の強大を資くべく、而して多數の家族と、豊富の家産とを有すれば、亦以て地方に傲るに足れば、家族の繁榮は固より、家産の豊富を計るは、當時家長の最も苦心する所なりき。此に於てや或は廣闊なる荒地を謂はれなく占領し、竊に之を他人に貸與して、其の直稻を收めんとする者あり。或は土地廣く人稀なるに乘じ、檀に之を壟斷せんとする者あり。甚しきは上聖聽を給き奉り、廣漠たる原野を專領せんとする者さへあるに至りて、自然に土地横領の風を生じ、遂に各處に割據して其の大族に誇り、郷曲に專横を極むる者輩出せしが、後世慶雲年間に至りては、此風益甚だしく、國造も動もすれば、言を神事に託して、其の公務を廢し、淫風を扇ぐなど弊事百出の極、其の政權は、悉く國司・郡領の爲に奪はれ、僅に羸ち得たる神事の任も、國造の名と共に廢絶して跡なく、高祖神武天皇の遺法、成務天皇の遺制も、影を止めざるに至りぬること轉てけれど、世には長大息する者もありきとなむ。

大歲御神

【應神天皇】 大歲庚寅歲元年春正月丁亥朔即位。(紀)天皇即位の時年七十一。(大日本史)

◇四年、大歲御祖神を駿河國に祀る。神社は安辨郡横移野に在り、今祭神を玉依姬といふ。(駿河風土記)

枯野船

古代尺度

古代木工

◇五年冬十月、伊豆國に科せて船を造らしむ。長さ十丈、船既に成り、試みに海に浮ぶれば、便ち軽く泛びて、疾く行くこと馳するが如し。故に其船を名けて枯野といふ。(日本紀伊豆風土記・豆州志稿・日本紀畧・扶桑畧記・大日本史)(蒼梧隨筆) 此に長さ十丈といふ、如何なる尺度を用ゐしか詳ならざれども、太古より木工ありて、手置帆負命、彦狹知命二神の始めて制したる、分・寸・尺・丈等の尺度を以て規模となし、宮殿・宅舍・倉庫・門垣・橋梁・船舶等を造りしが如くなれば、此船も此に據りたるものか。將又神武天皇以後は、工人或は外國の

枯野船遺跡

制に倣ひ、或は工人自から發明する所あつて、高閣・殿樓・船舶・橋梁・車輿・器具等造らざるなしといへば、此法を用ゐしものか。凡そ本邦太古の木工は、天孫の宮殿の如く、法を天宮に取りしもの外、概ね簡單にして、僅に風雨を防ぐに止まれるを、此の天皇の御世に至りては、難波の大隅嶋に高臺を營まるるあり、始めて外國の建築法を用ゐられしといへば、此船も亦外制に據られたるか。(工藝志料)

熟思ふに、都へ千里を隔てたる伊豆國人の、特に此命を蒙りたるは、當時已に伊豆國人の他に勝りて、造船の技に長じたるに因るならんか、而してこれを造るの材を取りたる迹といふもの、狩野地方所に見ゆれば、一二を記さん。

笠卸明神

松ヶ瀬村に笠卸明神あり。當時の創建ならんと想はるるが、社傍に楠田の稱存し、隣里に上船原、下船原あり。其の北隣大平村に大木橋あり。國人傳へて、枯野船材の梢を架したるものとす。初め此の社前に道路あり、行人神威を恐れて笠を卸して過ぐ。故に笠卸明神と稱す。又其の松ヶ瀬の村名も、笠を其の神域の松に懸けしに起り、初は其地を松笠と呼びしを、後延べて松ヶ笠となり、再び轉訛して、松ヶ瀬となりしにて、是等はみな證とするに足る迹なりといふ。(豆州志稿)

搖橋

堂ヶ嶋の溪間に架する橋に、搖橋といふあり。橋材は刺柏の厚板の長八尺許なるを二枚架せり。是又枯野船の餘材なりといふ。異説ありと雖ども、名迹志等に説く所なれば此に附記す。此橋不淨の者過ぐれば、動搖す。故に其名を得たりと。今は別に不淨橋を架して行人を渡せども、州中有數の古物にして、其名最も著る。懷中抄にも

綠色に春はつれなく見ゆるきの橋しも秋は先もみちけり

とあるにて知らる。里俗此橋板の細片に點火すれば、小兒の夜啼を止め、又能く瘧を醫すと稱し、今尙ほ削去る者多しとか。(豆州志稿)

天城山の良材

天城艦の船材

麓山神社

山宮

枯野船の材を以て鹽を焼く

凡そ天城山の良材に富むは、古今相同じく、枯野の船材を伐採せし迹は此の如くなれど、鎌府の頃も、此山より材を出だすこと屢なりしは、史に明かなるのみならず、後世も尙ほ松・檜・杉・樺・榿・花柏を七木と稱し、専ら公用に供して他の斬伐を禁じたりと聞くなり。然れば彼の明治七年より十一年に至りて、竣工したる天城艦も、實に此山の良材に依て製造したるなり。人或は枯野船の船材は、日金山麓奥野の楠なりといふを、之に答ふる者は亦曰く、是れ據なき説なり。狩野は枯野の轉音したる地名にして、式内神社野も枯野なるにて知らると。兩説を記して後考を待つ。(豆州志稿) ○十一月、駿河國賤機山下に神社を創め、大山祇神と日本武尊とを祀る。賤機山を距ること五十歩許に在り。麓山神社俗に山宮といふは是なり。世に傳ふ、此の勸請は、志津機神社の祝部氏祐忌寸の夢託に因ると。(駿河風土記) ◆三十一年秋八月、伊豆國獻する所の官船枯野、朽廢して用を爲さず。天皇詔してこれを壞たしめ給ふ。詔に曰く

官船名枯野者。伊豆國所貢之船也。是朽之不堪用。然久爲官用。功不可忘。何其船名勿絶。而得傳後葉焉。(日本紀・大日本史)

猪名部の新羅の造船術

と、群卿便ち詔を被けて有司に令ち、其船の材を取て薪と爲し、鹽を焼かしむ。是に於て五百籠の鹽を得たり。則ち施して周く諸國に賜ひ、因て又船を造らしむ。是を以て諸國一時に五百船を貢上り、悉く武庫の水門に集へり。此時に當り、新羅の調使、共に武庫に宿まる。爰に新羅の停に於て火を失し、忽に引て聚へる船に及ぼし、而して多くの船焚れぬ。是に由て新羅人を責む。新羅王聞き驚ぢて大に驚き、乃ち能き匠者を貢つる。(日本紀・大日本史) 是れ猪名部等の始祖にして、是より新羅様造法の船、本邦に傳播せしなり。もと

本邦固有の船は、巨材を削て造るもの多く、或は木板を彌縫して造るもあれど、新羅様とは自から異なり。而して後世の造船法は新羅様なるべしといふ。(工藝志料) 初め枯野船を鹽の薪に爲して焼きし日に餘燼あり。則ち其の燼えざるを奇みて獻つるに、天皇異みて以て琴を作らしめ給ふ。其音鏗鏘にして遠く聆えければ、

天皇歌うて曰、

枯野歌御製

訶羅怒鳥、之褒珥椰枳、之俄阿摩離、虚等珥菟句離、訶枳訶椰、由羅能斗能、斗那訶能、異句離珥、敷例多菟、那豆能紀能、紀佐椰左椰、(日本紀畧・豆州志稿・日本紀)

土方君 幣岐君 比木郷 河上郷 秦原君

神部神社

伊豆山權現 松葉仙人

枯野船老朽して、尙且つ新船五百艘と成り、朝貢の運輸を便にし、餘燼琴と成て鏗鏘の音を發し、以て帝王の心を樂ましむ。物みな此の如くならば、朽つとも朽ちず、死すとも死せずと謂ひつべきなり。○天皇の皇子に大山守といふ皇子あり。皇子の子孫にして、遠江國の諸郷を領し給ひし王子三人ましましき。土形君・幣岐君・榛原君といふ。土形君は後の土形郷を領し給ふ。(古事記・大日本史) 土形は後世土方と書し、小笠山麓に在りて、城飼郡に屬す。(遠江風土記傳) 幣岐君は後の謂ゆる比木郷を領し給ふ。(古事記・大日本史) 比木郷また城飼郡に屬す。赤土川の上流に在れば、一に河上郷と稱し、村落四を包轄せり。(遠江風土記傳) 秦原君は秦原郷を領し給ふ。(古事記) 後の秦原郡は、此の郷名より起りしものといふ。(遠江風土記傳・大日本史) ○駿河國賤機山の麓に大己貴神を祀り、神部神社といふ。一に總社と稱し、賤機山下淺間神社内三社の一なり。○佛像一軀高麗より流來り、相模國唐の濱磯部に漂着せり。時に松葉仙人といふ者あり。拾ひ取て伊豆國に到り。伊豆山村に奉祀す。是れ後世の謂ゆる伊豆山權現なり。松葉仙人は、常に松葉を食して他物を食せず、

故に此名あり。仙人の墳は、伊豆山村日金地藏堂の西北方、篁箴中に在り。又木生、金地といふ二人の仙人あり。松葉仙人に繼ぎて、伊豆山権現に奉仕せしが、二仙の墳も、松葉仙人と同所に在りといふ。(豆州志稿)

【仁徳天皇】 元年春正月三日、即位。(紀)。

許部神社 二年五月、玉依姫命を遠江國に祀る。濱松郷許部神社是なり。或曰、八幡村の八幡宮は即ち許部神社なりと。(文和風土記・遠江風土記傳) ◆六年十月、駿河國に少彦名命を祭る。是れ式内飽波神社にして、今藤枝町益津に鎮座するもの是なり。當時この神社を祀る地を、飽波井と稱せしといふ。(駿河風土記) ◆七年、駿河國有度郡宇津谷村に、宇津谷神社を創祀す。後世この地を呼びて神社平と稱す。即ち蘿細道の古道峨峨たる處に在るもの是なり。藤原爲家の歌に曰、

音にきくうつ社の現にも夢にも見えぬ人の戀しさ

駿河國黃金を獻す 瓜子金 梅ヶ嶋金山 鞠子黃金を貢す 志豆旗山 山は、本邦金山三所の一にして、此山の續きなる堰川よりは、今も瓜子金とて、サネの形したるが砂中より出づるを、所の人民これを取りて世の營となすといふ。蓋し梅ヶ嶋と鑛脈連續せるなるべし。又駿河國鞠子よりも黄金を貢することありしが、時代詳かならざれば、暫く此に附記す。(駿河風土記・駿府案内記) ◆四十年、此冬天皇紀角宿禰に命じて、葵河國安辨郡志豆旗山に狩せしむ。夕陽に及び、非常の光輝山上に出でければ、列卒恐れて怪異となす。時に淺間神社の神殿鳴動し、鳥獸の矢害に逢ふもの亦百を以て數ふるばかりなりしに、赤翼の雉ありて獨り動かす、飛で紀宿禰の屯帳に集る。宿禰即ち捕へて之を奏す。見る者怪むの

駿豆併合 みにて、其故を解せざりしが、後百濟の役起るに及び、人始めて首肯すといふ。(類聚國史) ◆四十一年春三月始めて國郡の疆場を分ち、郷土の所出を録せしめ給ふ。伊豆國を以て駿河國に隸せられしは、蓋し此時なり。(國造本記) ◆六十二年夏五月、遠江國司表して上言し曰く、大樹あり大井河より流れて河曲に停る。其の

大井川の流木 船大工 船成て南海より運らし、難波津に將り到り、以て御船に充てしめ給ふ。(大日本史・仁徳記) 蓋し此後舟船を増備へ、筑紫と相聯絡し、以て三韓を控制せんとするものなれば、舟楫の用は是より益、盛となるべしといふ。

倭直吾子籠は當時の造船名匠なり。(工藝志料) 或曰く大井河といへば直に駿遠の堺なる大井河と思ふは誤なり、大井は天龍河上なる奥山五村の内の大井村にて、川曲も天龍川の西岸にありて、今濱松の東南一里餘の所に、川曲庄といふ古名の存する所あり是れなるべし。近年此地を掘鑿して、長大なる古木を得しことあるなど、天龍川流過の證とするに足らんか。明治年間自治制を布かるるに及び、數村を合して川輪村を置きしも此に因むといひ、且つ遠江國司の上言より見るも、能く適合する説の如く覺ゆるなりと。(掛川志稿)

【履仲天皇】 元年春二月朔日、即位。(紀)

箱寢山の狩 鞠子神社 四年十一月、稻田忌寸に命じ、伊豆國管寢山に狩せしめ給ふ。其零數萬を以て數ふるに至れるが、中に三角の羚羊ありければ、之を朝廷に貢つる。(豆州志稿・類聚國史・異本類聚國史) ◆此歲、駿河國丸子郷に社を建て、金山彦命を祭らしめ、丸子大明神と崇奉る。社は駿河郡鞠込に在り、今沼津驛の傍なる鞠子神社是なり。(駿河風土記)

坂本神社
焼津明神

入江明神

入江庄

【反正天皇】 元年正月二日、即位。(紀)
◇三年四月、駿河國に大己貴命を祭らしむ。益頭郡坂本社は是なり。(社記) ◇四年駿河國焼津明神を式社に列し給ふ。(駿河風土記) 是れ日本武尊かの國造等を焼屠り給へる所なるに因る。祭神は日本武尊なり。或は市杵嶋比咩なりともいふ。焼津明神を入江明神ともいふは、此邊方上、焼津兩郷を入江庄と稱せしに因るか。地勢を按ずるに、志太・益津兩郡の海岸に沿ふ所、海水深く灣入し、焼津・城之腰の二港となり、商船來泊して絶ゆることし。蓋し入江庄の名は此に基くなるべし。(巡村記)

焼津

焼津邊に吾行きしかば駿河なる阿部の市道にあひしこらはも (萬葉集)

【允恭天皇】 元年冬十有二月、即位。(紀)

刑部郷
伊豆國新置

◇二年春二月十四日、忍坂大中姫を立てて皇后となし、皇后の爲に刑部を定め給ふ。遠江國引佐郡刑部郷は即ち其所なり。(遠江風土記傳・允恭記) ○此朝、伊豆國を割き、駿河國より分置くこと故の如し。(國造本記)

【安康天皇】 允恭天皇崩じ給ふ年の十二月十四日、即位。(紀)

◇帝嘗て不豫なり、これを卜し給ふに、東南の方香具山下の鹽を召すべしといふ。乃ち使を遣はし、尋求めて之を獻らしめければ、帝の疾立どころに瘳ゆ。帝悦び給ひ和歌を詠じて之を賜ふ。歌に曰

香具山の麓の鹽は藥にていたとも云ふそ内裡からな

香具山下
の鹽天皇
の疾を醫
す

と。香具山は伊豆國井田村に在り。この山麓の製鹽は、古より傳へて、其味他に勝るとなす。此の海邊の製



鹽は、近世まで盛に行はれ、昔時は貢物にも充てたれども、今は絶えて焼かず。帝のこと頗る疑ふべきものあれど、村長高田氏の家には、此に係る文書存すといふ。(豆州志稿)

【雄略天皇】 安康天皇崩じ給ふ年の十一月十三日、即位。(紀)

横走井神
社

◇此朝、駿河國横走井神社を創め、級長戸邊命を祭る。(駿河風土記)

【仁賢天皇】 元年春正月五日、即位。(紀)

熱海温泉
湧出

◇四年五月、的^{イナノ}臣^{カシ}蚊嶋・穗^カ瓮君謀反の罪あり、皆な獄に下り死す。(日本紀) 天皇逆鱗尙ほ止み給はず、其屍を伊豆國熱海の海に投ぜしむ。時に熱湯湧出し、魚鱗介甲悉く爛死す。是れ熱海温泉の始なり。(伊豆志稿)

【武烈天皇】 仁賢天皇崩じ給ふ年の十二月、即位。(紀)

池田神社
の祈雨祭

◇九年六月、天皇勅して、駿河國池田神社に、祭を設け以て雨を祈らしむ。祭神は事代主神にして、烏渡郡池田に在り。(駿河風土記) 後世西の宮と稱し、原小路・新居等の産神と崇むる社なり。祈雨の池の址と稱する所二あり。一は耕地中に在る池代と字する所、一は一色村の界なる、生簀といふ所なり。何れか眞なる

(巡村記)

【繼體天皇】 元年二月十二日、即位。(紀)

那閉神社

カンノン
岩

◇三年四月、駿河國に事代主命を祀る。神社は益頭郡那閉崎に在り。後世濱當目の式内那閉神社は即ち是なり。(駿河風土記) 傳説に據れば、此の神社は、物部氏の祭る所にして、鍋崎に在りしを以て、鍋崎明神の稱もありしと。而して其の鍋崎は、今の社地より、南方に斗出せる洲渚の海中なる、カンノン岩のある邊に

して、此崎狂瀾の爲に崩壊したりといへば、此岩は即ち鍋崎の遺蹟なるべし。カンノン岩は、神の岩の轉訛か。(巡村記)

【安閑天皇】 繼體天皇二十五年春二月七日、即位。(紀)

駒形神社

◇元年十一月十五日、遠江國御前崎の地に、天津日高彥火火出見尊・豐玉毘賣命・玉依毘賣命を祀る。駒形神社是なり。神社を海上に距ること凡そ三十町の所に駒形岩あり。周圍に數十の岩石あり、何れも御前岩といふ。世に傳ふ、古へ九十九頭の神馬、齊しく海中に馳入り、水に没して岩石に化す。御前岩是なりと。(社記)

御前岩

原木神社

稚費屯倉

◇二年二月、駿河國に手力雄神を祭る。益頭郡益頭の原木神社是なり。○五月九日、駿河國に詔して、稚費屯倉を置かしめ給ふ。此時同じく置かせ給ふ所、二十六屯倉ありと云ふ。是より先正月五日の詔に曰、

間者、連年登穀、接境無虞、元元蒼生樂於稼穡、業業黔首免於飢饉、仁風暢乎宇宙、美聲塞乎乾坤、内外清通、國家殷富、朕甚欣焉、可大輔五日爲天下之歡。(日本紀)

屯倉考

と。以て屯倉を置かれたる所以を知るべし。後九月三日、櫻井田部連・縣犬養連・難波吉士等に詔して、屯倉の税を掌らしめられしこと、史に見ゆ。(日本紀) 今按するに、屯倉の址は、嶽南各州に在り。伊豆國新谷村の北にある、藏子原、遠江國周智郡なる三倉・粟倉・鹿玉郡なる三宅等、其址は存すれども、之を置く年代詳ならず。之を前にしては、垂仁・景行・仁徳の諸朝、之を後にしては、宣化以後の諸朝に於て、屢増置せられ、孝徳天皇大化二年には、屯倉二百八十一所ありきといへば、建置の年代は此間を出でざるべし。而して之を廢したるは、大化改新の時なり。(日本紀) ○十二月、勅して大歲神を駿河國に祭らしむ。富士郡互河輪の互河輪神社是

互河輪神社

諸羽神社

なり。◇三年、駿河國に諸羽神社を創建し、天兒屋根命、天大王命を祀る。神社は有渡郡手越に在り。(社記)

有渡濱の天女

◇六年、世に傳ふ、是春、駿河國有渡濱に數多の仙女降り來り、歌舞して群り遊ぶ。其様周論が裾たをやかにして、海岸の春の柳むなく、回雲の袂軽くあがりて、江浦の夕の風に颯りける。爰に道守翁といふあり、砂を掘て穴を作り、中に潛みて之を見、興に乗じて終始を記憶し、後、人に之を教ふ。是れ後世東遊とて、天皇も諸社の行幸には必ず之を用ゐ、神靈も悦びうけ給ふといふ。名高き歌舞にして、之を風俗歌に作れるを、駿河舞の歌といふ。歌に曰、

駿河舞

宇止者末爾ウヂハマニ 須留加奈留宇止者末爾スルカナルウヂハマニ 宇知余須留奈美者奈奈久左乃ウチヨスルナミナメナナクサノ 以毛イモ 古止古會余之コトコソコソコソ 古止古會コトコソ 與之ヨシ 久左乃以毛者古止古會與之クサノイモハコトコソコソヨシ 安倍留止支アヘルトキ 以佐佐者禰奈无也奈奈久佐乃以毛イササハヘナムヤナナクサノイモ (童蒙抄)

土人云ふ、有渡郡中平松村に、長右衛門といふ者あり。清水に至て食鹽を商ふ。一日歸路駒越村の濱に於て、松樹に羽衣の掛れるを見る。即ち之を拾ひ取て家に歸る。天女は羽衣を失ひ、天に歸るを得ず。この羽衣を取らんが爲め、其夜長右衛門が許に來り、膝下に仕へむと請ふ。長右衛門は天女なるを知らず、請を聽して、家に居らしむること三年餘、一日海濱に木材の漂流すること多く、里民悉く出でてこれを拾ふ。時に長右衛門が家は、擧つて行けり。天女は時至れりと其隙を伺ひ、羽衣を奪て去らんとせしに、長く下界に在て、其身穢れたるにや、飛揚の術盡きて去る能はず。則ち土神八幡の社頭に上て被ひしけるが、時偶、長右衛門歸來て之を見る。此に於て、天女事の由を告げ誓て曰く、「我を以て土神と祭り成さば、永く此村の守護神たらん」と。即ち天女を祭て土神とし、天人宮と稱し、平松、青澤二村の民之を崇敬せり。是より八幡宮は其の攝社と

天人宮

なる。今天人宮は鐘を以て神體とし、長右衛門の子孫も存して、悉しく其の事跡を記すといふ。此の遺跡なる羽衣松は、三保村羽衣社の傍にありて、伯良松は其の畑中に在りしが、今はみな枯れたり。(古人談)

羽衣松
伯良松

有 度 濱

藤 原 家 隆

有度濱の天の羽衣春は來て今も霞の袖や振るらむ (壬二集)

【宣化天皇】 安閑天皇二年十二月崩じて嗣なし。即日、即位。(紀)

角避比古
神社

新居神社

◇元年、天皇勅して、素盞鳴命を遠江國に祭らしめ、角避比古神社と稱す。角避比古は命の別名なり。此宮後世所在詳ならず。或は濱名郡新居町湊大明神は是かといふ。(遠江風土記傳・文和風土記) ◇二年三月、駿河國益頭郡新居郷に、新居神社を祭る。祭神は大歳神なり。

【欽明天皇】 宣化天皇崩じ給ふ年の十二月五日、即位。(紀)

大楠神社

英多神社

◇三年、遠江國大楠神社に新祭を加へらる。神社は榛原郡初倉村一箇之谷に在り。神家鹿田氏・松野氏等此に住す。(遠江風土記傳) ◇四年、世に傳ふ。遠江國に英多神社を創め、木花咲耶比咩命を齋き祀ると。是れ濱名郡三箇日村神明社にして、社頭に神庫あり、神衣を藏す。又天羽槌雄命社・棚機姫社を併べ建つ。是は服部倭文氏の祖神を齋く所といふ。(遠江風土記傳・文和風土記) ◇十六年二月十八日、大穴牟遲神、遠江國周智郡本宮山に出現し、奇瑞數多ありて天聽に達す。天皇即ち奉幣使を遣はし、舊地を改めて新宮を營み、小國一宮と崇め奉り給ふ。(遠江風土記傳・社記) 此宮、後に一之宮村に遷座せしめられ、攝社七十座、宮社二十三座あり。御戸代の地を宮代といひ、高四百八十七石三斗五升七合あり。此社地、東西北三方は山を以て圍み

小國神社

中に溪流二ありて、衾之谷川と宮川との源となる。宮川は南して、一之宮の社中を回り、西に折れ、片瀬に至て、衾之谷川に合するなり。此に攝社七十座とあれども今詳ならず。唯僅に奥石戸、王子宮、八幡、内宮外宮、八王子、眞佐子社、飯王子、荒神の九座を知るのみ。

一宮ノ諸
説

一宮の説種種ありて、適從する所を知らず。或は曰く、一宮は、崇神天皇の時建てられし天社・國社にして、二宮は、垂仁天皇の時建てられし國社なりと。或は曰く、一宮は天社、二宮は國社と。又或は辨じて曰く、一宮・二宮などは、もつと國分寺鎮守の總社に、其の國中の靈驗の神を總合して祭れるをりの定にて、其の最一なるを一宮とし、さて二宮・三宮など順次せるを、其の總社のみならず、本社にもいひ及ぼしたるなるべし。奈良の朝の比、佛法崇敬いみじくて、國造・神官等勢を失ひ、國分寺の僧侶時を得て、もはら神事にあづかりけんよしは、東大寺戒壇院神明帳を見て知るべし。又總社を國分寺に祭れるも、古書に所見多し。八幡大菩薩の勸請も僧徒の所爲にて、かたかた神道は釋家の手に落ち入りたれば、一宮・二宮などの稱は、國分寺總社の順次によれること疑ふべからず。總社は必ず國分寺の鎮守なるよしは、注進三箇條に證を擧げて論じたり云云。

因て惟ふに、崇神・垂仁二朝の建設を云云するは固より、國分寺の總社を云云するも如何なり。若し國分寺に關していふならば、聖武天皇以後にあらざれば、一宮の稱あるべからず。然るに今この欽明天皇の朝、已に此稱あらはれたれば、此論また取るに足らざるなり。而して「小國一宮と崇め奉る」といふ一言を味はば、多辯を費さずして自ら明かなるべし。即ち崇神・垂仁二朝の建てられし、天社・國社に限るにもあらず。又國分寺の總社に限るにもあらず。唯一國內に於て最も勝れて靈驗いやちこに、上下の崇敬厚き神と崇め奉れるが、因襲の久しき其の社の格となりしのみ。故に崇神・垂仁二朝の世に建てられし天社國社のうち、一宮のあるもなきも、又國分寺總社のうちに、一宮のあるもなきも問ふに及ばざるなり。(松屋筆記)

諸社便覽に曰、

事 蹟

己等乃麻知神社 遠江國佐野郡
 淺間大明神 駿河國富士郡
 三嶋大明神 伊豆國賀茂郡
 右以三宮記^テ而書^ス之雖^レ有^リ異說^ニ又不^レ雜焉^ハ。
 雜社

一ノ宮
 三嶋 延喜式神名帳云、伊豆國賀茂郡
 伊豆三嶋神社
 大山祇神也
 富士 延喜式神名帳云、駿河國富士郡
 淺間神社
 舊記云、木花開耶姫山祇女^ニ
 三保 延喜式神名帳云、駿河國盧原郡
 御穂神社
 案神名帳首書云、三穂津姫乎

橘窓自語云、諸國の一宮のこと、一宮記といふ書あれども、さだかにもおもはぬものなり。伯家部類に、神祇官御年貢進社事の永萬元年六月の文書に、尾張一宮・二宮、佐渡一宮、伯耆一宮・二宮、周防二宮、長門一宮二宮、淡路一宮・二宮、讃岐一宮等の名見ゆ。又伊豫盛衰記云、倭國に於て一宮と云ふは、伊豫大三嶋より外には無之。一國に一宮と云ふは、其後聖武天皇之御宇、六十六ヶ國に一社づゝ撰置給ふとあり。此説の是非はしらす。むかしより一宮の名あり、國により二宮もあれども、三宮已上の名をきかず。

粟倉神社

○小國の新宮を建てらるる時、同郡粟倉郷に粟倉明神社を建て、猿田彦神と應神天皇とを祭る。是れ或は一

之宮の攝社にあらざるか。(遠江風土記傳)

【敏達天皇】 元年夏四月三日、即位。(紀)

大神神社

○二年六月、大己貴命を遠江國大神郷に祭り、之を大神神社といふ。處民水旱を祈るに、其驗あるべき時は、雙鳥來りて瑞籬の裡に集り、以て其瑞を示すといふ。(遠江風土記傳・文和風土記)

【崇峻天皇】 用明天皇崩じ給ふ年八月二日、即位。(紀)

觀使察

○二年秋七月一日、東山・北陸と共に、使を東海道に遣はし、東方濱海諸國の境を觀しめ給ふ。使者の名を宋人臣鴈といふ。但し此時國境確定したるにはあらず。(扶桑畧記)

○三年三月、駿河國伊穂原郡鹿原に建角身命を祀る。鹿原は、今の宍原にて、宮は鹿田神社といふか。(社記) ○七月、駿河國に勅して、玉依姫を祭らしむ。益頭郡西刀早良神社是なり。○駿河國烏渡郡高麗越村止由氣神社に、始めて例幣を奉ぜしめ給ふ。今の八幡宮是なり。

【推古天皇】 崇峻天皇崩じ給ふ年の十二月八日、即位。(紀)

三輪神社 二年四月、駿河國に勅して大物主神を祭らしめ給ふ。益頭郡三輪村の三輪神社是なり。(駿河風土記) ○九年、肇めて六齊の市を立て、民をして各交易せしめ給ふ。是れ各地の民、交易の始なるべし。六齊とは、一六・二七・三八・四九・五十の如く分つをいふ。此の如く一ヶ月を六回に割り、或は一六の日に定むる所もあるべく、或は五十の日と定むるもあるべく、其他其の土地の便宜に因て、之を定むるもあるべきが、其日に至れば、各その所有物品を携へ至り、好む所望む所に從ひて、交換して還るなり。而して其の場所は、必ずし

も人家あるを要せず。四方より集至るに、便なる地を主としたれば、或は路傍にもあれ河原にもあれ、將た郊原にもあれ、一定の場所に一日の市場を開き、思ふが儘に貿易せしものなり。嶽南の各地、至る所に市場若しくは此に類する地名のあるは、多く昔の市場たりし如し。遠州濱松の北隣笠井は、今も五十の市開かれ

て、其日は五里、八里の遠きより集り至り、商況頗る盛なりといふ、固より此令に基きて開きたる古き市場にはあらざれども、亦五十年百年といふ如き近年のものにもあらず。引佐郡金指の如きも、三八に市を爲し古

の五日市場なりと傳ふ。嶽南の地の廣き、或は當時の市場の址もあるべけれども、今頓かには知りがたし。

壬生郷
二俣郷
平澤村
八幡宮

◆十五年春二月、壬生部を定めらる。是より先、仁徳天皇の朝にも、大兄去來穗別皇子のために壬生部を定められしに、今又この令あり。是に依て諸國に壬生部あり。遠江國壬生郷も、或は此時置かれしものならん壬生郷後に二俣と改め、北遠の都會たり。(遠江風土記傳・推古記) ◆廿一年、伊豆國君澤郡平澤村八幡宮は

今年始めて鎮座する所なり。(豆州志稿・村老傳) ◆廿八年四月、世に傳ふ、大般若經あり、天より降り駿河國に至る。庵原郡龍巢山の般若沙は即ち其所と。或云、天皇の十八年、聖徳太子令を傳へ、小野妹子を隋に遣はし、前生持する處の法華經を求めしむ。妹子隋に到り、衡山寺に天竺將來の大般若經ありと聞き、尋ね至

て懇請し、終に求め得て、歸て之を太子に奉る。太子大に悦び以謂らく、「帝都は人家稠密にして火災の恐多し若かず遠境邊鄙の地に置かんには」と。密に人をして此山に納めしむ。これ天より降る説の生ぜし所以なり。然るに其後何時とは知らず、龍巢山の南麓なる、瀬名村の戸倉明神社に藏するに至れるなりと。此經は、黃紙に梵字を以て書し、朱塗足付の箱に入れ、二箱に分る、箱内に一尺許の赤蛇蟠り、守護神と稱す。二宮共に

國淳湊の
蕃船

然り。此の經營は社壇の外に居る、風雨にされて多く年所を経しが、今は社内に納めて見る者なし。(里人傳)

大國堤
國堤

◆三十二年秋、遠江國伊波多郡國淳湊に蕃船入港す。國淳湊の址今明かに知り難けれども、當時大乃浦の内

掖玖人漂
着
久能寺縁
起

に在りて、諸國蕃船の入港して、常に絶えざりし所なり。後の地理上より之を考ふるに、見附の南中嶋村は大乃浦の南方に接し、太平洋に向ひ、東の方福田村の境より、西三ツ合新田の境に至る。南端の堤を大國堤といひ、其南、川を隔てて、又一條の堤あり、國堤と稱す。因て惟ふに、此邊は磐田の國府に近き所なれば湊の傍に國堤を築きたるにもあるべし。然らば國淳湊も此邊と見るを得べきかと。或人云ふ。(掛川志稿)

◆二十八年秋八月、掖玖の人二人、伊豆の嶋に漂着す、因て之を朝廷に奏す。(日本紀畧・豆州志稿・日本書紀)
○此朝、秦川勝の二男、尊良の弟久能といふ者あり。觀音菩薩の靈夢に感じて信念篤く、自から駿河國に移住み、地を擇びて一佛寺を創建し、一小佛像を安置す。佛は黄金の觀音像なりといふ。因て寺を己の名に取り補陀落山久能寺と稱し、地を己の姓に取り禹都麻佐山と號す。初め秦久能朝昏佛を信じ、千手觀音を崇拜して措かず。連夜夢寐に之を念す。一夜老翁夢に因り提示して曰く、汝今正身の觀音像を得んと欲せば、須らく薦河國に赴き、有度山に於て、一浦の風の至る時を待つべしと。杖履を與へて去る。其狀毫も常人に異ならず。久能因て大に感ずる所あり、家僕を陪へず、行李を戒めず、飄然として獨り自から下る。已にして薦河に至り、身を禽獸の栖穴に寄せ、専ら正身謁見の事を念するに、一夜月落ち波靜かに、浦風陣陣として松の梢を吹き、寂寥の情轉た堪へがたく、睡るとしもなく睡りけんが、往時の老翁再び來り、久能に告げて曰く我は是れ補陀落の僧なり。今夜汝の望に任せて正身佛を與ふべしと、一佛體を與へ去る。朝に之を見れば、

半尺の黄金佛にして、千手観音と稱するものなりき。是れ即ち久能寺の本尊なり。(日本總風土記)
一説には、久能山を有渡山ともいふ。昔久能といふ獵人あり。此山に入て狩し、鹿を追つて奥山に至れるに、杉の木立に光物ありて、光耀赫突たり。久能怪み射て落し、取て見れば閻浮檀金の千手観音の像なりき。夫より久能發心して、此山に入り其像を安置したりきと。(駿河風土記・元亨釋書徵考)

有渡の地に就きて説あり。曰、

有渡濱

秦を讀みて、禹都麻佐といふを、後世の土俗秦を畧して宇頭といひ、再轉して有渡となれりと。是れ今の有渡濱にして、有渡郡東南の海濱久能浦より、三種神社の前に至る地にして、昔者神女の天降りしも此地なり、東遊のすが舞も此より起る云云。(駿州名勝志)

有渡濱の際限は、今世定むる所に依るに、東は府中吳服町一丁目、二丁目までを境ひ、南側江尻橋を限り、東側三保沖を限り、西は宇津の山際をかぎり、南は有渡の海際を限り、北は巴川鞠子左渡より、宇津の山際までを限とす云云。(駿國雜志)

有 渡 濱

藤 原 定 家

い つ と も な く 戀 す る が な る 有 度 濱 の 疎 く も 人 の な り ま さ る かな (新勅撰)

同

平 兼 盛

有 度 の 濱 う と に は あ ら ず 手 子 の 浦 の 戀 し か ら ん を 兼 て な ら ぶ ぞ

駿河の守となりて、久しく音づれざりければ

大 中 臣 能 宣

小鹿原

あやしきは駿河の神といひしよりなど有度濱のうとくなるらむ
有渡濱につづきて有渡山あり。有渡山の尾に、小鹿原あり。山高からずと雖も、岡すこぶる廣く、躑躅の花多く、駿河名所の一に數へらる。されば古來風流韻士の、諷誦にいりたることも少なからず。今思ひ出すま
まに記さばばかり、

時しもあれをしかの原を秋ゆけばあつまをさへぞこひ渡るべき

源 順

朝立や小鹿の原の狩衣昨日の跡をけふもつなぎて (今川千首)

行人も袖やぬらさん妻こふる小鹿の原の秋の白露 (秋風抄)

伊豆の狩
鞍衰

○伊豆國は甲斐國と共に、聖德太子の領邑に附せられし所多かりしが、太子佛教を信すること篤く、終に禽獸の殺生を禁ぜられしより、伊豆の狩鞍は停止となりぬ。凡そ此國の奥野に行はれたる狩は、年年國別役として行ひ、八牧幣座を構へ、狩具行装を出納するにも、自から儀式次第の定めありたるものなり。されば八牧神社をば幣座神社と稱し、八牧別當は獵鞍司と號し、威容嚴然として、山神を祭りたりしが、狩鞍の停止するに従て、此事も自から止み、今は舊法も絶えて知る者なしとぞ。(伊豆風土記)

奥野狩

【皇極天皇】 元年春正月十五日、即位。(紀)

遠江の丁

◇元年九月、遠江國の丁等、多く京師に上る。是れ此月十九日詔を下し、九月より起て十二月以前を限り宮室を營らむと欲すと、宣はせられし御趣旨に依て、西國と共に、遠江國よりも徵發せられしなり。此時の造宮役丁は、西は安藝、東は遠江を限られたるものと聞く。(大日本史・日本紀)而して此の役丁徵發の詔と共に、諸

富士川虫祭

國に課して船舫を造らしむる詔、殿屋の材を取らしむる詔等、頻頻發したれば、嶽南の地も、亦この公役に服せしこと少なからざりしならん。◇三年秋七月、駿河國不盡河の邊に、大生部多といふ者あり。虫を祭て福を求むるの法を講じ、遠近の里人を勸めて曰く、これは是れ常世の神なり、若し此神を祭る者あらば、富と壽とを増すこと疑ひなし。而して富壽の二つは萬人共に希ふ所なり、汝等何ぞ祭らざると。巫覡の徒これに雷同して、益詐術を逞うし、牽強附會の語を弄し、里民を誘惑して憚らず。民家の財寶は、陳酒陳菜より六畜の類に至るまで、悉く之を路傍に捨て、呼ばしめて曰く、「新富入來」と。此風忽ち四方に傳播し、貴賤上下競てこれに赴き、虫を取て清座に置き、歌ひつ舞ひつして、日も亦足らず、唯財を棄つるの足らざるを懼る。然れども其實は損りこそすれ、益る所は毫もなく、弊害まさに堪へがたからんとす。爰に葛野、秦造河勝といふ者あり。之を見て大に憂ひ、其の里民を惑はすを惡み、大生部多を撃て之を殺す。此に於て巫覡等驚き奔て遁隠れ、勸誘祭祀忽ちに休む。時人便ち歌を作りて曰く、
禹都麻佐波 柯微騰母柯微騰 枳學曳俱展 騰學預能柯微乎 宇智岐多麻須母

と。此虫は常に橋樹に生じ、或は芻椒に生ず。其長さ四寸餘、大さ頭指に比すべく、綠色にして黒點あり。貌恰も蠶の如し。(日本紀畧)

【孝德天皇】 皇極天皇四年六月十四日、讓を受け給ひて即位。(紀)

大化建元 ◇元年、元を建てて大化と號す。是を吾國年號の始となす。◇大化二年正月朔日、朝廷賀正の禮畢りて後、改新の詔を宣せられしと聞ゆ。是より地方の政治も、悉く改革せらるるならん。其の要は、一に子代の民

田制

屯倉・別・臣・連等所有部曲の民、處處の田莊を罷む。一に京師を修め、畿内、國司、郡司、關塞、斥偃、防人驛馬、傳馬を置き、又鈴契を造り山河を定む。三に戶籍・計帳、班田收授の法を造る。四に舊の賦役を罷め、田の調を行ふ等なりとす。(日本紀・大日本史) ○此月詔して、田制を定め給ふ。

凡田長三千步廣十二步爲段、十段爲町、段租 稻 二束二把、町租廿二束、若山谷阻險、地遠人稀之處、隨便量置。(日本紀)

柳田神社

岩田神社

機業の盛

飽波山狩

大野神社

岐佐神社

岩田山極樂寺

鼠伊豆の田を害す

○二月、駿河國に勅して雙粟神を祭らしむ。益頭郡箭葛村柳田神社是なり。(社記) ○三月、駿河國に勅して天照太神を祭らしむ。止駄郡岩田神社是なり。(社記) ○此歲、調貢の制を布かる。曰、海内布を織らざる地なきを以て、之を朝貢となさしむ。長四丈、幅二尺五寸を以て端とすと。海内布を織らざる地なしと、以て機織の業の盛なるを想ふべきなり。(工藝志料) ◇大化三年三月、阿部大臣、奔河國益津郡飽波山に蒐す。大臣は阿部内麻呂なるべし。(類聚國史・掛川志稿) ○三月、駿河國に勅して、猿田彦神を祭らしむ。止駄郡大野村大野神社是なり。○十一月、天兒屋根大宮比咩を遠江國に祭る。敷知郡舞坂驛の岐佐神社是に當る。(遠江風土紀傳・文和風土紀) ◇白雉四年十月、駿州岩田山に一僧舍を創め極樂寺といふ。(風土紀・掛川志稿) 法明尼の創むる所なり。岩田山は、藤枝の北鬼岩寺なりといふ。嶽南に寺の建立ある始めとす。佛法は、欽明天皇の朝、百濟王聖明の佛像を獻じたるに起る。朝廷には既に行はれて、其勢盛なれども、地方には未だ其の利益を知る者なかりしに、此に至て始めて其の跡を印す。是より先大化中、穴戸國より白雉を獻じたることあり、因て號を改めしといふ。◇五年、伊豆國群鼠あり、稼を害すること多し。因て之を朝廷に奏す。朝廷使を遣は

朝夷田神社 伊豆權現に祈らしむ。鼠害則ち止む。(豆州志稿) ○駿河國に饒速日命を祭らしむ。益頭郡朝夷田神社是なり。○此朝、遠江國、久努國、素賀國の國造を停め、久努を下して郷となし、三國を合して遠江國を置き、十郡九十六郷を管せしめ、國府を磐田郡に置く。京師を距ること行程上十五日下八日。(延喜式・日本紀・續日本紀・和名鈔・拾芥鈔) 國府の址は、後の豊田郡中泉府八幡宮の地にして、今の見附を國府とせしは、最も後の事なるべし。此國は東駿河に、西參河に接し北信濃に界し、南大海に臨み、大河あつて中央を貫く。大河名を

遠江國府 鹿玉川、一に廣瀬川と稱し、源を諏訪湖に發し、南して海に宗す。(遠江風土記傳・遠江國圖) 又駿河國を建

合 駿河國廢 伊豆國廢 駿河國府 總べて九郡五十九郷を管せしめ、國府を庵原郡に置く。(舊事本紀) 京師を距る行程上十八日下九日(延喜式) 國府の趾は、古國府即ち草ヶ谷にて、中頃藤枝に遷り、後安倍郡河乃邊に移る。河乃邊は即ち駿府なり。此

國、西は遠江、北は甲・信、東は相摸に接し、南は海灣に臨めり。富士山北に挺立して、餘脈伊豆に連り、富士、安倍の二大川、中央を貫くなど、誠に山川に富めりと謂ふべし。是より先、大化二年八月十四日詔を下し、宜しく國國の疆堺を觀、或は書し或は圖し、持來て示し奉れ、國縣の名は來む時に定めんとすと宣はせられたれば、其後各國の國造その圖記を奉れりしに、之を按じて此の廢合は行はれしものならん。(駿河國誌) 而して是より國造は、政務に預かることなく、唯國造と稱して、神祭を司ることとなり、其の才能ある者と雖も、郡領に補せらるることあるのみとなる。

【齊明天皇】 元年春正月三日、即位。(紀) 皇極天皇の重祚あらせしなり。

國造失政

駿河國軍 船を造り 奉る

◇六年、駿河國勅を奉じて軍船を造り、之を奉る。(大日本史) 初め新羅力を恃み勢を作して、隣國に親ます。唐人を構引せて、百濟を傾覆し、百濟の君臣摠べて俘略にせられ噍類なし時に西部恩率鬼室福信といふ者あり。赫然として發憤し、任射岐山に據り、僅に散卒を誘聚め、楛を以て戦ひ、大に新羅の軍を破り、來て唐の俘二百餘人を獻じ、師を乞ひ救を請ひ、且つ王子豐璋を乞うて國王と爲むと請ふ。天皇則ち詔して宜く、

乞師請救。聞之古昔。扶危繼絕。自著恒典。百濟國窮來歸我。以下本邦喪亂。靡依靡告。枕戈嘗膽。必存拯救。遠來表啓。志有難奪。可下分命。將軍百道俱前。雲雷動。俱集沙喙。翦其鯨鯢。紓彼倒懸。宜有司具爲與之。以禮發遣。云云(日本紀)

と。因て駿河國に勅して戰艦を造らしめ、御自から難波宮に幸し、百濟の爲に新羅を伐たんと謀り給ふ。已にして船成り、績麻郊に挽至れるに、一夜故なく其船艫相反る。衆見て相驚き、師終に利あらざらんことを恐るといふ。(日本紀畧) 今三保と久能との中間に小海村あり、績麻郊もしくは是か。當時東國に於て、船を造るに巧なるは、伊豆・駿河二州の工人を數へしが、其虚ならざるは、是を以ても知らる。(工藝志料) ○當時駿河國に一樵翁あり。芝を食し粒を絶ち、仙客の如し。齡九旬を歴て、其の歩行日に二百里を期し、隣國自在なり。白鳳十二年癸未十月朔、一原の巖窟に至りて、忽ち其跡を見ず。行人みな奇異の思を爲せり。残す所は、唯常に携ふる所の、右手の箭柄のみなりき。因て國造これを擧げて地に埋め、號して箭柄の墳といふ。樵翁其の姓名を詳にせざれども、駿河郡稻原村の人なり。白鳳の號年次を明にせず、故に暫く此に記す。

【天武天皇】 弘文天皇崩じ給ひて後、即位。(紀)

嶋名神社

嶋名神社 嶋名神社は、大神鎌田村に遷座ましましし後、祭る所を假屋崎と稱し、宮跡は、今尚ほ假屋崎の田中に存す。嶋名神社は、大神鎌田村に遷座の後は、神明其跡を祭る所なれば、祠を造替ふることを始め、總べての儀式大神に同じ。大神鎌田村に遷座の後は、神明宮と稱し、之に神供を献ずる村落、中嶋村を合せて十七村あり、號して御厨といふ。(遠江風土記傳・神主談・大日本史・掛川志稿) 御厨の起因を按ずるに、垂仁天皇の朝、伊勢國造大若子命、地を大神宮に献じたる時、有爾

御厨及其の起原

郷島墓に神侍を建てて管したりしが、孝徳天皇の朝に至り、神侍司中臣香積連須氣といふ者、度會山田原に移し建て、改名けて御厨といふ。是れ御厨の起りなり。是より歴代の天皇及び諸人の、大神宮を崇敬して、土地を寄するもの多きが、何れも御厨又は神定等の名を附し、以て太神宮の神領たるを明かにせり。駿河國志太郡大津御厨、伊豆國塚本御厨等各地に在り。(駿國雜志) ○駿河國に健角見神を祭らしむ。止駄郡大長山

大長山神社

麻績王子大嶋に流さる

伊豆配流の始

社 伊豆國を流さる 伊豆嶋は即ち大嶋にして、之を伊豆嶋流竄の始とす。後伊豆を配流の地と定めらるるも此に因す。この王子の流罪は、麻績王罪ありて、伊勢國伊良虞嶋に流されし連坐なり。(日本書記・類聚國史・大日本史・續日本紀) ○四月、駿河國鳥渡郡有度清水に伊

伊麻神社

唐人を遠州に配置す

社 伊麻神社を創む。譽田天皇を祀る所なり。(駿河風土記) ○冬十月十六日、唐人三十人を遠江國に遣はし安置せしむ。是れ筑紫より貢るものなりといふ。(大日本史・日本紀畧) 今城飼郡上内田村に、枯木谷といふ所あり。昔の鹿城の遺蹟なりと傳ふ。さて鹿城は恐く唐城の轉訛と信すべき據あれば、此處こそ此時配置せられし唐

上内田村 枯木谷

伊豆流人 村田史

人の住所なるべきなり。(大日本史) ◇六年四月十一日、村田史名倉、伊豆に流さる。名倉前に乘輿を拜し、之を指斥したるに坐せるなり。是れ唐律に、乘輿を指斥するは、大不敬に在りといふに據るとぞ。(日本紀畧・類聚國史・日本書記・大日本史) ◇七年、朝廷發遣の使節、國內を巡視せり。是れ朝使の國中を巡視せ

伊豆國を置く 田方郡新置

らるる始にして、東海、東山、山陽、山陰、南海諸道みな巡檢あり。(日本紀・大日本史) ◇九年秋七月、駿河國二郡を割きて伊豆國と爲す。(扶桑畧記・大日本史) 伊豆國は三郡二十一郷を管し、國府を田方郡に置く、京師を距ること行程上二十二日下十一日。(和名鈔) 其址は今三嶋に在り。蓋し田方郡は分國に因て、

安居神社

白鬚神社

阿部郡惣社

大嶋噴火

新に設置したる郡なり。此國は東西南の三方海に瀕し、北の一方のみ駿相に連る。天城山あつて、中央に聳え、餘脈南海に入て、數十の群嶋となり、狩野川あつて、北豆を横流せり。(伊豆志稿) ◇十二年六月、始めて官幣を駿河國安居神社に奉ぜらる。神社は有渡郡久能村安居に在り、白鬚神社と稱す。正殿に竹内宿禰、左に國常立尊、右に猿田彦命鎮座せり。(社記) ○駿河國阿部郡惣社大神、勅使を奉じ、錦三純、綿二百純、馬三匹を献ず。國に依て卜定を異にすといふ。(日本紀) ◇十三年十月十四日、伊豆國大嶋噴火し、其響雷の如く、遂に新一嶋を噴出せり。此音遠く京師に達し、京師の男女驚叫びて、東西を辨ぜず。朝廷の史官記して曰、

壬辰遠^ニ于人定^ニ大地震。舉^テ國男女叫^ビ唱。不知東西。則山崩河涌。諸國郡官舍。及百姓倉屋。寺塔神社。破壞之類。不^レ可^ニ勝數。由^レ是。人民及六畜。多死傷之。時伊豫湯泉。沒而不^レ出。土佐國田苑五十餘萬頃。沒^レ爲^レ海。古老曰。若^レ是地動。未^レ曾^レ有^レ也。是夕。有^ニ鳴聲^ニ如^レ鼓。聞^ニ于東方^ニ有^レ人曰。伊豆嶋西北二面。

自然増益三百餘丈。更爲一嶋。則如鼓音者。神造是嶋響也。(日本紀畧・日本書記)
 と、以て其響の大なりしを知るべし。此地は今本州西北隅にある岬角にして、大日本史も亦書して曰く、
 京師諸國、地大震山崩川溢、人畜多死、伊豫温泉壅、土佐田圃五十餘萬頃陷爲海、是夜、東方有聲如鼓、
 伊豆西北海中、自成二嶋。長三百餘丈、十一月三日庚戌、土佐國司言、海潮暴溢、貢運船多沒、廿一日戊辰、
 隕星于東北七、廿三日庚午酉時、隕星于東方大如益、戌時星隕如雨、云云

琵琶嶋
 此地は今本洲の西北隅にある岬角にして東北に斗出すること殆んど八町なり、此地又の名を、琵琶嶋と稱する
 より見ても、往古の嶋なるを證するに足り、又此に引手力の神を祭るも、彼の土左國の地を引き來て、此嶋
 を作りしに依るといふ心より出でしなり、或は又此時増益したる地は、新嶋村の地ならん、新嶋の稱あるに
 知らると。何れにか依るべき、彼の引手力の神は、今大瀬明神と稱すといふ。(豆州志稿) 凡そ大嶋の地は、
 常に噴火して息む時なし。故に外國人も之を認めて、記して曰、

日本國伊豆州海中、有一座山曰大嶋、毎年三百六十日、日日火出自然、聲如雷、逆烟煙灑天、近日
 以來、又復灰飛數百里、夜間掃除天明復積如霜雪、(竺仙錄)

大嶋風俗
 と、嶋俗敦朴にして、竊盜せず束髮せず、尤も鬼神を信ず、親死すれば乃ち喪屋を造りて之に居る、蓋し古
 の遺風なり。他の諸嶋も大率これに類すれば、推して知るべし。◇十四年七月廿日、朱鳥と改元あり。

朱鳥元年
 朱鳥元年七月廿七日、駿・遠・豆三州の有位者は、伊勢以東諸國の有位者と共に、課役を免ぜらる。東山道
 課役免除
 柴本村
 も美濃以東免ぜらるといふ。(大日本史) ○八月、芝基皇子に封二百戸を加ふ。遠江國豊田郡の柴本は、蓋し

建穂寺
 皇子の御名代ならん。(遠江風土記傳) ○此朝、僧道昭といふ者あり。一伽藍を駿河國に建立し、號して建穂
 建穂神社
 寺といふ。これ建穂神社の在りし地にして、建穂寺建てらるるに及び、神社は此の寺の鎮守となる。然るに
 其後寺また廢して神社となる。此の神社は、蓋し武部君の祖、日本武尊を祭る所なり。道昭また僧善寺を建
 立す。(寺傳) ○駿河國豊積神社を創建す。

【持統天皇】 天武天皇崩じ給ひて後、朝に臨み制を稱したもふ。(紀)

東海道巡
 祭使
 朱鳥元年九月九日、始めて朝に臨み給ふ。六日天武天皇崩ぜられしを以てなり。○九月十五日、東海使者
 直廣肆都努朝臣牛飼、京師を發し東海に向ふ。判官一人、史一人これに副たり。當道諸國の風俗を巡察し、
 國司・郡司の治狀を按問せんが爲なりといふ。(大日本史) 是れ後に東海道といふ、國別を立つる源とはなれ
 るなり。○冬十月廿九日、帳内礪杵道作伊豆に流さる。(豆州志稿) 是より先、天武天皇の崩じ給ふや。大津
 皇子反を皇太子に謀り、九月廿九日發覺し、此月二日逮捕せられ、三日譯語田舎に死を賜はり、其妃山邊皇
 女、被髮徒跣にて奔り赴き之に殉死し、見る者をして歔歔せしむることありしが、道作も其謀に與みしたりと
 て、皇子と共に捕へられたることあり、然るに此月に至て其の同謀の者は皆赦されたれども、道作獨り此
 罪に處せられたるなり、(日本書記・大日本史) 蓋し其罪最も重きに因るか。道作の流寓地は今の大津郡なるべ
 し。村内に戸崎の地もありと云ふ。(伊豆志稿) 大津皇子は天武天皇の第三子にして、容止藩岸、音辭俊朗、

箕作村
 大津皇子
 天智天皇の爲に深く鍾愛せられ、壯なるに及で多力、頗る武を愛し能く劍を撃ち、放蕩にして法度に拘せざ
 る人なりき。然れども節を降し士を禮し、毫も人に傲る所なければ、上下之に附託せり。且つ幼より學を好

み、博覽強記にして能く文を属し、理義に辨く才識敏く、尤も文筆を愛し給ひしかば、本邦詩賦の興ること、實に皇子より始ると稱せらる。皇子嘗て天武天皇を助けて政を聴き、久しく朝政に慣れさせ給ひしが、たまたま新羅の僧行心といひ、天文卜筮の法を解する者あり、皇子を相し語りて曰く、皇子骨法人臣の相にあらず。此を以て久しく下位に在らば、恐くは身を全うする能はざらんと。因て逆謀を進む。此僧後飛驒の國に徙さる。皇子死さるる時、磐余池の陂に立ち、流涕に堪へず、歌を作て曰く、

百傳磐余池爾鳴鴨乎今日耳見哉雲隱去牟

又別に詩あり曰く、

金鳥臨西舍 鼓聲催短命 泉路無賓主 此夕誰家向

大津皇子の反、少しく考ふる所あれども、此史に關係なければ黙止す。○役小角、小龍を點して佛鉢を成す。

青龍寺

之を駿河郡古家に安置し、號して青龍寺といふ。(駿河風土記) ◆四年冬十月、府官の史生、吏部等役を奉じ、

木枯森の怪及狩獵

駿河國木枯森に入て狩す。忽ちにして暴風起り、陣陣吹來て樹木を倒し、人皆な恍忽として酒に酔へる如し。既にして風雨一たび過ぎ、雲霧悉く霽るれば、日西山に没して既に昏黃、月色冷かに冴えて樹間を漏れ、巖頭苔滑かなる所に一男子あり、魁岸なる身軀は、高く空を突かんとし、猛烈なる威風は、強く人を犯さんとし、凜たる其狀、之を望めば毛髮爲に立ち、暫くも留りがたし。史生秦助右、腰劍の鞘を拂つて之に當り、將に手を下さんとすれば忽ち眩し、四邊物なく、酔へるが如く夢むるが如し。吏部並に餘生も亦此の如し。而して終に其の行く所を知らずなりぬ。

安倍山の怪

安倍山中には、後世に至りても尙ほ怪物住す。人之を名けて山男といふ。其形人にあらず獸にあらず、恰も巨木の如し。幹に四枝あつて以て手足となり、木皮に兩穴あつて以て兩眼となり、而して甲圻する所は鼻口となる。左肢に曲木と藤蔓とを懸けて以て弓弦となし、右肢に細枝を懸けて以て矢となす。一日獵師山に入て之に遭ひ、射て之を倒し、大に恠みて之を牽くに、流血淋漓として湧くが如し。偶岩石に觸るるや、頓に重きを益して、復た動かすべからず。驚き走て家に歸り、之を衆に告げ、共に往いて求むるに、終に其處に見ず、唯鮮血の草根を染むるあるのみ。若し之を外來蠻族の今に存する者とすれば、或は怪むに足らざるかも知られども、暫く因に依て此に記すといふ。

山男

木枯森は安部郡羽鳥村に在り。後世の府より凡そ三十餘町、稿科川の下流に在りて、周圍百間許り、松、椎の繁茂せる岩石なり。林中に八幡の祠あり。當時は松・杉・鹿・狐・松脂を出せる所なりとぞ。(駿河風土記)

清見關

○是より先、天武天皇始めて清見原に都し、清見原天皇と稱し、將に東國に巡狩せしめ給はんとせさせらるるや、關を駿河國の海に構へ、燻斷して以て清見關と名け、其側に小堂を營み、佛像を安置して以て東國の鎮とし、且つ以て有渡・庵原二郡の界とせられしが、茲年四年より更めて、藍染川を限界とせらる。藍染川一に逢染川に作る。

有渡庵原郡界

安倍有渡郡界

江尻の東、鈴木嶋の海道に當る所に、小橋を架し、細流なれども、上流は駿府安西の東に至り、市中より來る小流に接し、有渡・安倍二郡の界を劃する川あり、是も亦逢染川と稱す。而して此の安西の逢染川は、淺間社の前を流れ、府の後を巡り、横田川に通じ、巴川に出で、此處より彼の江尻の逢染川に合して海に入るなり。されば此にいふ藍染川は、何れをいふか考ふべし。此の逢染川に神話あり。傳へて今日に至る。曰く、

藍染川神話

昔者淺間の神、母と共に内裏を通れ、駿河に向つて下る途、母子相失して行方を知らざりしが、跣り來て此川に到り、母子復た相會ふことを得たり。因て此川を號けて逢初川といひ、其の破香を捨てたる處を、履奴伎といふ、是れ今の沓の谷村にして、其の土足を洗ひたりといふ足洗村と共に今に存せり。斯くて淺間の神は、下二山に隠れて、永く國の鎮となり給ふ。

人心かねてしりせばなかなか逢ぞめ川はわたらざらまし (駿河風土記)

鞠子社

遠江調役を免せらる

德崇寺

○駿河國安辨郡に少彦名・園韓を祀る。鞠子社は是なり。或は曰く、此神は去年鎮座する所なりと。○六年三月六日、天皇伊勢國に幸し給ふ。時に遠江國の荷丁等、參河・尾張・美濃・近江等の荷丁と共に、從駕の騎士に供奉せり。因て今年の調役を免ぜらる、蓋し此の免役の詔は、廿九日に至て降りしなり。(大日本史) ○此歲、僧道昭、德崇寺を駿河國に創め、五身尊彫佛を安置す。今手越に在るもの是なり。或曰、此の建立は去る朱鳥元年に在りと。此頃上下敬神の念頗る厚く、神社の創立年としてあらざるなきに當り、道昭獨り駿河に在りて、佛寺を營むこと數所に及ぶ。道昭は實に嶽南佛教の卵子と謂ふべし。

【文武天皇】 持統天皇十一年八月朔、即位。(續日本記)

役小角伊豆に流さる

◇三年五月二十四日、役小角を伊豆に流す。(大日本史) 小角は、舒明天皇六年正月朔、大和國葛城山上郡苧原に生れ、三歳にして父を失ひ、母に養はれて七歳に至る。姓は加茂役公氏、小角は童子の時の名なり。性敏悟博學にして、深く三寶を仰信し、齒二毛に及て、更に巖窟に居り、咒術を善くす。年三十二にして家を出で、五色の兔に隨て葛城山の頂に登り、巖窟に居ること三十餘年、藤葛を被り松葉を食し、(元亨釋書) 咒を以て業となし、孔雀の神咒を閉ぢ、奇異の驗術を窮め、リウシュ菩薩に逢ひ、五字三密の法を傳はり、

生駒、二上嶽、大嶺を巡歴し、五色の雲に乗じ、仙人の都に通じ、常に葛城山に在て秘法を修し、鬼神を驅役して、水を汲み薪を採らしめ、命を用ゐざる者あれば、則ち之を咒縛せり。(續日本紀) 嘗て山神に仰せて曰く、大和國金峰山と葛城嶺と、並に石橋を亘して行路を通すべしと。是より鬼神等、夜夜巖削を運らし調度始まる。時に小角迫て曰く、白晝形を露はして石橋を亘すべしと。然れども葛城峰の一言主神は、獨り其形の醜きを恥ぢて命を用ゐず、依然夜を待て役に就くのみ。是を以て其功遲遅として成らず。小角之を督責するに、山神其故を訴へて止まず。因て小角咒を以て之を縛し、深谷の底に置く。(齋諧俗談) 神乃ち宮神に詫宣して曰く、吾は是れ元と逆寇の神を管する者なり。役公小角潜に國家を窺ふ。急に之を治めざれば則ち危しと。此に於て、天皇勅を下して、小角を繋がしむるに、小角空に騰りて飛行し、吏輒く捕ふる能はず。即ち其母を收めしむ。小角性至孝、母の收めらるるを見、自から來て縛に就く、仍て之を大嶋に流す。(見聞集・續日本記・日本紀畧・日本逸史) 或曰く、韓國廣足・小角に従ひ學び、其能を害とし、妖妄衆を惑はすと奏す。故に此に及ぶと。(大日本史・續日本紀) 今大嶋の泉津村より里許の海岸に在る岩窟を行者窟といふは即ち小角寓居の遺址なればなり。窟中に行者堂あり。嶋民常に來り詣つと云ふ。(豆州志稿) ○四年三月十七日、諸國に令して牧地を定め、牛馬を放たしむ。(日本紀畧・續日本紀・大日本史) 此令を奉じて定めたる牧地は、嶽南三州に於ても亦少なからざるべし。今は既に年所を経て明かならざれども、其址と認むべきもの無きにあらず。遠江國の郡名に、城飼と稱するものあり。城飼の言たる牧飼の謂にして、此郡既に光仁天皇の寶龜二年、乃ち此年より七十二年後に見えたり。而して此地既に牧飼に従事したるべき證は、郡中所所に牧地の址あるを

行者窟

牧地

城飼郡

遠駿の牧地

見て知るべし。又駿河國を按ずるに、此國官馬の事は、已に仁明天皇の承和十二年に見ゆるなり。承和十二年は、此年より百三十五年の後なれども、延喜格を施行せられたる延喜五年よりは、尙ほ六十年の前に當れば、此の官馬は、延喜の制に依て定めたる牧地の官馬にあらずして、最も其前に定めたる牧地の馬たるは明かなり。然らば則ち延喜五年より少くとも六十年前に、已に駿河にも牧地のありしを知るに足るべし、而して六十年前の牧地には、此令に基きて設けたる牧地の無きにもあらざるべきを想像せしむるものあるなり。牧地の址の存するものの一

- 遠江國榛原郡 白羽郷 葵原郷 萩間郷
- 駿河國 岡野 蘇禰奈 宇知 假宿
- 大岡 大野 芸野牧の山

遠江國司賞せらる

○八月廿一日、遠江守勤廣壹漆部造道麿に、封二十戸を賞賜せらる。是れ先に巡視したる巡察使の奏狀に依て、善政を褒賞せられたるなり。(大日本史續日本紀) 是れ大化改新以來、嶽南三州の國史に見えたる善政の始にて、また治績上賞賚の始なりけり。

地方の形勢文武天皇

熟思ふに、大化改新前より、朝廷しばしば巡察使を發せられしは、固より諸國の治績を察するに在りたるなれども、一にはまた地方豪族の、專横を制するに在りしが如し。當時廣漠たる山林原野の、至る所に連亘せるにも拘はらず、朝廷の整理未だ緒に就かざれば、都鄙の貴族・豪族等その隙に乗じ、自から之を占領して、其利を擅にする者少なからず。大化改新には已に之を矯めんとて、園地水陸の利は、必ず其の地方住民と共にすべしとの法令を布かれたれども、人少く地廣き常時は、班田收授の地の外、主なき閑地さへ多かれば、容易に行はれざりけん。慶雲三年三月天皇詔して曰、

兼併の徒横暴(文武天皇)

軒冕之群、受二代耕之祿、有秩之類、无妨於民農、故召伯所以憩甘棠、公休由其拔園葵、頃者、王公諸臣多占山澤、不事耕種、競懷貪婪、空妨地利、若有百姓採柴草者、仍奪其器、令大辛苦、加以被賜地、實止有二三畝、由是、踰峰跨谷、浪爲境界、自今以後、不得更然、但氏氏祖墓、及百姓宅邊、栽樹爲林、並周二三十許步、不在禁限、(續日本紀)

と。然れども尙未だ改まらざりしか、和銅四年十二月六日、元明天皇また詔して曰、
親王已下、及豪強之家、多占山野、妨百姓業、自今以來、嚴加禁斷、但有應墾開空地者、宜下經國司、然後聽官處分、

と、以て當時兼併の徒の暴横なるを知るべし。而して國司の權も此輩を如何ともする能はざりき。されば巡察使の任は、實に此弊を矯正するに在りて、其責輕からざれば、其の功果を擧ぐることも亦容易の業にあらず。況んや頃者は、神社の創設年一年に益し、佛寺の建立も漸くに多く、其の創設建立ある毎に、土地を寄せらるるなれば、大化改新の精神なる土地國有の實を擧ぐるは、誠に至難の事ならん、然るに遠江國司の此賞に與かる、事實は詳かならざれども、其功や蓋し大なるものありしならんか、多くある國司の中より、獨り之を選抜したる、巡察使の績や偉なりと謂ふべし。然り而して此後天平十五年の詔に依り、親王・諸臣・諸王より郡司に至るまで、墾田私有の額を定め、子孫に傳ふるを許さるるに至ては、土地國有の制の遂に行はれ難

外國模倣の弊

石室神社
役小角紋
さる

きを見るに足らずや。而して國有の制行はれざれば、改新の精神は大半失せたるにあらずや。是れ國內の情勢を詳にせず、一にも唐制二にも唐制と、唐制を模倣したる過にあらざるか、妄りに外國を模倣する弊は、獨り大化改新の政のみにあらず、何れの世に在ても然るなり。○五年正月十一日、伊豆國石室神社を再建す、此宮本殿拜殿のみにて、悉く岩窟なり。故に岩室と稱す。○此月、天皇勅して、役小角を伊豆より召反し給ふ。(扶桑略記) 小角伊豆國大嶋に在ること三年、晝は皇命に隨て伊豆嶋に居り、夜は練行のため富士山頂に往きしが、身海に浮び走ること、恰も陸路を行くに異ならざりき。(見聞集) 而して意は常に震且に馳せて、飛揚の志ありければ、今赦され還ると雖も、漸く鳳闕に近づくに見るや、忽ち大虚に向て飛翔し、西海に浮で唐土に遊べりと云ふ。世に傳ふ、小角の大嶋に在るや、帝神託により、使を遣はして之を殺さしめんとせしに、小角甚くも拒まず。靜に其前に坐し、請て勅使の刀を執り、自ら左右の肩を切り、又面を切り背を切ること各三度、舌を以て刀刃を舐め、徐に血を拭ひ畢り、使者に返與へて曰く、乞ふ速に刑に就かんと。使者刀を取つて見るに、上下に文ありて、字體辨すべし。即ち絺に寫して之を讀めば、富士明神の表文なりけり。使者驚懼し、直に京に奏して、天裁を待てり。天皇則ち博士を召し、其文を解せしむ。曰く、天皇可レ慎、宗是非、凡夫大賢聖也。早免、殺罪、速迎、於都城、尊重可レ令、往、修、者也。此に於て、天皇重ねて勅使を遣はし、殺罪を免じて京に歸らしめ、尊敬すること神言に云ふ處の如し。後僧道昭といふ者、震且に往きて法を求め、新羅寺にて、法華經を講ずることありしが、講筵第三の席に在る者、頻りに難議問答して措かず。併も其言みな倭音を用ゐて滯らず。道昭驚き且つ訝り問て曰く、「吾は是れ日本國の學生なり。抑も何處の

伊豆山伏

帶解石
香貫山
雲切不動

小國神社
神事

大寶改元

聖ぞ、敢て和音を用ゐて問ふことをす」と。曰く、「吾は是れ日本國大和國金峰山、並に駿河國富慈峰等の修行者役優婆塞小角なり」と。道昭聽いて座を下り、互に相拜して悦ぶこと限りなし。因て又語て曰く、「我尙ほ衆生の心あるに依て、恨を含み山を捨て、母を鐵鉢に盛れ、海に浮びて自から携へて此國に渡來し、踰躰年を送りぬ。然れども未だ本土を忘るるに至らず。三年に一たびは本國に歸り、金峰・葛城・富士の諸峰に詣り、又奇談を代代の天皇に奉り、以て今に至るまで朝恩を忘れず。但し一言主葛城明神をば、其罪免しがたく覺ゆるなり」と。(扶桑略記本朝神仙傳) 後世伊豆山伏といふものあり。小角の蹤を追ひ、每歲、季冬十五日より正月廿八日まで、伊豆海濱の小祠、舊刹に納符すること千三百又餘年、其詣づる處を録して、伊豆峰記といふ。此の山伏所を巡歴して、駿東郡香貫に至れば、其地の式内社玉造・楊原・大朝の三神社に納符するを例とす。而して納符は此村に畢るを以て、爰に始めて山伏等帶を解いて行装をゆるべ、衣を披て蝨を石上に捫す、是れ其法、初め門を出づるより、遍歴四十餘日の間は、帶を解くを戒とすればなり。されば其帶を解く所の石を名けて帶解石といひしが、今も香貫村に在りといふ。香貫邑は、今川北條の國境を争ふ頃より駿河に入りしが、其前は伊豆國境内なればなり。○富士登山の須山口一合目なる、雲切不動尊の像は、役行者の彫刻せしものなりとて、後人深くこれを尊重す。○二月十八日、遠江國小國神社に官幣を奉じ、舞樂十二段を授けらる。(社記) 爾來毎年二月十八日を以て例祭日とし、勅幣を奉じ、神事を勤め、舞樂を行ふ。(遠江風土記傳) ○三月廿一日、大寶と改元す。是より先、大化の建元ありと雖ども、未だ必ずしも年に號ありしにあらず。然るに此の年號以後は缺くることなきが故に、此史も、是より後は年號を行頭に掲げ、以て時代の檢別に便

ぜんとす。且つ舊史は多く、改元の年は、正月に溯て新號を冠したれども、此史は其例に依らず、改元の日より始めて新號を冠す。

駿河大疫

東山寺

遠州暴風

樟日神社

高松神社

長濱の風光

三所權現

大寶元年三月、駿河國疾疫戸に入り、流行蔓延して止まる處を知らず。病骨累累として市に滿つれども、之を收むる者なし。府官命を官舎に下し、拾收して東山寺に埋めしむ。寺は庵原郡岩淵に在り。後世東山寺村あり、此處なるべし。此村の隆覺寺の本尊藥師佛は、東山寺の遺物なりと傳ふ。(駿河風土記) ○八月廿一日、遠江國大風あり。百姓の廬舎を壞り、秋稼を損す。又蝗ありて秋收を減す。此時參河國以西十六國も、みな暴風及び蝗ありしといふ。(續日本紀・大日本史) ○秋九月、熊野三所大神樟日命を、遠江國橫須賀の地に遷し祭る。命は素盞烏尊の子なり。○熊野三所大神大市姫命を、遠江國に遷し祭り、高松神社といふ。神社は城飼郡門屋村高松山上に在り。故に取て社號となす。この山、西には國安川流れ、南には蒼海湛へ、東北の二方には田畝連り、高さ凡そ五百歩、上に松樹楊梅繁茂し、四時松露菌を生ず。而して南方の海濱を長濱と稱し、遠望際涯なく、實に二千里外の感も起るべきなり。嘗て此名の起りを、長下郡の濱の謂かともおもひしが、此語萬葉集にも出で、大伴家持は遊覽布勢海賦一首並短歌と題し、奈我波麻須義底と使ひ、其外古今、後撰、金葉、詞華、續千載集にも多く出でて、長濱の浦の眞砂の數知れざる心に用ゐられし所、地名と見て見られざるにはあらざれども、尙ほ長汀曲浦の長濱と見るかたの、穩かなるに若かさる感あれば、此處も長下郡の長にはあらで、長汀の長と見るかた可なるべし。而して後には遠江の海邊を總べて、長濱と稱するに至れるなり。但し後世は彼の樟日神社と、長下郡登勒神社とを、此の高松社に併合して、三所權現と稱す。此社は、後世戰亂の世を経れども、一度も兵陣の害を被らざれば、神門廢せず神主相續ぎ、年年の神事も闕斷あることなければ、神符の古書の社家に存するも多しとか。或一説に曰、熊野樟日命と、高天神山小笠權現の祭神素盞烏命と、此の高松社の大市姫命との三座を合せて祭神としたるが、即ち橫須賀神社なりと。(遠江風土記傳・社家註集書・社記) 世俗云、「高松神社所在の門屋村は、高松權現の御門屋といふ義より起れり」と、然らば此神社建設前には、別に村名ありけんか今詳かならず。

大寶令

國郡の制

國郡の制

○初め孝德天皇の朝、一たび改新の政を布かれて以來、朝廷は、法令制度の改訂に、從事せらるること年久しく、此に至て漸く完備したれば、之を國中に施行せられ、稱して大寶律令といふ。是れ後世長く遵奉する處の法令にして、また諸法令の基礎となるものなり。而して此令一たび發せらるるや、各國地方の制も大に立ちて後世の標準となるもの少なからざれば、我か嶽南の沿革を知らんとする者は、亦其の大要を知らざるべからず。故に其の國郡に關するもの一二を記さん。曰、
以三五十戸ニ爲一里ト 郡凡五等 二十里ヨリ至三十六里ニ爲大 十二里以上爲上 八里以上爲中 四里以上爲下 一里以上爲小 一郡二十里而止 若過五十戸ニ者分隸比郡 滿六十戸ニ者割二十戸ニ置 一里不滿三十戸ニ者隸大里ニ爲餘戸 國凡四等 曰、大上中下 (續日本紀・令義解)

是に依て之を見れば、嶽南三州郡國の等別も、略ぼ知り難きにあらず。而して國の大小に因て、其國の人口に多少の異りはあれども、上に守・介・椽・目ありて、政を施す事は同じ。而して其の政を施す所を、國府と稱す。國府に在て政治を執る者、即ち國守以下官吏の年給料は如何といふに、例を山城國に取て示さば、即ち左の如し。

地方官給料

山城國公廩稻凡十五萬束、五十束を以て春米五升を得るを常とす、而して守は六分を給す、稻五萬束。介は四分を給す。稻三萬三千三百三十三束。椽は三分を給す、稻二萬五千束。目は二分を給す、稻一萬六千六百六十六束。史生は一分を給す、稻八千三百三十三束。但し史生三人、合二萬千九百九十九束。

位田

職分田

納租の律及期限

口分田

驛路法東海道

國の大小上下に依て、稻束に差等あれば、守・介・椽・目の年給料に、差別を生ずるは免れざれども、之を以て准を取らば、其の大概を知るに足らん。而して此等官吏は、年給料の外に、位田・職分田を給せられしなり。而して大國守は從五位を相當とするが、從五位の位田は八町とあれば、大小地方官の位田は、皆な是れ以下とすべく、又職分田は、大國守に六町二段、上國守、大國介に二町二段、中國守、上國介に二町、下國守、大上國椽に一町六段、中國椽、大上國目に一町二段、中下國目に一町、史生に六段、郡大領に六町、少領に四町を給するを則とす。而して又田方は、長三十歩廣十二歩を段と爲し、十段を町となし、段の租稻二束二把、町の租稻二十二束にして、稻を納むるものは、九月中旬より十一月三十日を限りとし、春米を京に運ぶものは、正月より八月三十日を限として納め畢る。口分田は、男二段、女三分一を減じ、五年以下には給せず。六年に一たび之を班ふを以て、田を班ふべき者は、班年ごとに、正月三十日以内に、太政官に申さしむるを常規とせり。又驛路の法をも定められて、全國を分ち七道と定めらる。東海道の如きは、蓋し此時より定まりしものにて、是より先、屢、見ゆる東海若しく東海道の名は、決して後世の所謂東海道の意にあらず。唯東海に沿うたる國といふに過ぎず。然り而して此時東海道を置き、我が嶽南三州、及び甲斐國の地を以て中樞とし、西は參河・尾張・志摩・伊勢・伊賀、東は相摸・上總・下總・常陸の十三國を包轄せしめ、大中小の制に従て、

驛

東山道と共に中路とせらる。其の十五ヶ國を包有するは後の事にて、養老二年安房國を上總國より分置き、寶龜二年武藏國を東山道より割きたるに始まる。而して又此に驛を置かる。令に曰、

凡諸道須置驛者。每二十里置一驛。若地勢阻險、及無水草處。隨便安置。不限里數。其乘具及簑笠等。各准所置馬數備之。置驛馬。大路二十疋。中路十疋。小路五匹。

水驛

と。又水路には水驛を置かしめらる。曰、

凡水驛不配馬處。量閑繁。驛別置四隻以下二隻以上。隨船配丁。驛長准陸路置。

驛馬

と。而してこれに又驛田を定め、大路に四町、中路に三町、少路に二町を附せらる。其れ既に驛あれば必ず驛戸ありて、驛長此處に住し、以て驛馬、驛船、傳馬の事を管し、驛子あつて之に屬し、此等の事務を扱ふへば即ち驛田は、この驛戸の用途に充つるものなり。驛船は、水驛に備ふる船舶。驛馬は、各驛に備ふる馬匹。

傳馬

而して驛船驛馬共に、官使の公用に依り、諸國に往來する者の爲に備置くものなり。傳馬といふものあり。又官使の用に充つるものにして、是又制あり。曰、

事急乘驛事緩乘傳。傳馬一日之行準凡七十里。

傳馬每郡各五。皆用官馬。若不不足用私馬。

官人乘傳馬出使者。所至之處。皆用官物。准位供給。

公使須乘驛及傳馬。若不不足者即以私馬充。其私馬因公使致死者。官爲酬替。

と。而して此の驛馬、傳馬を、使用するを得る官使には、驛鈴を附して其證とし、官使は此の驛鈴に依りて、

古驛 驛、傳馬を徵發したるなり。我が嶽南の地は、東海道の要樞なれば、此制の行はれたるは明かなれども、當時の驛址と認むべき證あるもの少し。然れども最も古驛として傳ふるものは、其名の遠駿に存するものなきにあらず。

遠江國	猪鼻	驛馬十	栗原	驛馬十	口摩	驛馬十
駿河國	小川	驛馬十	横田	驛馬十	息津	驛馬十
蒲原	驛馬十	長倉	驛馬十	横走	驛馬廿	傳馬五

驛鈴

驛鈴の事また令に制あり。曰く、

給驛傳馬皆依鈴傳符尅數。事速者一日十驛以上。事緩者八驛。還日事緩者六驛以下。親王及一位、驛鈴十尅傳符三十尅。三位以上、驛鈴八尅傳符二十尅。四位、驛鈴六尅傳符十二尅。五位、驛鈴五尅傳符十尅。八位以上、驛鈴三尅傳符四尅。初位以下、驛鈴二尅傳符三尅。皆數外別給驛子一人。其六位以下隨事増減不必限數。其驛鈴傳符還到二日之内送納。

諸國給鈴者。太宰府二十口。三關及陸奥國各四口。大上國三口。中下國二口。其三關國各給關契一枚。並長官執無。次官執。(令義解・公式令・後松日記)

此令に依て嶽南の驛路、併せては遠駿に給ふ鈴數をも知るべし。鎌倉の頃大庭景義説を爲して曰、

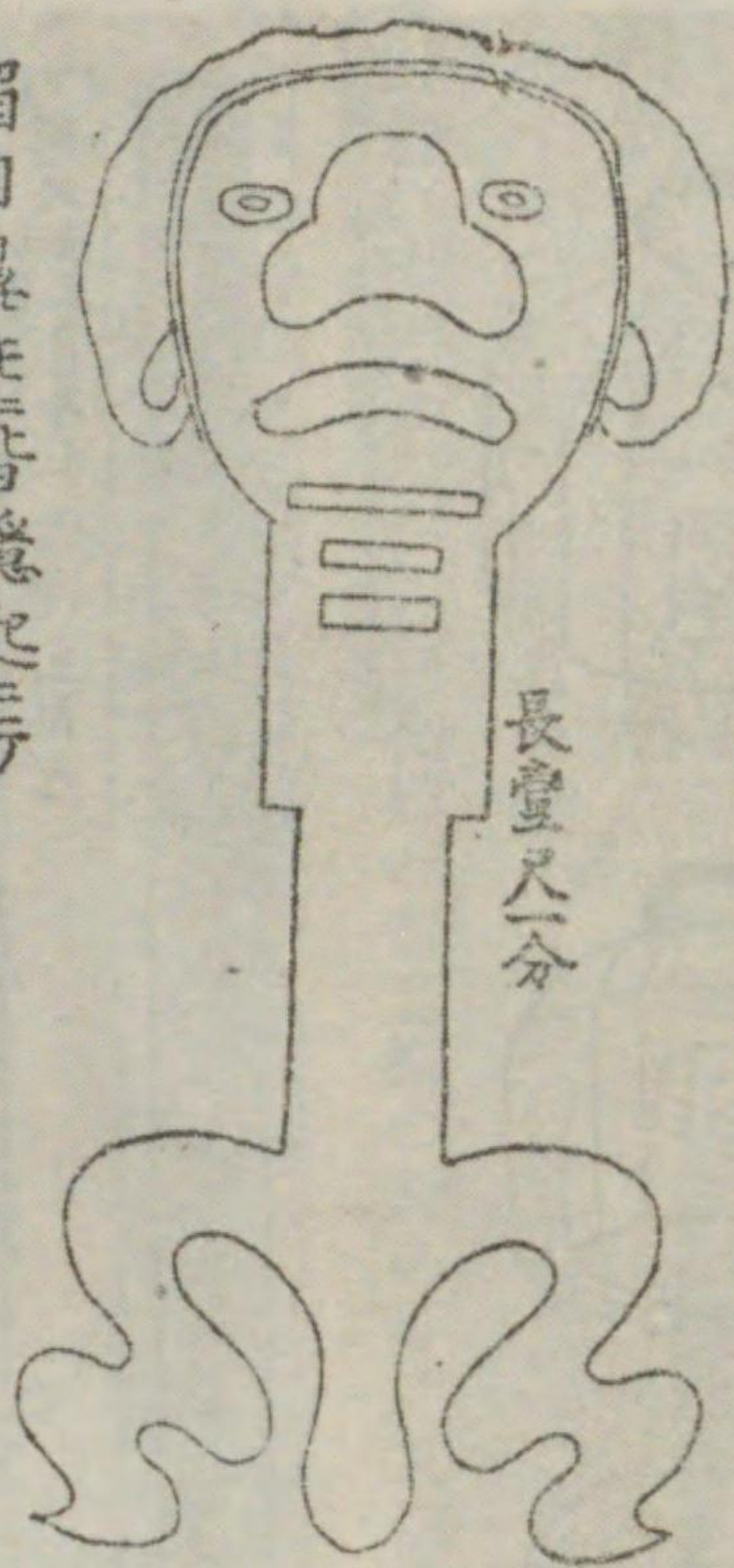
驛路鈴

驛路の鈴の事、出づる所を知らず。神代より相承ありし驛路鈴といふは、何れの御代よりか、鹿嶋神の寶

前に奉納あり。其の形柄香爐に似て其音高し。昔は彼鈴を賜はり、朝敵退治の人持參、彼鈴を以て軍兵を指揮せりといへり。能く惡魔を降伏すと云なり。

驛路鈴 常陸國鹿嶋 正等寺藏

此處ハ臺ナリ 其脚三方ニテリ



眉目鼻耳皆隱起ニテ 菊邊幅ノ處ニ破目アリ

高芙蓉寫

今俗にいふ所の驛路鈴といふは、驛馬の羈頭かづかぶに付くる鈴をいふなり。驛路鈴聲夜過山といふも、驛馬の鈴なりといふ云云。今按ずるに、驛路鈴と名付くるもの三種あり。鹿嶋・日蔭兩社に傳ふるものは、神代より相承ありし其所謂詳ならず。一説に是は鬼面鈴なりともいふ。又驛馬鈴を、後世押しなべて驛路鈴といふ。是は日本紀孝徳天皇・天武天皇紀等、又續紀公式令・江次

鈴船

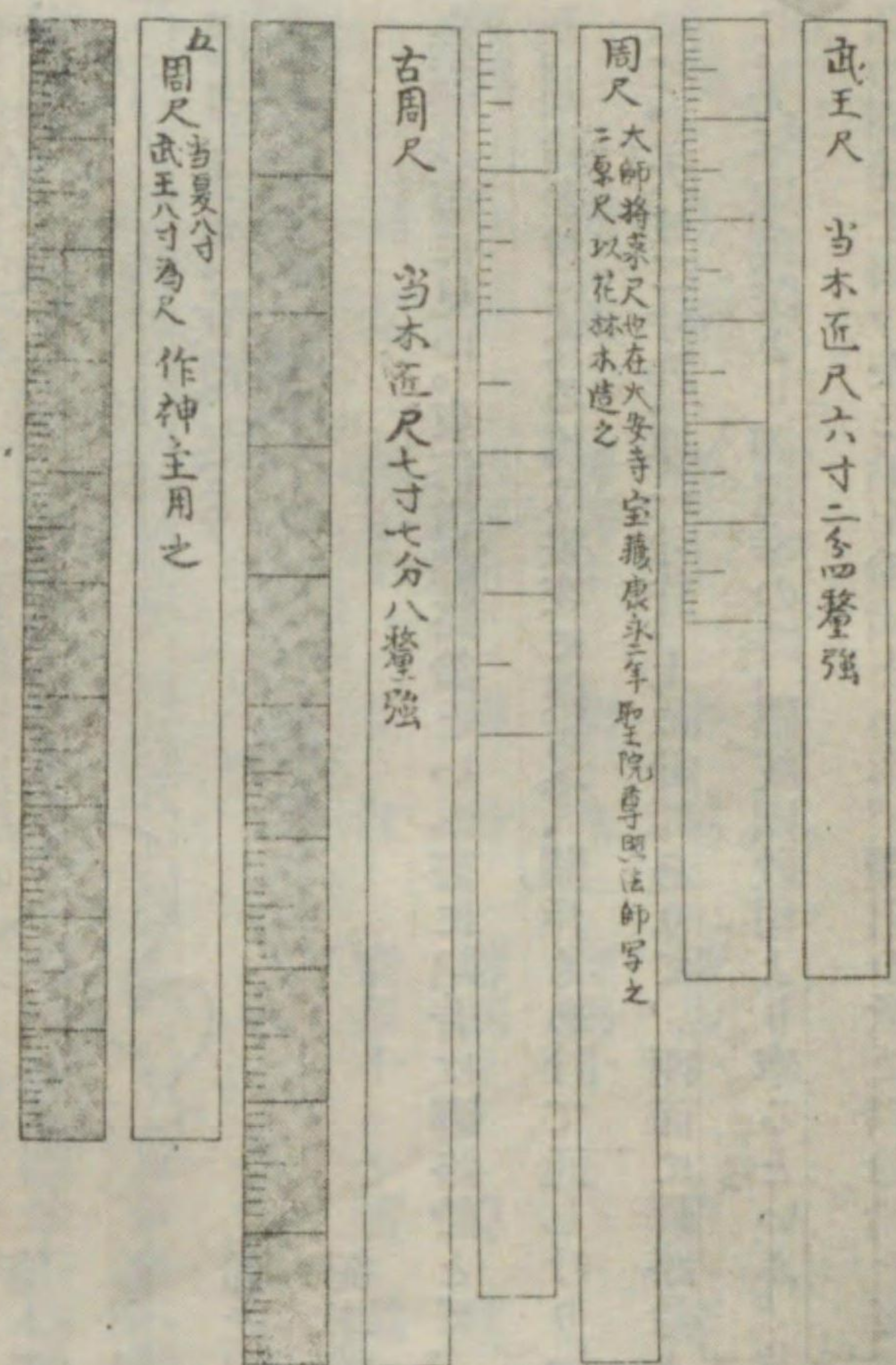
第・禁祕抄等に見ゆ。東海道驛路鈴といふ書に、「昔は驛路鈴とて、勅使外國へ赴きたまふ時賜はりて付けしなり。此鈴を付けたる馬は晝夜に限らず、關戸もあけて通しけり」とあり。後世禁中にある驛路鈴は、形四角にて、大さ二寸許、厚一寸許、上に鈕こぶありて、兩面に驛路鈴といふ三字を隱起おこにし、鈴口は常の鈴に同じ。先年聖護院より御還幸の時、隱岐國社司より奉るといふ。其の模様寫を陶器とし、間世に在り。古は此の驛鈴を掛けたる船を鈴船といふ。顯昭の歌に、「鈴船を寄せ來る波に驚きて須磨の上野に雉子鳴くなり」とある是なり云云と。

又一説あり。曰、驛路鈴は數七ありて官使七道へおもむく時一つづつたまふ。その中に口のかけたる鈴あり。

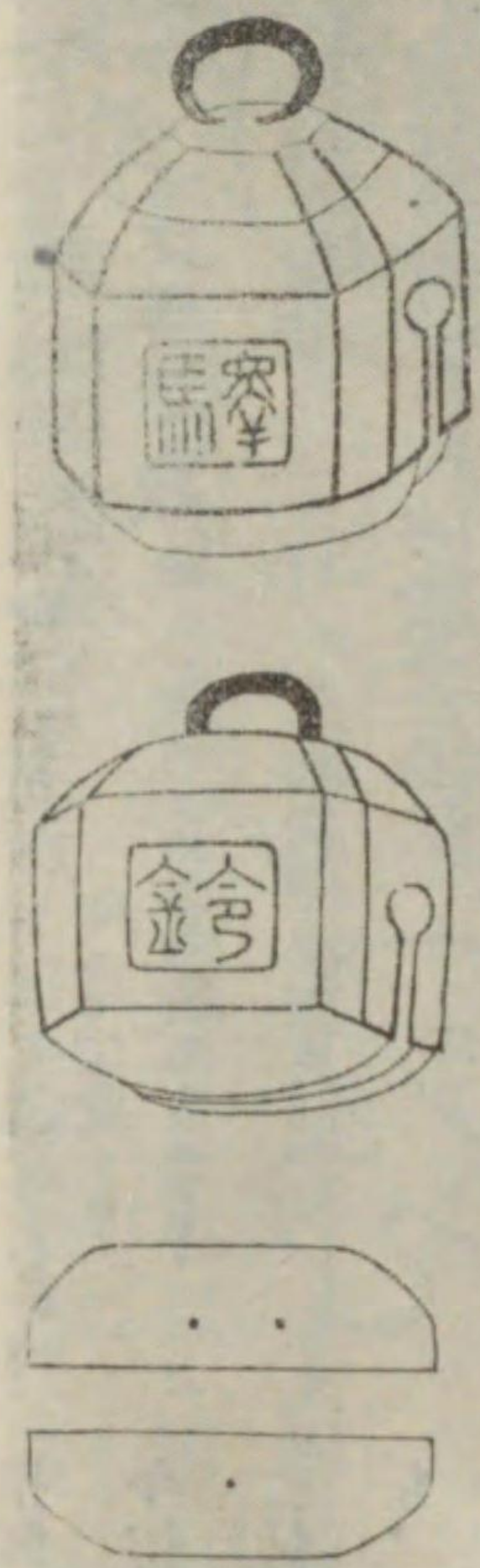
その鈴をたまはれる使は、道のほど萬につけてあしといへり。何れを正説と判ち難しと雖ども、粗ぼ其概を窺ひ得て、山を過ぐる鈴聲の聞ゆる如き心せらるるなり。驛鈴の形は種種あれども、常陸國鹿嶋正等寺に藏するもの一を舉ぐべし。是れ林祭酒信智の記せるものうちに見えたるものなり。又武州秩父郡中山、ハンワウ社にありといふ鈴は、大ニ

徑六七寸ほど、輪のうへにのせ、その輪に五指の穴あり、その穴へ五指を入れ、其輪へ鈴をのせると見えて、尅の沙汰なしといふ。又武州湯嶋の妻

古 代 尺



隱岐國若玉社藏驛鈴圖



戀稻荷にある鈴は、嘗て羽倉在滿公命を蒙りて見しことありしが、其形木魚の如くなりしといふ。(一話一言)

又曰く、大内裏の古天子より、諸國へ使を立らるるに、少納言の承りとして、主鈴の官より、鈴を渡さるる使の者是を持って、路路を驛馬驛馬というて、鈴振り行也。人も道をよけ、又驛舎にても、はるかに開けて、馬及び人歩の支度をととのへ待つなり。今時路中にて、人を拂ふに、はいはいといふも、上古のはいまの遺風なり。此鈴は、八角に鑄て、行程の日數を鑄付たる物也。新撰六帖にも「旅人の山こえわぶる夕霧にむまやのすずのこゑひびくなり」と、衣笠の内大臣のよめるあり。近比も「ひきつづくむまや傳ひの鈴の聲たえぬ東の道のゆききに」と、裏松の意光郷の詠あり。又海路にも、船に鈴を付て、驛舎に知らする、是を鈴船といふ。鈴舟のより來る音に驚きて須磨の上野にきぎす鳴なり」とよめる是なり。此きぎすは、驛舎の賤夫をさしていへり。杜荀鶴が詩に「漁舟火影寒燒浪驛路鈴聲夜過山」と作りしも是なり。西土には、今も官鈴を用て、行路を通すとかや。大明會典曰、遞送公文、照依古法、一晝夜通二百刻、每三刻一行一鋪、晝夜須行三百里、無分晝夜、鳴鈴走遞、前鋪聞鈴、鋪司預先出鋪交收。(古今沿革考)

地方狀況

抑も此の制度、此の法令に依て、組織せられたる當時の社會は、其の狀態果して如何にかありけん。想ふに此の社會を組織する惟一の基礎なりしものは、所謂姓氏にして、姓氏は實に社會の要素たりしなり。元來姓氏とは、祖先を同じうする數多民族の群を、統轄する綱繩となるものにして、例へば此に物部氏の一族ありとせんに、此の物部氏の一家は、歲月と共に子孫繁殖して、一家は分れて二戸三戸となり、五戸十戸となり、五十戸百戸となり、終に郷里村落を成すに至る。是れ何れの村落を見るも、同姓氏の多き所以なり。勿論其の氏族の繁殖し、其の戸口の分離する間には、或は其功に因り、或は其の業に因り、又或は其他の由縁に因

り、氏を變じて本居とし高橋とし、高部とする如く、幾何にも分るべけれども、もと祖先を同する同一姓氏なれば、眷族多き一家に異なることなし。而して家に家長あつて、家を整理統御する如く、同氏族には族長あつて、之を統轄總理するなり。故に族長なる者は、其の氏族内に起りたる事は、何にても之を處理せざるべからず。争論あれば之を裁し、不平あれば之を和げ、悪行ある者は之を懲らし、善行ある者は之を賞し、外に紛擾あれば自から當て之を處理し、内に竊盜あれば員を命じて之を警護し、道路を繕ひ、橋梁を修め、若し他族侵略の恐あれば、軍隊を編制して之に當るも憚らざるなど、國家重要な事は暫く措き、通常政治に關するものは、總べて他の指揮命令を待たず、自から處理したるが故に、朝廷の命令も亦各戸に達する煩を避け、一に此の族長に達し、族長より他の部に達したるなり。然れば之を今の語にて云はば、所謂自治といふ事にも當らんか。後世保元・平治の頃に至て、各所の豪族等、各、己が家子郎黨を率ゐ、奮起して干戈を争ひしも、是等氏族の制の幾變遷して、彼の如くにも至りしならんか。乃ち人口は漸く増加し、交通は益、便利に、儒佛二教の效も漸次世に現はれ、地方の人文も進歩するに及では、此法も遂に一たびは廢頽の運に遭遇すべければなり。而して此制の廢後、替て起りしものは戸制なり。戸といふとも、今の戸の如く五人若くは十人の小團にはあらで、百人乃至數百人の大團結を成したるものなり。然れども之を彼の氏族の廣きに比すれば、極めて小なるものにて、階級も亦自から低下したれば、國てふものとの關係に至ても、大懸隔を生すべきは、自然の勢なるに、之に加へて、國家政治上の繁雜も漸く増加したれば、後には五保の制も起り、最後の江戸時代には、遂に五人組の制をも見るに至るなり。抑も五人組は家を基とし、家は戸より分れたる

以毛保利
長者
鴨江寺

なれば、社會組織の變遷も亦想ひしより甚しきものあるなり。◇二年六月、世に傳ふ。遠江國引馬郷に、伊毛保利長者といふ富豪あり。佛を信すること篤く、嘗て祈願あつて伽藍を創めしが、此に至て功を竣へ、觀音の像を安置し、號して鴨江寺といふ。長者の妻は奈良の人にして、常に佛を信すること深かりしが、一日伊勢に至て神宮を拜し、徹宵祈る所ありしに、夢に錦囊を與ふる者あり、告げて曰く、「汝は是より東方へ赴くべし」と。女は覺めて後、奇異の思ひをなしつつも、神命を畏み東行せしが、遠州引馬郷に到りし頃は、既に没したれども、宿を求むるに宿なく、進退谷まりし折しも、戸隙を漏るる火を認めて、往いて請ふに、男一人の住ひなりき。男は極めたる貧困者にて、田に出でては落穂を拾ひ、山に入りては薯蕷を掘り、以て僅に日日の生計を營む者なりければ、今この女の只管請ふも詮方なく、首を垂れつつ、貧苦の狀を語て後、之をしも厭はずばと恥ぢらひいふを、女喜びて宿したり。男は誠に信實の者なれば、貧苦の中にも、誠意を籠めて待遇しければ、女も心を安んじ、彼の錦囊を出し示して、其故を告ぐるに、男は掌を拍て、我にも其事ありとて、一の錦囊を持來り較ぶれば、其狀毫も異なる所なし。二人は奇異に思ひて、二囊の口を開くに、想はざりき、黄金の玉の數多出でんとは。因て想ふに、是れ神の助け給ふ所ならんと、約して夫婦となり、懇ろに神佛に仕へ、務めて職業を勵みければ、幾何もなく富有の身と成り、其産土地に冠たれば、時人稱して伊毛保利長者といふ。此に於て二人の者、佛の冥助を感ずること益々深く、世に比類なき高堂を營み、世に比類なき高恩に報いんと、木を伐り材を集むること數年、此に至て功を竣へ、觀音の像を安置せり。長者の家は既に亡びて、僅に長者平に、其址を存するに過ぎざれども、觀音の利驗は少しも劣へず、春秋二季の

駿河大風
駿豆飢

彼岸には、信者の參詣する者、實に道路に填咽するばかりなり。(遠江風土記傳・引馬拾遺・古老説) ○七月五日、駿河國大風あり。百姓の廬舎を壊り禾稼を損す。聞く下總國も亦大風ありきと。(續日本紀・大日本史) ○九月十八日、伊豆國・駿河國飢ゆ。勅使臨みて之を存恤し給ふ。下總・備中・阿波も亦飢ゆとぞ。(續日本紀・豆州志稿・大日本史) ○十月十日、太上天皇參河國に幸し、遂に鳳輦を進めて、遠江國曳馬野に至り、萩の花を觀覽あらせ給ふ。時に供奉の臣等 歌を獻じて、歡慮を慰め奉る者多し。(萬葉集・大日本史)

曳馬野御幸

引馬野爾仁保布榛原入亂衣 爾保波勢多鼻能知師爾
何所爾可船泊爲良武安禮乃崎榜多味行之棚無小舟
長忌寸奥鷹 (曳馬拾遺)
高市連 黑人 (萬葉集)

萩の曳馬野

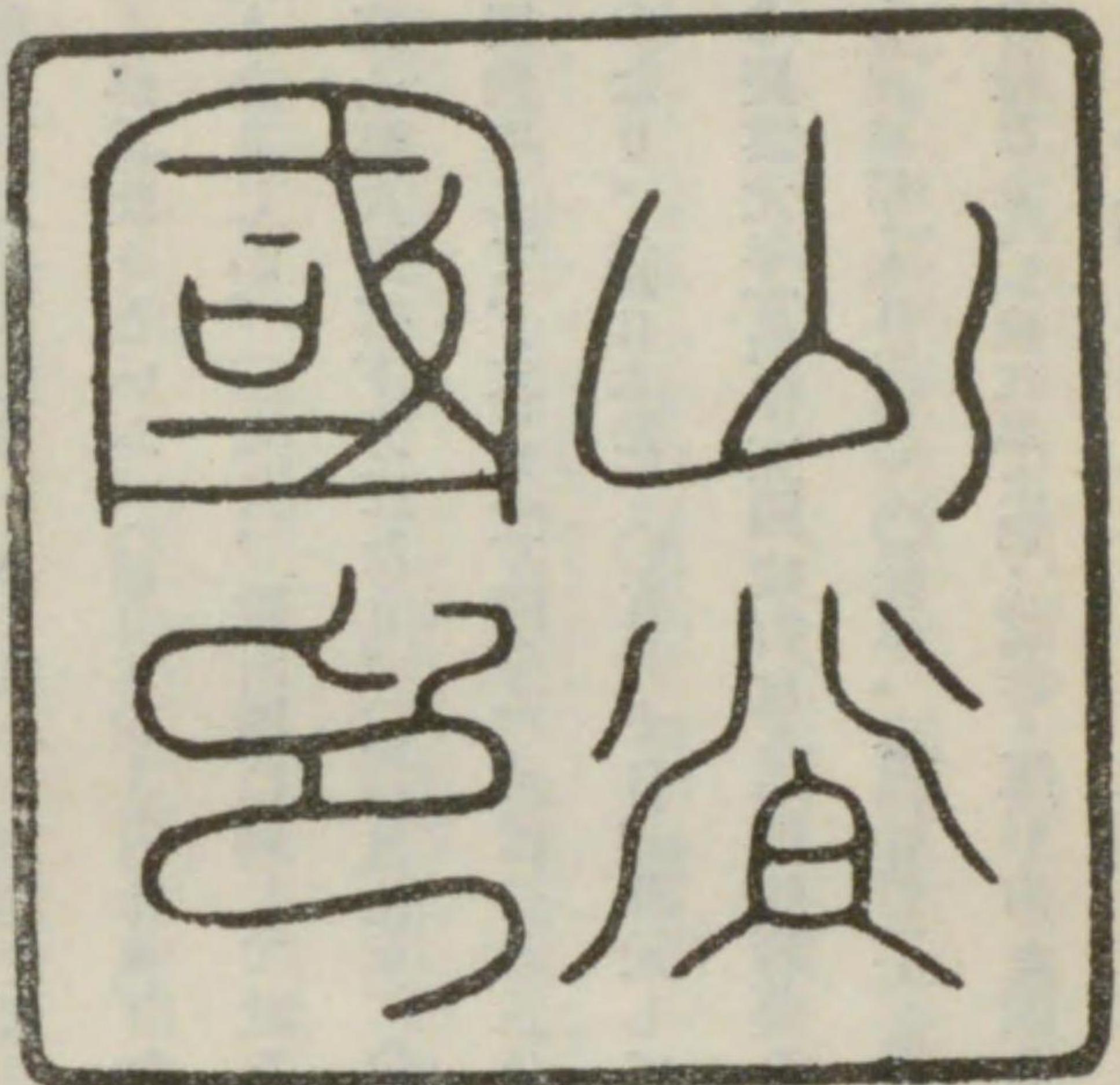
人或は曰ふ、參河國に幸し給ひしは、史に見え、萬葉集にも見えて疑ひなけれども、曳馬野に幸し給ひしこと、終に見る所なしと。然れども從駕の臣の歌意に見えたるは、史記などに見えたるよりも、却て確かなる證にあらずや。長忌寸の歌に、衣爾保波勢多鼻能知師爾といふは、此野に來たればこそ言はれたるなれ。如何でか參河に在りて、遠江國曳馬野の萩に、衣爾保波勢といはるべき。人にしても思へ、近隣に至りながら訪問もせで、我に此所まで來たる旅の土産物を贈れといはるべきか。理にも情にも適合せざることなり。然るを斯く詠ぜられたるは、正しく此野に來られたるに因るなり。又高市連の歌に榜多味行之棚無小舟と詠みしは、遠江國に來ずして、何處に榜多味行之ならん。加之、歌中に詠出せる安禮乃崎は、後世の所謂遠江國荒井崎なるに於てをや。參河國より船に乘じ、荒井崎を渡り、遠江にあらすして何國に行かんとするらん。他國に行くに、此崎を渡る要は毫も無きなり。然るに正しく來たればこそ、此崎をも渡りたるなれ。況んや我國の歌

東海道巡祭

吉原驛
豐受神社
諸國印

に、事物を詠することは昔に無きことにて、奈良朝に至て僅に其影を見るに過ぎざるに於てをや。如何ぞ實見もせぬ曳馬野の萩や、渡りもせぬ安禮乃崎のさまを、後世人の眞似して、眞に見し如く、渡りし如く詠出す者あらんや。此の二首の歌あるにも拘はらず、史に見えずとて、畏くも行幸の有無を疑ひ奉るは、豈に痴愚の至りならずや。然れども流石は水戸史なり。大寶二年太上天皇幸于引馬野と、大書して疑はず。筆の次でに聊か此に之を辨じ、併せて我が曳馬野の得たる、千古の光榮を長へに傳へんと欲するなり。曳馬野は三方原なりとも、或は其の一部なりともいふ。曳馬野は後濱松庄に属す。(遠江風土記傳) ◆三年正月二日、正六位下藤原朝臣房前錄事一人を從へ、京師を發して東海道に向ふ。是れ國郡の政績を巡省し、人民の冤枉を申理せんが爲なりといふ。(續日本紀・大日本史) 知らず嶽南の治績見るべきものあるか、冤枉を申理せられし百姓幾人ありしか。○九月、駿河國に勅して社を建て、國常立尊を祭らしむ。吉原驛の豐受神社是なり。吉原驛は富士郡久爾郷下方庄なり。(駿河風土記) ◆四年四月九日、鍛冶司に令して、諸國の印を鑄しめ給ふ。其印は四角にして、大き二寸四分、或は一寸八分、篆書を以て駿河國印、遠江國印の四字を、朱字に顯はしたるものなり。(續日本記) ○五月十日、改元して慶雲といふ、西樓上に慶雲見はる、因て改元すといふ。◆慶雲元年夏、伊豆國疫行はる。朝廷醫藥を給して之を療せしめ給ふ。伊賀・信濃も亦行はるといふ。(續日本紀・豆州志稿・大日本史) ○此年、僧行基一寺を遠江國に開基す。此寺尋て天皇の勅願所となる。周智郡森町蓮花寺是なり。(遠江風土記・寺記) 蓮花寺と號し天臺宗たり。此寺は後一之宮の社僧阿闍梨法印一軀住せしことありといふ。或曰く、僧行基は遠州引佐郡の人にして、今も行基産湯池といふところ、四方淨村に在りと、

國印



山背國印

天平五年四月廿二日 田券
廿八年八月廿六日 國解所印

我が嶽南三ヶ國の國印
を求めたれども未だ得
ず王城所在山城國の印
を掲げて例とす

其説に云く

行基菩薩
は遠州の

中田郷

昔天武天皇の頃、彼の池頭に獨長者といふ者あり。富巨萬を累ぬ。長者の門前に一寡婦あり、名を左波といふ。一夜日輪懷に入ると夢みて男子を産す。男子容貌は凡ならざれども、日夜啼泣して止まざるに苦む。偶參州瀧村新福寺の住僧某其地を過ぎ、兒の啼聲を聞きて以爲らく、眞に是れ法華經の妙音なり。計らざりき此山に此聲あらんとは。さるにても如何なる者の産める子ならんと、聲を求めて尋ね至り、兒を見て大に驚き、直ちに請ひ取て親ら懷き、因て婦に請うて携へ歸り、之を鍾愛すること、己の所生に異ならず。行基年十五、其師に問うて曰く、吾に父母ありやと、師曰く、汝の母は、遠州引佐郡中田郷の一寡婦なりと。行基母を思つて止まず。後母を訪うて中田郷に到り、其の地勢を按じて、

川名郷
西方郷
井平郷
別所郷
四方淨

其の靈域なるを知り、自から佛像を刻して、土地の四方に置き、以て其靈を靈にせんと欲す。因て手から藥師如來を彫り、之を東方川名郷に安置し、阿彌陀如來を刻みて、之を西方的場郷に安置し、南方伊平郷には、觀世音菩薩の像を祭り、北方別所郷には、釋迦牟尼如來の像を安置し、以て邪氣の犯すこと無からしむ。而して中田郷の地は、其の中央なるを以て、稱して四方淨と呼び做せり。四方淨の東北隅に、稍、高き土地あり、一堂宇あり。是れ行基入寂の後、土人等其の分骨、及び其の法衣等を迎へ來て、埋藏せし所にして、其傍を流るる溪流あり。水澄澈にして底石を數ふべし。架するに一橋を以てし、名けて行基橋といふ云云。

調を免す
朝使東海
道を巡る

尙ほ能く考索する所あるべし。◇二年八月十一日、詔して諸國の調を免ぜらる。(續日本紀) 嶽南の地また其澤に霑ふ。○冬十月廿六日、朝使東海道に向はる。此行の主旨は、高年・老疾・鰥寡・惇獨の者を賑恤し、又今年の調の半を免じ給ふに在りといふ。(大日本史) ◇三年正月、駿河國に瀬織津比咩命を祭る。是れ益津郡直江神社なり。(駿河風土記) ○閏正月五日、駿河國疫行はる。朝廷醫藥を給して療ぜしむ。(續日本紀・大日本史)

直江神社
駿河疫
東海道飢
役丁法及
田租法

○七月廿八日、東海道其他五道飢ゆ。朝廷使を遣はして之を賑恤し給ふ。嶽南の地また此災に遭ふ。(大日本史) ○九月十五日、田租の法を定め、町ごとに十五束、及び役丁を點ぜしむ。是れ七道一般のことにして、朝廷の使各國を巡行して、之が申明につとむ。是れ今年定められし格に依るなるべし。格に曰、

一戸之内八丁以上爲大戸。六丁爲上戸。四丁爲中戸。二丁爲下戸。一丁不在計限。其丁賜口分田。男二段、女減三分之二。賜園地。殖桑漆。上戸桑三百根、漆一百根以上。中戸桑二百根、漆七十根以上。下戸桑一百根、漆四十根以上。新別爲戸者五年種畢。其賜田、有班田使六年一班。(續日本紀)

凡そ賜田の事は田令に見え、租庸調の事は賦役令に見ゆ。精しくは就て見るべし。◇四年三月、鐵印を攝

駒嶺の印 津・伊勢等廿三國に給ひ、牧場の駒嶺に印せしめらる。時に遠江國牧場の牛には、右の腰に(印)の字を印す。
(續日本紀)

【元明天皇】 慶雲四年六月十五日文武天皇崩じ、帝攝政し、七月十七日即位し給ふ。(紀)

遠江國大嘗會の齋

景雲四年十一月廿一日、大嘗會を舉行はせ給ふ。此の大典は、天皇即位の後、始めて新穀を以て、天照大神及び天神地祇を奉祭し給ふ、一世一度の新嘗祭なれば、其の儀式甚だ嚴かにして、必ず兩齋國を定め、其の二國の稻を用ひ、神饌とせらるることなるが、今度遠江國は、但馬國と共に、卜定せられて齋國となり、謹みて其事に任じ奉りけり。(續日本紀) ○廿七日、遠江國は但馬國と共に、國郡司並に男女惣べて一千八百五十四

西山寺
長田郡を
分け二郡
とす
和銅出

人、位に叙し祿を賜はること各差あり。是れ今度大嘗會に奉仕したる賞賜なりと知らる。(續日本紀) ○此歲庵原郡岩淵に西山寺を建立す。是れ聖仲沙門開基して、十體の無量壽佛を安置せし所なり。(駿河風土記) ◆五年正月十一日、改元して和銅といふ。武藏國より和銅を獻じたるに因り、此の改元ありしといふ。○此の年間令あり。曰、

國造司神事

國造帶^{フルトキ}郡任^ツ託^{シテ}言^{シテ}神事^ニ、動^ス廢^ス公務^ヲ。因^テ之^ニ國司^ヲ・郡領司^ニ政事^ヲ、國造任^ニ神事^ニ而已。

遠江守
國守の名
稱
淨見崎の
景

と、是より嶽南諸國の國造等も、皆な唯神事に仕ふるのみとなりぬ。(遠江風土記傳・類聚國史)
◆和銅元年三月十三日、從五位下美努連淨麻呂遠江守に任ぜらる。(續日本紀・大日本史) 國司を改めて國守と稱するは、天武天皇の朝より始まるといふ。○從五位上田口朝臣益人といふ者あり、淨麻呂の遠江守に任ぜらるる時、同じく上野國守に任ぜられたれば、任國に赴かんとて、駿河に到りしが、淨見崎を過ぐるに及

び、其の風景の美に接して、感賞措く能はず、和歌を詠じて其意を述ぶ。

廬原乃清見乃崎乃見穗乃浦乃 寬見乍物念 毛奈信

晝見騰不飽田兒浦大君之命 恐 夜見鶴鴨

田子浦

田子浦は、古へ菅屋里とも云ひ、庵原の南、一帶海岸の總稱なり。此地三保の勝、沼津の奇を左右に控へ、

菅屋里

白醜醜の芙蓉後を覆ひ、碧潭潭の駿江前に湛ふれば、人もし此地に立ちて、伊豆の青螺を眺めつつ、渚に寄する浪の音、梢に響く松籟を、琴箏羯鼓に類へなば、實に物念もなかるべきか。(里人談) ○四月、勅して駿

藁科神社

河國に思姬を祭らしむ。蘆河郡藁科山に鎮座せる藁科神社是なり。(社記) ○五月、去る三月の頃より此月

牛地底より
躍出

に至り、駿河國椎乃尾の地底鳴動して止まず。晝夜百又餘度に及び、恰も地震の如くなれば、土人洵洵として安き心もなかりしが、此月十五日の夕、月色明かなる處に、一黒牛あり。躍て地底より出づ。牛の出づる

白須計渡

時、一顆の玉を負ひしが、玉光均均として四邊を照らし、月色も爲めに其明を奪はれんとす。日を経て之を京家に獻げんと欲し、牽きて東海道を西上し、遠州白須計渡に到りて終に斃死せり。蓋し路上の蒸暑に堪へ

慈悲尾村

ざりしならん。牛の斃死せし所を牛瀬と稱し、今も尙ほ存せり。椎乃尾は即ち慈悲尾村にて、安部郡服織庄

椎乃尾神社

に屬す。今も椎乃尾神社あり。事代主神を祭る。又椎田池あり、美石を出だす。(駿河風土記) ◆二年二月二

長上郡

十日、遠江國長田郡は、地界廣遠にして、居民遙に隔たり、往還便ならず、辛苦極めて多しとて、分ちて二郡とせらる。(續日本紀) 長上長下の二郡是なり。(遠江風土記傳・大日本史) 後世長下といふ郡は存せざれども、今の地理上より、此の二郡を推考すれば、長上郡は、東豊田郡に至り、南長下郡に連り、西敷知郡に界

長下郡

遠駿の兵
蝦夷を征
す

し、北麿玉郡を限り、中に六郷を有し、茅原(萱場)・碧海(大見)・長田(永田、蒲廿四郷)・河邊(上下野邊)・蟾沼(今沼)・壹志(市野)と稱す。長下郡は、東城飼郡に接し、南海に至り、西敷智郡に界し、北長上・豊田・山名三郡に連り、中に八郷を有し、大田(上下大之郷)・長野(未詳)・貫名(上下貫名)・伊筑(未詳)・幡多(飯田)・大場(大柳)・老馬(老馬)・通熊(同笠)と稱す。而して長下郡の廢後、其地は豊田・山名・長上三郡に混合したるなり。是れ遠江風土記傳の説にして、悉くは信じ難しと雖ども、暫くここに附記す。凡そ遠江國なる山名・豊田・麿玉・周智・長上等の諸郡は、時に或は縮小し、時に或は擴張し、又或は甲乙更換し、郡名の廢せられしものあるなど、彼是混雜錯亂し、廣狹變革常ならず。加之、天龍川の沿岸、遠州灘の沿海等は、河海の洪溢氾濫に因て、潰決廢亡したるもあり、沈澱沖積したるもありて、今を以て古を律し難きもの少なからざれば、考ふるも及ばざるものあるべし。(掛川志稿) ○三月五日、遠江・駿河二國の兵丁等、徵に應じて征狄の途に上る。是より先、陸奥・越後二國の蝦夷等、常に野心を藏して馴れ難く、屢良民を殘害して止まず。朝廷その猖獗を憂ひ、左大辨正四位下巨勢朝臣麻呂を陸奥鎮東將軍となし、民部大輔正五位下佐伯宿禰石湯を征越後蝦夷將軍と爲し、内藏頭從五位下紀朝臣諸人を副將軍と爲し、東海・東山兩道より出でて之を征伐せしめ、節刀並に軍令を授け給ふ。因て我が二國も、彼の諸國と共に朝命を奉じ、兵器船艦を征狄所に輸送し、且つ兵丁等も陣に従ふこととはなりしなり。蓋し我が二國の兵は、陸奥の夷に向へるなり。(續日本紀) 此時徵に應じたるは我が二國の外甲・信・上野・越前・越中の諸國なりしと云ふ。(大日本史) ○五月二十日、伊豆國霖雨して苗を損す。時に河・攝・城・甲の四國亦同害に罹るといふ。(豆州志稿・續日本紀・大日本史) ○九月二十六日、遠

伊豆國霖
雨

兵役一年
の給復

巡察使到
る

江・駿河等の兵丁の、征役五十日已上を経る者は、一年の兵役を給復せらる。恩免始めて見ゆ。(大日本史) 此役大捷して疆を拓き、始めて出羽國を置かれしが、此後屢、諸國民を移し、出羽の柵に配せしを以て、陸奥、出羽の二國は、並に邊要の重地とはなれるなり。(續日本紀・大日本史) ○此頃巡察使從五位下藤原朝臣房前至り、關割を檢察し、風俗を巡省し、國守の政績ある者を褒し、田穀、衣物等を賞賜せらる。(續日本紀) 此年伊豫國大山積神社を遷して、遠江國山住に祀る。謂ゆる茅原河内神社にして、後式内に列せらる。○駿河國に饒速日命を祭らしむ。薦河郡子松の子松岡神社是なり。(社記)

茅原河内
神社
子松岡神
社

大正七年九月十日脱稿

一、奈良朝時代

1. 總 說

驛路の制
は地方改
進の基

大化改新以來、大和朝廷は、制度の改訂に従事せられて、日も亦足らざるが如く見えしが、文武天皇の朝大寶元年に至り、終に之を完成せられたり。大寶令是れなり。大寶令の一たび制定せらるるや、假令幾分の實行し難き所はありたりとするも、是に依りて我國の諸制概ね緒に就き、都鄙共に長く準據すべき模範となりたれば、是より從來の面目を一新するを得たりと謂ふべく、而して地方の面目一新の基となりしは、驛路の制の敷かれたるに在るなり。

是まで偏鄙未開の地方は、遠き大和朝廷との往返は言ふもさらなり、近き地方地方の交通だに、思ふが儘に行はれざれば、各地方の空氣は、唯その地方の一所にのみ滯滞して、毫も疏通の道あることなく、地方人民の見聞を廣め、智識を新にするの道に乏しく、産を殖し富を増す法も無かりしを、今や驛路の制を布かれて、陸路に驛家を置かると同時に、水路には水驛てふものまで設けられ、務めて交通の便を謀られければ、頗に其の便利を得て、大に其の智識を新にし、其の財産を饒かにするを得たるは、山間僻陬の地と雖も決して少なからざるべし。況や東海の要樞なる我が嶽南三州に於てをや。

大和朝廷
は心臓東
海道は大
動脈

今假に之を人身に譬へんか。大和朝廷は、血液を製造すといふ心臓にして、東海官道の如きは、其血を輸送する大動脈なり。而して其の驛家は關節筋にして、郷道里路は、全身に分布せる細血管なり。故に心臓たる大和朝廷より發せらるるものは、法令制度といはず、訓令諭達といはず、其他百般のこと、皆なこの大動脈たる東海官道に依て輸送せられ來るなり。而して一たび輸送せられたるものは、彼の關節筋たる驛家より分かれて、郷道里路の細血管を通じ、偏鄙僻遠の地方にまで廻るなり。其廻りて遣さざるは、恰も心臓より發せる新鮮なる血液の、四肢の指頭をも循環して残さざるが如きなり。

心臓の作
出す血液
の性質

大和朝廷といふ心臓の製造する血液は、其の新鮮なること固より疑ふべからず。疑ふべからずと雖ども其の新鮮の様や、果して如何にかありけん。

青丹よし奈良の都は咲花のにほふが如く今盛りなり

白がねの目貫の太刀をさげはきて奈良の都をねるは誰が子ぞ

といふ古歌を誦しつつ、當時下させ給ふ國分寺建立の詔勅、且つは小民賑恤の勅命ども拜讀し奉らば、其の新鮮の度も、粗ぼ窺ひ得べけれども、其の血塊とも稱すべき正倉院の寶庫なる御物を拜觀するの尙ほ勝るには如かざるべし。武器にして曰はんか、馬具、刀劍の類數種あるが中に、最も珍なるは、猿樂の墨繪の彈弓、玉虫の羽を以て裝飾したる御矢、直刃の御太刀、御仕込杖、御刀子、御手鉾の類。樂器にして曰はんか、伎樂及び舞樂の面、管絃、方磬、鼓等種ある中に、最も珍なるは、篋篋の殘缺二本、簫笙、阮咸、琵琶、五絃五穴の象牙の尺八、何れも今の物にあらず。將又御調度類にて曰はんか、鴨毛の屏風、脇息、螺鈿の鏡、七

寶の鏡、双六盤、碁盤、大理石の火鉢、又漆器の類には、蒔繪或は平紋施したる物ありて、其の精巧なる後世の企及する所にあらず。織物染物に至ては、羅の御衣、絁、紵布、縑、夾纈、縹纈、藕纈、其他瑪瑙の杖如意、念珠、履、畫、唐櫃、蘭奢待、紅塵香、經軸、獸骨、魚骨、曲玉、管玉、花籠の類みな珍奇ならざるはなきが、中にも當時吹玉と稱し、盛に製造したる硝子と、石鹼とを見るに及びては、誰か此頃既に此物あるべしと思ふべしや。即ち知る、大和朝廷といふ心臓の造出す血液の分子中には、弓馬刀劍の類なきにあらざれども、専ら之を使用せんとしたるにはあらず。専ら使用せんとしたるは筆墨なり。兵書の類もありけんが、専ら講ぜんとしたるは詩文の集なり。論語の書は來りて久しけれども、未だ倫理は深く究められず。意志の人にあらざれば、克己節制などいふことには、未だ心を用ゐること多からず。感情の人なれば、只自然の美を愛すること最も厚く、宮殿の裝飾にも、自然の花紅葉を摹し、公卿上臈の衣服にも、自然の花の色を染め、自然の葉の形を現はせり。自然の堂に入て、自然の服を服し、自然の懷に抱かれ、自然の美に對して樂器を奏で、朝に夕に時の移るを知らざる、春陽駘蕩の色こそ、眞に彼の血液の質にはありけれ。源泉既に此の如し。其の下流を受くること最大なる我が東海道にして、争でか其質に移らざらんや。而して其の中樞なる我が嶽南地方にして、如何ぞ長く其の榮養を被らで止まんや。

巡察使は
地方開明
の先驅

抑も此の新鮮なる血液を帯びたる巡察使、巡察使等の巡廻も、是より漸次に頻繁を加ふべければ、都に遠き我が嶽南地方も、其の鮮血の色に染まること日に月に濃く、而して此の野蠻固陋の民情も、自から大和朝廷に達するを得て、所謂上下疏通の道も自然に開け、或は國司郡領の治績あらはれて、其の恩賞を蒙る者あ

り。或は一産三子を生みて、其の乳母を附せらるる者あり。洪水に因て堤防破壊すれば、官稻を賜ひて之を修繕せしめられ、悪疫流行して人民憂苦すれば、醫藥を給して之を治療せしめられ、凍ゆれば衣を給し、飢うれば食を給せらる。天皇美濃國に幸し給へば、我が國守等も陪從の列に入て、孝子の靈泉を汲むことを得、上皇參河國に御幸ましますば、我が曳馬野の秋萩も、ゆくりなく現神の恵みに霑ふを得たるなり。

行基の功

驛路の制敷かれ、道路の修築行はるるに及びて、忘るべからざるものは、僧行基の功なり。行基は智徳並び高き高僧にして、時の天皇に信ぜらるること深く、夙に民利を起すを以て心とせしが、會、駿河以西の國界を正すべき命を蒙りたれば、力を奮つて其事に従事したるのみならず、自からも行脚の次を以て、若し通行不便の地に至ることもあれば、其徒を集めて道路を修め、橋梁を架し、若し人跡稀なる深山絶谷に至ることもあれば、庵を結び佛を刻み、以て人の歸依心を惹くと共に、其地を開發する地と爲したるなど、其の功績の大なるは、歴史の明かに證する處なれども、其の高見卓識も亦驚くべきものあつて存するなり。而して此僧の開基の寺塔、此僧の彫刻の佛像等の、特に我が駿遠の地に多きを見れば、此の高僧を以て、我が遠州の産とする説あるも、強ち據なき俗説とのみは稱すべからざるか、我が遠州の人にして、我が遠州及び駿州の佛像を作ること多きを見れば、自ら此の地方に屢、往來し、長く住居したるをも知るべし。而して此の高僧の長く住居し、屢、往來する所は、亦いかで他に先つて開明進歩せざらんや。然らば則ち行基の我が嶽南地方の文化に貢獻したる力は、長く没すべからざるなり。

翻て文學上を按ずるに、應神天皇の朝、百濟の王仁來朝して、論語及び千字文を獻じ、始めて我國に漢文

儒佛朝廷
内に繁す

學の種子を下してより、歲月を経ること已に久しく、其の隆盛を致ししことも亦大なりしかども、其の隆盛は唯僅に大和の京中に止まりて、一步も地方に出づることはなかりしなり。而して佛教を見るに亦然り。欽明天皇の朝、百濟王聖明の表を明して、佛像を獻じたるより、多く年所を経たるのみならず、蘇我馬子と厩隆昌なりしことは、殆んど漢文學の上に出でんとしたれども、其の隆昌は亦同じく朝廷内に止まりて、未だ一步も地方に踏入ることなく地方は少しも其の餘澤を被る能はざりしが、是れ交通不便にして、都鄙の聯絡はかばかからざりし當時に在ては、亦止むを得ざる勢とも謂ふべきか。

地方に儒
佛なし

狀勢此の如くなれば、大和の帝都には、前代已に外國の文學宗教行はれ、併も最も盛に行はれて、其の影響の及べる處は、風を移し俗を替へ、延いては人心上に及ぼせる感化の少なからざるものありしにも拘はらず、地方は未だ其の餘風にだに感染したる迹見えす。唯一意に天神地祇を信仰し崇敬するのみにて、其他を知らざるもの如し。故に其の風俗も古代の儘にして、漢文學風の華美にも習はず。其の心志も古代の儘にして、佛教風の無常をも感ぜず。質朴剛健なる固有風俗の其儘に發達して、毫も他邦の臭味を加へたる迹を見ず。隨て其智或は局する所あるを免れず、即ち固陋の域を脱せざる謗は免れざるべしと雖も、純粹なる日本の風俗習慣思想を求めんとせば、此の田舎に於てせざるべからざるなり。

地方の文
學

然るに此時代に至ては、漢文學を修めたる人、佛説を明らめたる人、即ち大和朝廷の文化に浴したる人、外國文學に感染したる人等、或は觀察使となり、巡察使となり、或は國守となり、郡司となりて、交も交も

來りて地方の人士に接し、以て其の政教を敷くと共に、其の智識をも交換したるなり。加之、當時年年歲歲雨の脚よりも繁く下し給へる詔は、儒學思想のものにあらざれば、必ず佛教趣意のものなりと謂ふも、不可なきばかりのものなれば、大和朝廷の文明乃ち印度震旦等の文明の、此の地方に注入せられたることの甚だ大なるを見る。試みに想へ、當時屢下されたる詔の、飢餓を恤み凍餒を賑はすものの、漢文主意にあらざれば佛教趣意なるを。又想へ、善行を賞し惡徳を懲らすものの、佛教主意にあらざれば漢文趣意なるを。就中聖武天皇以後に至ては、信佛の御志最も深くあらせられしより、佛教興隆の御企は、晝夜を舍かせ給はぬ勢にて、遂に國分寺建立の御詔となり、其の建立の功を急かせ給ふや、之を促がし給ふ詔は、代々に渡りて絶えざりしが、其の促かし給ふ詔は、偶、佛法鼓吹の御詔となりたれば、我が嶽南の地方も、他の諸國と同じく、外國思想の注射を蒙りしは、智者を待つて始めて知るにあらざるなり。而して其の影響は如何にかありけん。

今夫れ一石を取て池中に投ぜんか、靜止して鏡の如き池水も、忽ち一波を生じて、元の水面の俤なきに至るは、萬人共に知る所にして、其の一波は一波に止まらずして、千波万波を生ずるに至るも、亦萬人の知る所なり。而して其の大小千萬の波紋は、長く一所に止まるることなく、漸く四方に流布して、水のある所は如何なる所も辭することなく、蘆の根を掛け藻の葉を潜り、池面を極めて隈なく至るは、又萬人の知る所なるべし。而して我が嶽南地方てふ池の、古代の儘久しく鎮滞せる水面も、此の時代に至て、漢文趣意てふ大石佛法趣意てふ大石、將又國分寺建立てふ最大石を、頻頻投入せられては、果して如何なる波紋を生じたるべ

きか。幾千萬の大波紋を生じたるべきか。而して如何なる邊まで播布したるべきか。想ふに水面水底悉く震動して、池中に在るものは、海草魚介を論ずるなく、悉く其の影響を免れざりしなるべし。即ち嶽南地方百般の事物は言ふを待たず、延いては上下の人心上に及ぼしたる影響も亦少なからざるべし。

佛法鼓吹の詔も地方人心を動すに足らず

佛法鼓吹の御詔、國分寺建立の御企等、我が地方の人心に影響せしこと、大は即ち大なりと雖ども、此舉此制ありしに因て、直ちに我が地方の敬神思想を棄てて、佛教信者と化し去りたりと思ふは、大なる誤なるのみならず、却て其の敬神思想に篤く、佛教など顧みだにする者なかりしを、證するに足るものあるなり。何を以てか之を謂ふ。曰く、國分寺の建立を促さるる詔の屢下るは、其の建立の績擧らざるに因るなり。而して其績の擧らざるは、主として人民の歸依なきに因るなり。天子をば現神と崇め奉り、何事をも背き奉らじとは、我が國民生れながらの性質にして、天子の命とあれば、利害を比較する暇なく、一意に遵奉するが。建國以來の我が國風なるに、獨り此事に就きてのみ此の如く遲遅たるは、全く佛てふことの念頭に存せざればなり。若し苟くも國民に崇佛の念あらしめば、一令の下に競て之を建立し、再三の詔を煩はすことあるべけんや。況や此の如く數次の詔ありしにも拘はらず、日本全國の國分寺建立は、平安朝に至て、始めて成就せりといふに於てをや。佛教の地方に於ける價值の甚だ低廉にして、寧ろ無の一字に歸せしは、想像するに難からざるなり。而して我が嶽南地方に於ける國分寺は、其の建立の時代未だ詳かならずと雖ども、其蹟今に存して明かなれば、之を建立したるは疑なきなり。即ち建立したりと雖ども、固より崇佛の念あつて建立したるにあらず。寧ろ敬神の心篤きに因て建立したるなり。試みに思へ、我が國民は、古へよりの風と

國分寺建立に敬神の極

して、天神地祇の神を敬すること厚く、殊に天照大神の神徳を仰ぐこと、最も深く最も厚ければ、其の神孫に在ます天皇をば、何れの世の民も現神と申し奉り、至誠之に仕へ奉ることは、猶ほ己が祖先なる八百萬神の、天照大神に仕へ奉れる如くせんとは思へるなり。故に現神なる天皇の仰せらるる所は、水火も辭する所にあらず。山ゆかば草むす屍、海ゆかば水漬く屍とならんとは、家持一家の庭訓にあらず。日本といふ大家の庭訓たりしなり。已に君の命には水火も辭せず、一國分寺の建立何かあらん。ただ其の遲遅たりし所以のものは、其心の進まざる物なるに因れるのみ。然らば即ち此擧を見て、直ちに國民の崇佛心をトせんとするは、誤れりといはざるべからず。

君命は默止すべからず。故に國分寺は建立せり。信仰は自由なり。故に佛像をば拜せず。拜すと雖ども信をば起さず。是れ當時我が地方人民の状態なりき。故に國分寺の躰は、高く空に聳ゆれども、其の廣濶なる境内は、草茫茫として狐狸の巢窟となるも、誰あつて之を顧みる者もなかりしなり。但し國分寺建立以前にも、既に一二堂塔の建立ありて、一二佛教信者の出來しは疑ひなき事實なれども、一般民心の歸依したるにはあらざるなり。又蠶蛾の作れる文字を奇瑞として、遠く朝廷に献じたる者あるなど、大に佛教思想の發揮したるが如く、見ゆるなきにあらざれども、是れ唯狡獪なる僧俗の相謀つて、恩賞を貪らんがための策たるに過ぎざれば、之を以て直に佛教信仰の厚薄を云せんとする者あらば、大なる誤と謂ふべし。故に心ある國守郡領等は、賞を捨てて之を奏せざる者も少なからざりしなり。然れば此期の末に至ては、多少其趣を異にする處なきにしもあらざれども、概して當時我が地方民族の腦裡には、全く佛法なしといふも過言にはあ

らざるべし。然れども若し一二堂宇の建立を見、一二僧侶の所爲を見て、佛教趣旨の浸潤を證せんとする者あらば、敢て之を論辨することなく、暫く其言に任かすべけれど、もと是れ好奇心に富める特殊なる似而非者の所爲に過ぎずして、千百に十一をだに見る能はざれば、之を一般の思想とは稱すべからず。例へば明治の國民六千萬人中、僅に十萬人に過ぎざる耶蘇教徒のあるが如し。未だ屑とするには足らざるなり。

國分寺建立地方の助

國分寺の建立、佛法興隆の詔ありと雖ども、未だ崇佛の念を起さざる我が地方人民も、彼の詔此の建立に依て、其の智識を進め、其の風俗を新にするに至りしは、掩ふべからざる事實にして、當時已に穴居の俗を脱したる族はありと雖ども、未だ家屋建築の術は進まず。柱根を地中に植え、藤葛を以て諸材を縛し、茅茨を以て屋上を覆ひ、以て僅に雨露を防ぎし國民も、今この三韓風の建築を見ては、いかで其の巧みなるに驚かざらん。其の瓦葺を見て、其の檼宇を見て、其の棟梁の高きを見て、其の椽桁の光りを見て、誰か其の規模の大なるに驚かざらん。或は之を摹せんと欲して、己が財力の足らざるを憾むもあらん。或は之が建築術を學ばんと欲し、密に之を研究する者もあらん。十人の尼、二十人の僧、嚴めしき佛像の前に侍きて、日夜の誦經梵唄の聲を聞くときは、自から新しき觀念の浮び出づることもあるべく、宗旨敷演の説教を聽かしめられては、信仰の如何は別にして、自から新らしき智識を收め得ることもあるべきか。其他僧行基の遊行、國守郡司の啓發、土著せる京人の誘導、配流せられし王族、大臣の感化、配置の漢人、高麗人等の交際等、何れか此の地方開化の資とならざるものある。然らば此の時代に及びて、我が嶽南地方の改進したるは、實に驚くべきものあるなり。況や國分寺は、嘗に佛教弘布の爲に力を盡すのみならず、又國政にも參預したるをや。

挑文師は産業發達に大功あり

地方人民の智識培養の肥料は、此の如く其れ増加せり。他の方面は將た如何にと顧みるに、産業界にも亦喜ぶべき現象あるを見る。是れ他なし、挑文師の差遣これなり。融通王の率ゐ來りし縣民の配置これなり。此時、我が嶽南に派遣せられたる挑文師は、各地方の人人を集めて、錦綾を織ることを教へ、彼の配置の縣民等は、養蠶織絹の業を傳へしが、此の絹布錦綾を織るには、絹布錦綾の材料たる、繭絲を得ざるべからず。繭絲を得むには、其れが基たる蠶蠶法を教へざるべからず。蠶蠶法を教へんには、又桑樹の培養を教へざるべからず。桑樹の培養を爲さんには、原野の荒蕪をも開拓せざるべからず。此の如く織錦の業一たび起れば、これに關聯せる數多の業の、進歩發達するは論なき而已ならず、錦綾を織る術に熟したるが爲に、又自から栲布の上にも改良を加へ、益精巧の品を製出するに至るべきは明かなる道理なれば、此の挑文師の差遣、且つ彼の縣民の配置こそは、直接間接に民業を起す基礎となり、又民財を豊にする一助となりたるは、疑もなきことなり。固より其初は唯僅かに調貢の料に充つるに過ぎざりきと雖ども、農業工業起りて、人民獨り貧しきものは未だあらず。誰か他日嶽南の民、南風を歌ふ基、此にありと言はざらむ。

地方文學

夫れ衣食足りて而して後文學起る。文學起りて而して後、人の思想も優美高尚となる。今や未だ民間の文學起りたる迹を認めずと雖ども、我が國郡の宰領たる人物は、多く帝都の文化に養はれたる者なれば、長く地方の政治に従事する間には、其の感化を地方人民に及ぼすべきは自然の勢なれば、其の方法こそ未だ知れざれ、人民生活の度、漸く高き此の時に當て、文學扶植の道、少しも開けざりとは謂ふべからず。必ずや時

防人の文

に應じての方法ありて、多少の教育は行はれたるなるべし。是れ唯吾が一己の推論にあらず。事實は明かに之を證するを得るなり。即ち萬葉集載する所の、嶽南地方古人の歌、筑紫の防人の歌等を見て之を知るべし。筑紫の防人、固より一の兵丁たるに過ぎず。然れども其の歌ふ所を聞けば、何ぞ其の思想の優美なるや。優美にして逼らざる所、以て當時人民の心情を窺ふに足らん。以て其の溫煥なる情緒の底を探ぐるに足らん。而して又其の率直の情の掬すべきものあるを知るべく、又佛教など、異教臭味の毫も雜はらざるをも知らざるべからず。勿論東國人と雖も、元是れ大和民族に外ならねば、大和歌を詠み得ざるにあらず。即ち詠むと雖も、武辨素朴を常の習として、未だ大和の京の都雅などは夢にだも思はざれば、其の詠み出づる和歌も、姿といひ言葉といひ、京人の優美醇雅なるに及ばざるは固より其處にして、そは猶ほ江戸時代に於ける琉球人の和歌の如きにもありけんか、琉球人能く和歌を賦すと雖も、其初め未だ能く我が皇朝の學に通ぜざる程は、何れも生硬未熟たるを免れで、其の漸く見るべきものを得たるは、我が皇學を會得したる後の事なりき。されば東人の和歌も其初は見るに足るものなかりつらんを、此に至て斯ばかり優雅の和歌を得て、京都の歌人併も其の大家の收むる所となりしを見ては、誰か京都文學の扶植深きを疑ふ者あらんや。さりや今世文學進み、智識開けたりと謂ふと雖ども、當時の防人其人の如く、兵役服務の青年輩にして、能く万葉集載するが如き歌を詠み得る者幾人かある。能く万葉集載するが如き歌の優美を、眞似び得る者幾人かある。歌の優美なるは心情の優美なるなり。心情優美にして始めて精忠の士ともなり得るなり。併も當時國守郡領の暴横にして、下民を凌虐侵漁するの甚だしき、東西往來の官人の横暴なる、官物送運の頻繁なる、沿道人民の

苦役誅求に苦しむこと最も大に、地方の發達を妨害すること少なからざるにも拘はらず、其の殘虐を忍びて尙ほ且つ此の如し。今を以て古に比すれば、人の智徳は時代と共に果して進歩するものか、抑も亦退歩するものあるか、疑ひなき能はざるなり。

嶽南の武

當時文學の進歩已に此の如きものあり。武術の講習豈に獨り無らざらんや。當時廷臣の男子にして、東國に下る者多かりしが、是れ皆な武を講ずるが爲なりしなり。其後其族留て概ね關東に住せしが、子孫繁衍して大族となり、大に地歩を占めたるもの少なからず。而して伊豆・駿河・相模の三國は、此族の最も多く住する所となす。故に蝦夷を征すれば、我が兵丁これに従軍し、西國を防禦すれば、我が兵丁徵集せらる。我が嶽南の武も亦盛なるかな。後世關東の武の天下に冠たるも、其基は此に在りと謂ふべし。而して明治維新の後、日清の役、日露の役、我が大日本帝國の武の、世界に赫赫たるを知る者は、又一たびは思を此に回さざるべからざるか。

嶽南地方の當時を概観すれば、其の進歩の狀、此の如く其れ大に、其の喜ぶべきこと、此の如く其れ多けれども、退いて其の裏面を顧みれば、歎すべきことも亦少なしとせず。即ち人智開くるに従ひ、流れて奸邪に陥る者多く、姦智を運らして、其處を得んとする者續出し、阿諛を呈して其利を貪らんとする風の、漸く増長せんとする傾のあること是れなり。嘗ては博士醫師にして、苞直請託に頼り、其才にもあらぬ選を得たる者あり。嘗ては國守郡領にして、妄りに祥瑞を作爲して、其賞を迎ふる者あり。博士や醫士や國守郡領は、少くとも地方民の標なり。其標にして既に此の如き者あり。況や其下をや、復た論するに及ばざるべし。

智進みて奸生す

然らば則ち小人の度し難きは、獨り今世のみにはあらざるか。

2. 事蹟

【元明天皇】藤原宮より奈良に遷り坐し、七代七十餘年の基を開き給ふ。

平城遷都

和銅三年三月、都を大和平城に遷し給ふ。是より先、持統天皇八年十二月、大和國藤井原に遷都し、藤原宮と號し、文武天皇を経て、此の天皇に至るまで都し給ひしが、實は文武天皇の慶雲四年二月、既に遷都の議は起りしなり。其後文武天皇の大喪に遭ひて中止し、此に至て始めて之を遂げられしなりといふ。○四月廿五日、遠江國飢饉なり。朝廷之を賑恤し給ふ。時に參河・美濃二國も飢饉といふ。(續日本紀・日本紀畧)

遠江飢

遠江守

懸畑神社

○五月八日、從五位下大伴宿禰牛養、遠江守に任ぜらる。(續日本紀・大日本史) ○八月、蘇我稻目を駿河國に祭る。富士郡小泉懸畑神社是なり。稻目は我國に於て、始めて佛を信じたる人、其子馬子其孫蝦夷、蝦夷の子入鹿と、四世相續いて佛を信じ、朝廷に仕へて大臣となり、頗る專横を極め、皇極天皇の即位四年六月、蝦夷入鹿父子共に、中大兄皇子の爲めに滅ぼされ、子孫終に絶えたる者なり。今此に神とし祭る所以詳かならず。○是歲、遠江國饑饉。朝廷これを賑恤し給ふ。(大日本史) ○駿河國安辨郡白澤の白澤神社を、諏訪神社に添祭る。白澤神社の祭神は、伊弉册尊なり。(駿河風土紀) ○尾張國野間の内海より、沓間明神を駿河國に勧請す。御厨町の西田中に在る、沓間明神是なり。○四年六月十九日、織部司の挑文師を、駿河・伊豆等の諸國に遣はし、錦綾を織ることを教習せしむ。(工藝志料) ○八月、熊野三所の大神を駿河國に祭り、山城

遠江飢

白澤神社

沓間明神

挑文師

山城神社

物價

駿河疫

錦綾を織る

神社といふ。志太郡青嶋村熊野神社是なり。山城神社一に岩城神社に作る。(社記) ○此歲、錢一文に米穀六升なり。(續日本紀) 之を解する者曰く、省佰(九十六文)に五石七斗六升なれば、錢の貴きこと限なし云云。(南嶺子) ○五年五月四日、駿河國疫行はる。朝廷藥を賜うて之を療ぜしむ。(日本紀畧・大日本史) ○秋七月十五日、伊豆・駿河等廿一國をして、始めて錦綾を織らしめ給ふ。(續日本紀・扶桑畧記・大日本史) 是れ去年派遣せられし挑文師等の、教授の功を試みられしなり。此時此命を被りし國、駿豆の外十九ヶ國あり。而して遠江は預からず。按ずるに我が國は太古棚機姫命始めて純と布とを織り給ひしより、機織の業始めて開け、代に志呂多閉、阿良多閉等を織ると雖も、未だ甚しく盛なるに至らず。崇神の朝、女子に手末の調を課せられてより、漸く盛況に向ひしを、融通王の率ゐ來りし秦氏を諸國に分置し、養蠶織絹の業を勵まし給へるに及びて、彌益、盛大の域に進みたるものなり。加之、其の絹帛の質、本邦固有のものに優り、柔軟にして美なれば、膚に觸れて快しと天皇御自ら仰せられ、其の工人に姓を波多君と賜へりなど傳ふるを見れば、是より其製大に精巧を加へ、遂に羽二重の如きものをも、織出すに至れるを知るに足る。然るに大化改新の後、從來の職を世にする制を廢し、新に織部司を設け、是まで服部連及び大秦公宿禰等の監督せし、諸國の工人を一轄して、織部司に附屬せしめ、又絹繩を製する國は、絹繩を調貢する制となりたれば、此業いよいよ益、隆盛となりたりといへ、其の行はるる範圍は、未だ極めて狹隘なるものなりき。然るに去年より都鄙遠近の別なく、廿一國の多きに教授せしめ、今年は已に試織の運に及びたれば、此後は此の廿一國以外の國と雖ども、之に習うて織る者の出來るは、自然の勢なれば、今後この業の盛大なるべきは、想像するに難か

絹繩の長
郡郷の名
を二字と
す

遠江風土
記

庸綿

商布
一段の長

寶光院

白狐を献
す
鹿玉川壅
塞

敷智長上
石田水害

らずと謂ふべし。但し當時の此業は、只貢物に止まりて未だ人民自ら販ぎて利を得るには至らざりき。因に

當時調貢の絹繩は、長四丈幅二尺五寸を以て匹としたりとぞ。(工藝志料) ◆六年五月二日、畿内七道諸國に
制して曰く、郡郷等の名は二字を並べ用ゐ、必ず嘉名を取れと。又其の郡内生ずる所の銀銅彩色、禽獸魚蟲
等の物は、具さに色目を録し、及び土地の沃瘠、山川原野の名號の由る所をも上言せよと。又古老の相傳、
舊聞異事を史籍に載せて言上せよと。(延喜式・日本紀畧・扶桑畧記) 此時嶽南の諸州、郡郷の名の改まりしもの
數多あるべけれども、新舊の區別は固より知るに易からず。又此時献じたる、所謂風土記といふものは如何
なるものか。若し伊勢皇學館に藏せる、遠江風土記の如き、此時のものとなせば誠に珍とすべきなれども、果
して如何あるべきか。◆七年夏四月廿二日、制して諸國の庸綿を、丁ごとに五兩と定めらる。然るに遠江國
のみは、丁ごとに絲三兩とし、一丁を以て屯絢を成せと令せらる。當時の商布は、長二丈六尺を以て段と
し、常を用ゐざるを制とす。常とは一丈三尺をいふ。(續日本紀) ○此年、伊豆國大橋の漁夫、網して一佛像
を得たり。聖德太子の刻し給へる觀音なりければ、一堂を營みて之を安置す。是れ下田町寶光院の本尊とせ
るものなり。(豆州志稿) ◆八年春正月朔日、遠江國白狐を朝廷に獻す。(大日本史・日本紀畧) 狐或は鴿に作
る。(扶桑畧記) ○五月廿五日、遠江國地大に震ひ、山嶽の崩れること甚だし。爲めに龜玉河壅塞すること
數十日、遂に潰決して敷智・長上・石田三郡の民家を没すること一百七十餘區、田苗を損すること亦甚だし。
(日本紀畧・扶桑畧記・續日本紀・大日本史) 龜玉河は謂ゆる廣瀬川にして、源を龜玉郡宮口の池に發し、南流し
て反田、缺下を經、有玉村に至りて東折し、再び南流して、敷智郡船越・馬籠・白羽・中田嶋を經、米津濱に

船越村
馬籠村

大天龍
小天龍

行住寺

駿河國守
交迭

向海寺

駿河の高
麗人

至て海に入る。是れ今の地理上より推考したる流域と知るべし。而して今ここに船越といひ馬籠といふは、
當時龜玉河の流域にありたる驛路にして、船越馬籠と一の地名に呼び、天龍・龜玉の二川相合して南下する
を、東西に渡る渡船場たりしなり。故に其名今に存して船越といふ。而して馬籠は後に分れて、南の驛路に
當る所を呼ぶこととなりぬ。されば當時は、此の廣瀬川の流を大天龍といふに對し、東なる池田の流を小天
龍と呼びしが、後大天龍は漸く塞がり、小天龍は却て水量を増し、遂に小大その處を替ふるの極、一は其迹
を失ふに至りしなりと。嘗て古老あり指もて昔の地形を圖しつつ、榮枯盛衰は、獨り人世のみに止まらざる
かと、語り畢て慚然たるものありき。(遠江風土記傳・文德實錄) ○九月二日、改元して靈龜といふ。

【元正天皇】 和銅八年九月二日、天皇禪を受け給ふ。時に左京職瑞龜を貢す。因て靈龜と改元し給ふ。

靈龜元年十二月、僧玄勝、寺を駿河國吉原に開基し行住寺といふ。(駿河風土記) ○此歲、駿河國守田口
御負罷め、巨勢足人之に替る。時に椽を竺志君足、目を林安人といふ。◆二年二月、吉備右府駿河國庵原
郡の地を拓き、一佛寺を創建し。釋迦佛を安置す。是れ由比驛の向海寺なりとぞ。(駿河風土記) ○五月十
六日、駿河國に配置せる高麗人を、武藏國に遷置かせらる、時に甲・相・上・下總・常・野下等の高麗人も、
悉く武藏國に遷されしが、其數合して一千七百九十九人ありしといふ。此時始めて彼に高麗郡を置く。(續
日本紀・日本紀畧) 是より先二月、從二位大納言武石鷹詔を蒙り、高麗人九百九十人を具し、高麗郡に到り住
し、其地を名づけて青木村といふ。武石鷹至る時、禁裡より青木といふ木を賜はり、携へ至つて植ゑしに因
るとぞ。其木老幹となつて、後世長く存す。青木一に鹿子木と稱し、葉形桂と密とに似たりといふ。而して

佛寺廢合

駿河國有渡郡駒越村は、この高麗人住居の遺跡にて、駒越は即ち高麗肥なりとぞ。(續日本紀) ○近頃佛寺を營むもの漸く多きを見る。天皇これを憂ひ給ひてにや、佛寺廢合の詔を下し給ふ。曰、

併セ兼ネ數ネ寺セ合セ成セ一区

と、後世寺號を稱する村名あるは、此朝廢合せし蹟の存するにも因るならんか。(續日本紀) ○九月、駿河國

愛鷹明神

駿河郡桃澤に、建御名方神を祭らしめ、桃澤神社といふ。後世長窪村に鎮座し、愛鷹大明神と崇奉るは是なりとぞ。○十一月十九日、大嘗祭を擧げ給ふ。遠江國は、但馬と共に齋國に卜定せられ、由機となる。依て

大嘗會と遠江

國郡司二人、位一階を進めらる。(續日本紀、扶桑略記) ○此頃僧行基諸國を行脚して遠江國に到り、引佐郡猪

四方淨と行基

平村に滯留し、四佛中尊の木像を彫み、小宇を創めて之を安置す。今其處を四方淨といひ、其坂を佛坂と稱す。(遠江風土記傳)

光明寺

◇三年三月、僧行基遠江國に堂宇を營み、光明寺と稱し、自から彫む處の福滿・智

滿・能滿の三滿虚空藏を祭り、又奥之院を創め、開運摩利支天の像を安ず。是亦行基自から刻する所なり。

多度山靈泉の行幸に嶽南の國守陪從

(遠江風土記傳・光明山由緒) ○九月十八日、天皇美濃國に幸し、多度山の靈泉を覽給ふ。此に於て東海道は相

模以西、東山道は信濃以西、北陸道は越中以西の國守と共に、遠・駿・豆三州の國守等、皆な行在所に詣でて、

風俗の雜伎を奏す。(續日本紀) 是より先、美濃國に源亟内といふ者あり。家貧にして餘資なく、日に山に入

て薪を樵り、僅に口を糊す。家に老父あり、深く酒を好み、朝夕杯を措く能はず。源亟内性至孝にして、之

を諫むるに忍びず。常に瓢を腰にして山に入り、薪を賣て歸る途、必ず酒舗を訪うて醇酒を滿たし、父の喜

色を見るを以て樂となせり。一日常の如く山に入て薪を樵るに、足を苔に失して石に躓き、倒れ俯しぬ。時

養老改元

に偶、酒氣の何處ともなく香ひ來るあれば、怪みて四方を顧みるに、石の隙より流るる水あり。其色酒に髣髴たり、掬ひて嘗むるに、芳烈甘美類なし。依て瓢に汲み、歸て父に奉ずれば、父喜びて常の品に異なりとす。源亟内亦大に喜び、此後は日に日を汲みて、飽くまで父を養ひけり。此事早くも天聞に達しけん。叙感なのめならず、此の行幸を仰出されしと承はる。○十一月十七日、詔して養老と改元し、天下の耆老に物を賜ふこと差あり。詔に曰

朕以テ今年九月、到リ美濃國不破行宮、留連數日、因覽ニ當耆郡多度山美泉、自ラ盥ニ手面、皮膚如シ滑

亦洗ニ痛處、無レ不ニ除愈、在ニ朕之躬、甚有ニ其驗、又就而飲ニ浴之者、或白髮反リ黑、或頽髮ニ更生、或闇目

如シ明、自餘痼疾、咸皆平愈、昔聞、後漢光武時、醴泉出、飲レ之者、痼疾皆愈、符瑞書曰、醴泉者美泉、

可シ以テ養レ老、蓋水之精也、寔惟美泉、即合ニ大瑞、朕雖ニ庸虛、何違ニ天貺、可レ大ニ赦天下、改ニ靈龜三年、爲ニ

養老元年、天下老人年八十已上、授ニ位一階、若レ至ニ五位、不レ在ニ授限、百歲已上者、賜ニ純三疋、綿三

屯、布四端、粟二石、九十已上者、純二疋、綿二屯、布三端、粟一斛五斗、八十已上者、純一疋、綿一屯、

布二端、粟一石、僧尼亦准ニ此例、孝子順孫、義夫節婦、表ニ其門閭、終レ身勿レ事、鰥寡惻獨疾病之徒、不

能レ自存者、量ニ加賑恤、仍令ニ長官親自慰問、加ニ給湯藥、亡ニ命山澤、藏ニ禁兵器、百日不レ復、復レ

罪如初。(續日本紀)

と、嶽南三州の士民、此の恩典を被れる者幾何ありしならむ。傳へ聞く、孝子源亟内は後美濃守に任ぜられ、其泉の湧出する所を、養老と名けらる。(續日本紀)

山住神社
遠江國守
併管
香取神社
秋葉山杉
の佛像

金剛密院
按察使

◇養老元年、遠江國茅原川内神社、勅願所に指定せらる。周智郡奥山郷地頭方村山住神社是なり。(遠江風土記傳・社記) ◇二年七月、遠江國守正五位上大伴宿禰山守、命を蒙りて駿河・伊豆・甲斐三ヶ國を併せ管す。(續日本記・掛川志稿) ◇八月、駿河國に經津主神を祭らしむ。薦河郡矢集の香取神社是なり。(社記) ◇此歲、僧行基遊化して、遠州周智郡に到り、秋葉山に登り、山嶺の杉を取て、正觀音の像を彫刻し、堂舎を作て之を安置す。後秋葉寺の創建せらるるに及で、本堂と稱するものは、即ちこの堂舎にして、世に觀音堂と稱し、寺の左に在るもの是なり。世間行基作と稱する佛像多しと雖ども、此堂の觀音像と、春日の帝釋像との如きは、實に天下の逸品なりといふ。又その前立なる十一面觀音、及び勝軍地藏も、同僧の作なりと傳ふ。(掛川志稿) ◇僧行基、伽藍を遠州大日山に創め、金剛密院と稱し、銅像の長一尺なるを安置す。像は海中より出現せしものといふ。(掛川志稿) ◇三年秋七月十三日、遠江國守正五位上大伴宿禰山守、按察使に任ぜらる。(大日本史) 其管する所は遠・駿・豆・甲の四國にして故の如し。按察使は茲年始めて置かれし所にして、一國守を拔擢して、二國若くは三四國を管せしむる制なり。其權限の如きは、此時の勅を見て知るべし。曰、其所管國司、若有非違及侵漁百姓、則案察使親自巡省、量狀黜陟、其徒罪以下斷決、流罪以上錄狀奏上、若有聲教條條、部内肅清、具記善最、言上。と、尋て又その訪察條例を定めらる。曰、

國郡司功罪、大抵依和銅法、各定五條、設百姓則、敦本棄末、精務農業、幼標孝弟、感通神、文字優長、識明時務、力有超衆、武藝絕倫、及田桑不修、耕職廢業、不孝不義、聞閭里、假託功德、稱扇

妖訛、恐脅公私、欺凌貧弱、八條其善惡、隨狀舉罰。(類聚三代格・大日本史)

平尾八幡
神社
平尾岩
國司乘傳

駿河國守
交送
嶽南免役

と、以て其權の廣狹、其任の輕重を料知すべし。(續日本紀) ◇此歲、河内國古市郡壺井八幡宮を勸請し、遠江國に一社を設く、是れ城飼郡内田郷平尾村の八幡神社なり。神主柿木庄司といふ者、奉仕怠らず。子孫世世神職となる。中世軍團を置くに及で、此地一岩を構へて段平尾といふ、後世他郡の人の郡と呼ぶは、多く此地を指すなり。(遠江風土記傳) ◇四年三月廿三日、按察使の京に向ひ、及び屬國を巡行する日は、傳に乗じ且つ食を給するを聽さる。因て遠江國に七尅、伊豆・駿河二國に各三尅、鈴一を給ふ。(扶桑略記・續日本紀・大日本史) ◇五月廿三日、此頃矢田黑麻呂、巨勢足人に替て駿河國司に任ぜらる。◇五年三月七日、嶽南の地、天下の諸國と共に、今年の役を停められ、又調を免ぜらる。免役の詔に曰、

朕君臨四海、撫育百姓、思欲家家貯積、人人安樂、何期頃者旱澇不調、農業有損、遂使衣食乏短、致有飢寒、言念於茲、良增惻隱、今減課役、用助產業、其左右兩京、及畿内五國、並免今歲之調、自餘七道諸國、並停當年之役。(續日本紀・日本紀畧)

一説云、旱災を以て天下の田租を免す。又兵役を以て東海・東山諸國の租庸調を減免し、征卒等の調庸、及び房戸の租を免す。有功及び死亡者は、復一年或は二年。(類聚國史・大日本史)

菩提樹院
大嶋の配
流人三宅
應

と、○此月、勅して諸國に定額の寺を置かしめらる。駿河國の正覺山菩提樹院は其一なり。此寺は法相宗の定額寺にして、今は府中の寺町一丁目に在り。(寺記) ◇六年正月二十日、正四位上多治比真人三宅麻呂、伊豆國大嶋に配流せらる。是より先、三宅麻呂人の謀反を誣告するに坐し、斬刑に處せられしが、皇太子の

山名郡を置く

奏に依て、死一等を降して、配流に處せられしなり。(類聚國史・扶桑略記・續日本紀・日本紀略・大日本史) ○二月十六日、遠江國佐野郡の八郷を割て、始めて山名郡を置く。(掛川志稿・續日本紀・大日本史) 山名郡の境界は、屢、變更ありて、當時の狀況は詳にし難しと雖ども、古への久努國は、概ね其の地なるべし。蓋し長下郡の廢せられて、山名郡に併合せらるるに及び、山名郡の北部は周智郡に、西部は磐田郡等に分屬したるものなり。故に後世周智郡中に、山名庄と稱する範圍の、村落五十五の多きを數ふるを見るのみならず、當時山名郡に數へたる郷名の、豊田長上二郡に存するものもあるなり。後人山名の八郷を、大田・長野・貫名・伊筑・飯多・大楊・老馬・通熊と數ふる者あり。又二郷を失すとして、山名・食田・信藝・宇治・秋戸・久努と數ふる者あり。何れを是とすべきか。後世見る所の境界は、東佐野郡に至り、南長下郡に接し、北は山香郡に連り、西は豊田・周智二郡に接したるが如し。而して彼の失したりといふ二郷を、周智郡中の字刈・飯田の二郷に當つる者あるに至ては、其の境界ますます錯雜するを覺ゆるなり。(遠江風土記傳・續日本紀) ○山名郡に其八郷を割かれたる佐野郡は、其の區域却て明かにして、概ね古へ素賀國と稱したる地方と謂つて可なり。即ち東北の二方は秦原郡に連り、西は山名・長下二郡に接し、南は城飼郡を限り、中に六郷を包容せり。曰く、山口・小松・邑代・幡羅・日根・驛家と、而して佐益中山・淡ヶ嶽等、郡中に屹峙せり。(遠江風土記傳) ○八月廿九日、遠江國司、使を奉じて京に入る時は、驛に乗ることを許さる。蓋し從來は諸國司の使を奉じて京に入る者、驛に乗るを聽されず、皆な當國の馬を用ゐ、且つ自から糧食を齎らしたれば、徒に時日を延引するのみならず、實に百姓を煩はすことも少なからざりしを、太政官見て其弊を覺り、以後公事を以て京に向ふ者は、皆な驛

遠江國司驛に乗るを聽さる

佐野郡

に乗るを聽さんと奏したるに依て、今之を聽されたるなり。(續日本紀・類聚三代格・大日本史) 太政官符に曰、

東海道五國

伊勢 志摩

尾張 參河

遠江

東山道二國

美濃 飛驒

北陸道二國

若狹 越前

山陰道三國

丹後 但馬 因幡

山陽道四國

播磨 美作 備前 備中

南海道三國

淡路 阿波 讃岐

右十九國、承前依令、不聽乘驛、其國司等、皆資食糧、乘當國馬、入京非直空延時日、實多勞擾百姓、申政違違、莫不由茲、於理商量事、非穩便、伏請自今以後緣有公事、向京國司、皆聽乘驛、唯伊賀近江丹波等三國、不在給驛之例、以前件狀、如前謹以申聞、伏聽勅裁、謹奏。

養老六年八月廿九日 (續日本紀)

大小麥の播種

◇七年八月廿七日、太政官符を以て、大小麥を耕種すべき旨を達せらる。

畿内七道諸國耕種大小麥事

右麥之爲用、在人尤切、救乏之要、莫過於此、是以、藤原宮御宇、太上天皇之世、割取官物、播殖天下、比年以來、多虧耕種、至於飢饉、艱辛良深、非獨百姓懈緩、實亦國郡罪過、自今以後、

事蹟